

第4次藤沢市公共施設再整備プラン (素案)

(第4期短期プラン：令和7年度～令和10年度)

2024年（令和6年）11月

藤沢市

目次

I 総 論

1 背景・目的.....	2
2 第3次再整備プランの取組状況等について.....	4
(1) 機能集約・複合化に関する取組状況について.....	4
(2) 機能集約・複合化に関する取組の評価について.....	5
3 施設の再整備における庁内体制及び進捗管理について.....	7
(1) 情報の一元化.....	7
(2) 事業化に係る庁内体制及び意思決定の流れ.....	7
(3) 施設の機能集約・複合化に伴い発生した空き施設・跡地に係る事項.....	10

II 短期 プラン

1 第3期短期プランの進捗状況について.....	13
(1) 実施事業.....	13
(2) 検討事業.....	13
2 第4期短期プランについて.....	15
(1) 対象事業.....	15
(2) プラン期間中の事業の移行について.....	15
(3) 「総合指針2028」との関連.....	15
(4) 短期プランの更新.....	17
(5) 第4期短期プランの事業費の見通し.....	17
(6) 実施事業.....	18
OUR Project（生活・文化拠点再整備）.....	19
村岡公民館等再整備（第6分団）.....	22
鵠沼保育園等再整備.....	25
善行保育園、善行乳児保育園等再整備.....	28
石名坂環境事業所再整備.....	31
南消防署本町出張所（第9分団）再整備.....	34
鵠沼中学校再整備.....	37
辻堂小学校再整備.....	40
鵠洋小学校再整備.....	43
片瀬小学校再整備.....	46
片瀬山市民の家再整備.....	49
鵠沼市民センター等再整備.....	51
藤沢宿歴史的建築物整備（旧桔梗屋）.....	54
長久保公園みどりの相談所再整備.....	58

大庭台墓園立体墓地再整備 [特別会計施設]	61
下水道施設再整備 [特別会計施設]	64
(7) 検討事業.....	67
文化財収蔵庫再整備	68
老人福祉センターやすらぎ荘再整備	71
太陽の家再整備	74
南消防署苅田出張所（第5分団）再整備（自家用給油所等）	77
北消防署善行出張所（第15分団）再整備	79
北消防署御所見出張所（第30分団）再整備	81
明治中学校再整備	83
藤沢小学校再整備	86
明治小学校再整備	89
特別支援学校適正配置整備事業（白浜養護学校過大規模化解消事業）	92
藤沢聖苑再整備	95
北部環境事業所1号炉再整備	97
北部環境事業所し尿処理施設再整備	99
市営住宅再整備	101
中学校給食センター整備	104
少年の森管理棟再整備	106
藤沢市民病院西館等再整備 [特別会計施設]	108
(8) PPP／PFI導入の考え方について	110

III 長期 プラン

1 第3次再整備プランの進捗状況について	114
2 長期プランの改定について	118
(1) 施設種類について	118
(2) 記載内容について	118
(3) 長期プランの見直しについて	118
3 長期プラン（施設種類別）	119

I 總論

1 背景・目的

平成25年度に策定した「藤沢市公共施設再整備基本方針」（以下「再整備基本方針」という。）では、公共施設の再整備の基本的な考え方として、「公共施設の安全性の確保」、「公共施設の長寿命化」、「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」を掲げています。

この考え方に基づき、「再整備基本方針」を具現化し、計画的に公共施設の再整備を進めていくことを目的として、平成26年度に、「藤沢市市政運営の総合指針2016」（以下「総合指針2016」という。）の期間に合わせた「第1次藤沢市公共施設再整備プラン」（以下「第1次再整備プラン」という。）を策定しました。

「第1次再整備プラン」は、「総合指針2016」の期間に合わせて実施する短期プランと平成26年度からの20年間の再整備の考え方を施設分類ごとに示した長期プランで構成されています。（表I-1-1参照）

「第1次再整備プラン」策定以降は、プランの進捗状況を踏まえ、「藤沢市市政運営の総合指針2020」、「藤沢市市政運営の総合指針2024」の期間に合わせて、「第2次藤沢市公共施設再整備プラン」、「第3次藤沢市公共施設再整備プラン」（以下「第3次再整備プラン」という。）を策定しています。

「第4次藤沢市公共施設再整備プラン」（以下「第4次再整備プラン」という。）は、「(仮称) 藤沢市市政運営の総合指針2028」（以下「総合指針2028」という。）の期間に合わせて作成しました。

表 I - 1 - 1 再整備プランの計画年度

第1次 藤沢市公共施設 再整備 プラン	第1期 短期プラン 平成26年度～ 平成28年度				
	長期プラン 平成26年度～令和15年度（20年間）				
総合指針2016	平成25年度～ 平成28年度				
第2次 藤沢市公共施設 再整備 プラン	第2期 短期プラン 平成29年度～ 令和2年度				
	長期プラン ～令和15年度				
総合指針2020	平成29年度～ 令和2年度				
第3次 藤沢市公共施設 再整備 プラン	第3期 短期プラン 令和3年度～ 令和6年度				
	長期プラン ～令和15年度				
総合指針2024	令和3年度～ 令和6年度				
第4次 藤沢市公共施設 再整備 プラン	第4期 短期プラン 令和7年度～ 令和10年度				
	長期プラン ～令和15年度				
総合指針2028	令和7年度～ 令和10年度				

2 第3次再整備プランの取組状況等について

(1) 機能集約・複合化に関する取組状況について

「再整備基本方針」では、公共施設再整備の基本的な考え方のひとつに「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」を掲げ、機能集約・複合化を伴わない单一機能での施設の建て替えについては、原則禁止とし、新たな施設整備を行う際は、既存の施設の有効活用を検討し、周辺施設等との機能集約、複合化を検討することとしています。

「第3次再整備プラン」では、表I-2-1に記載している既存機能14施設(①～⑯)を8施設(No.1～8)に複合化する方向で再整備を進めてきました。また、これまでの既存機能に新規機能及び賃借機能を加え、合計39の機能を8施設にまとめています。

複合化する機能の詳細は、次のとおりです。

表I-2-1 複合化する機能の一覧

事業名 (8施設)	複合化する機能		
	既存機能 (14施設23機能) (既存施設又はその周辺の公共施設機能)	新規機能 (3機能) (再整備に伴い新たに追加した機能)	賃借機能 (13機能) (既存施設周辺で賃借していた機能)
No.1 辻堂市民センター再整備(南消防署辻堂出張所(第10分団)等) (7機能を複合化) ※R3.8供用開始	① ・辻堂市民センター ・辻堂公民館 ・辻堂市民図書室 ・防災備蓄倉庫		・辻堂西地域包括支援センター ・辻堂地区ボランティアセンター
	② ・南消防署辻堂出張所(第10分団)		
No.2 善行市民センター再整備 (6機能を複合化) ※R2.1供用開始 健康プラザ棟 ※R4.3供用開始	③ ・善行市民センター ・善行公民館 ・善行市民図書室 ・善行地区ボランティアセンター ・防災備蓄倉庫		・善行地域包括支援センター
No.3 OUR Project (生活・文化拠点再整備) (10機能を複合化)	④ ・市民会館	・生涯学習室 ・防災備蓄倉庫	・市民ギャラリー ・アートスペース ・南市民図書館 ・常設展示室 ・市民活動推進センター
	⑤ ・文書館		
	⑥ ・青少年会館		
No.4 村岡公民館等再整備 (第6分団) (5機能を複合化)	⑦ ・村岡公民館 ・村岡市民図書室		・村岡地域包括支援センター ・村岡地区ボランティアセンター
	⑧ ・消防第6分団器具置場		

No. 5	善行保育園、善行乳児保育園等再整備（3機能を複合化）	⑨	・善行保育園 ・善行乳児保育園		・善行つどいの広場
No. 6	環境事業センター再整備（南北収集事務所統合整備）（3機能を複合化） ※R5.2 供用開始	⑩	・環境事業センター	・放課後児童クラブ（石川小学校区）	
		⑪	・南部収集事務所		
No. 7	鶴南小学校等再整備（3機能を複合化） ※R6.9 供用開始	⑫	・鶴南小学校		・放課後児童クラブ（鶴南小学校区）
		⑬	・浜見保育園		
No. 8	辻堂小学校再整備（2機能を複合化）	⑭	・辻堂小学校		・放課後児童クラブ（辻堂小学校区）

(2) 機能集約・複合化に関する取組の評価について

機能集約・複合化の効果について、第3期短期プラン実施事業のうち、既に再整備が完了し、供用開始後1年以上経過している辻堂市民センター、環境事業センターについて、検証を行いました。

ア 検証結果

(ア) 辻堂市民センター再整備（南消防署辻堂出張所（第10分団）等） (令和3年8月供用開始)

a 効果

- ・賃借料の節減
(包括支援センター：約379万円/年、ボランティアセンター：約60万円/年)
- ・土地売却益の発生（旧南消防署辻堂出張所跡地：約6,600万円）
- ・体育室、ホールの整備による稼働率の向上
- ・行政サービス提供場所の一元化による利便性の向上
- ・消防出張所との複合化による防災機能の向上

b 課題

- ・面積の増加による施設整備費、維持管理費の増加
(辻堂市民センター：1,475m²→4,059m²)
(南消防署辻堂出張所：581m²→1,091m²)
- ・用地取得費の発生（約30,025万円）
- ・体育室、ホール以外の稼働率の低迷

(イ) 環境事業センター再整備（南北収集事務所統合整備）

（令和5年2月供用開始）

a 効果

- ・機能集約による面積の縮減

（環境事業センター、南部収集事務所：

$$1,906 + 1,480 = 3,386 \text{ m}^2 \rightarrow 2,630 \text{ m}^2$$

- ・面積の縮減による施設整備費、維持管理費の節減
- ・収集拠点の集約による収集業務の効率化
- ・放課後児童クラブ新設によるニーズへの対応

イ 評価（今後の検討課題について）

機能集約・複合化による効果として、一般的には、財政改善効果、利便性の向上、稼働率の向上、地域の活性化などが挙げられます。

辻堂市民センター再整備においては、財政改善効果として、既存賃借施設の賃借料の節減、既存施設跡地の売却益の発生が挙げられます。一方で、財政課題としては、用地取得費の発生や面積の増加による施設整備費、維持管理費の増加が挙げられます。面積増加の原因としては、旧施設には無かった体育室等の機能の追加やバリアフリー等への対応、消防車両の大型化、仮眠室の個室化などが考えられます。また、複合化による利便性の向上、消防出張所との複合化による防災機能の向上があった一方で、体育室、ホール以外の諸室の稼働率の低迷が課題です。

環境事業センター再整備においては、財政改善効果として、機能集約に伴う面積縮減による施設整備費、維持管理費の節減が挙げられます。また、収集拠点の集約による収集業務の効率化や放課後児童クラブ新設によるニーズへの対応などの効果が挙げられます。

機能集約・複合化による財政改善効果を得るためにには、従来の床面積を縮減させるほど効果が高く、再整備の検討にあたっては、機能と施設を分離して検討する必要があります。また、利便性の向上、稼働率の向上に向けては、利用者ニーズ、利用状況の検証が必要となります。

3 施設の再整備における庁内体制及び進捗管理について

(1) 情報の一元化

公共施設の再整備に当たり、企画政策部企画政策課において、機能集約、複合化等に関する各部局間の調整を図るとともに、公共施設再整備に関する情報や短期プラン掲載事業の進捗状況を一元的に管理します。

なお、進捗状況については、「藤沢市公共資産活用等検討委員会」¹（以下「公共資産活用等検討委員会」という。）において、検討・審査を行い、全庁的に情報共有を図ります。

(2) 事業化に係る庁内体制及び意思決定の流れ

公共施設の再整備に当たり、事業所管課において、「再整備基本方針」に基づく検討を行います。検討結果について、「公共資産活用等検討委員会」で検討・審査の上、「政策会議」²において審議し、再整備等の必要があると認められたものについては、短期プラン検討事業に位置づけます。

検討事業に位置づけられた事業については、基本構想等に着手し、コンセプト、スケジュール、施設規模などの検討を行います。検討結果について、「公共資産活用等検討委員会」で検討・審査の上、「政策会議」において審議し、短期プラン実施事業に位置づけます。

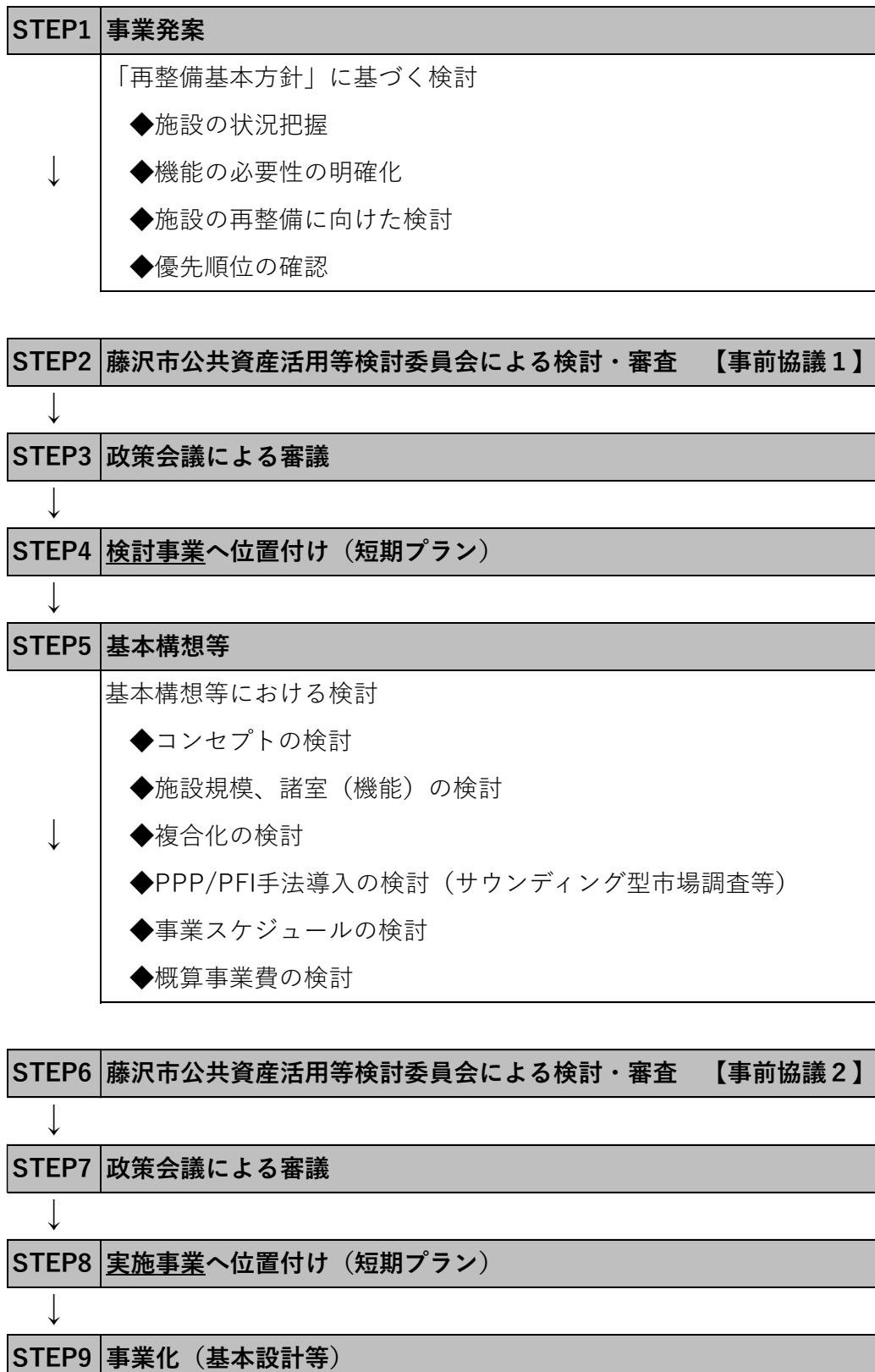
実施事業に位置づけられた事業については、基本設計等に着手しています。

（図 I - 3 - 1 参照）

¹ 藤沢市公共資産活用等検討委員会：公有地等の有効活用並びに公共施設等の再整備及び総合管理に係る方策を検討及び審査することにより、市の財政運営に必要な財源の確保に資するために設置しています。

² 政策会議：市政運営の基本方針及び市政の重要施策等について、行政運営の視点から的确かつ効率的な政策判断を行うとともに、部等の総合調整を図り、もって市行政の円滑かつ能率的な推進を図ることを目的に設置しています。

図 I – 3 – 1 公共施設再整備事業化フロー



※フローは一般的な公共施設再整備の流れを示したものであり、災害復旧等の緊急性を有する事業等については、フローによらないこともできるものとします。

この場合は、「公共資産活用等検討委員会」でその理由について検討・審査することとします。

※事前協議にあたっては、施設所管課において、チェックシートを作成します。

※複合化に係る庁内照会は企画政策課が実施します。

※事業内容、規模等に応じて庁内検討プロジェクトを組織します。

※複合化の検討に併せて事業・施設を統括する事業主管課を決定します。(原則として再整備プラン事業所管課)

※適宜、事業主管課による事業内容の方向性に関する市民・関係団体への説明、意見調整を行います。

※適宜、施設所管課、事業主管課による施設利用者等への複合化方針の説明、意見調整を行います。

(3) 施設の機能集約・複合化に伴い発生した空き施設・跡地に係る事項

機能集約や複合化等に伴い発生した空き施設や跡地の有効活用については、企画政策部企画政策課において、活用希望の有無について、全庁照会を実施し、関係各部と企画政策課において、活用の方向性について整理し、「公共資産活用等検討委員会」で検討・審査の上、「政策会議」において審議し、決定します。

活用の方向性については、以下の4つに分類されます。

(図I-3-2参照)

ア 公共使用型

公共機能として、市が使用を継続するもの。

イ 資産売却型

公共機能としての活用がないため、売却するもの。

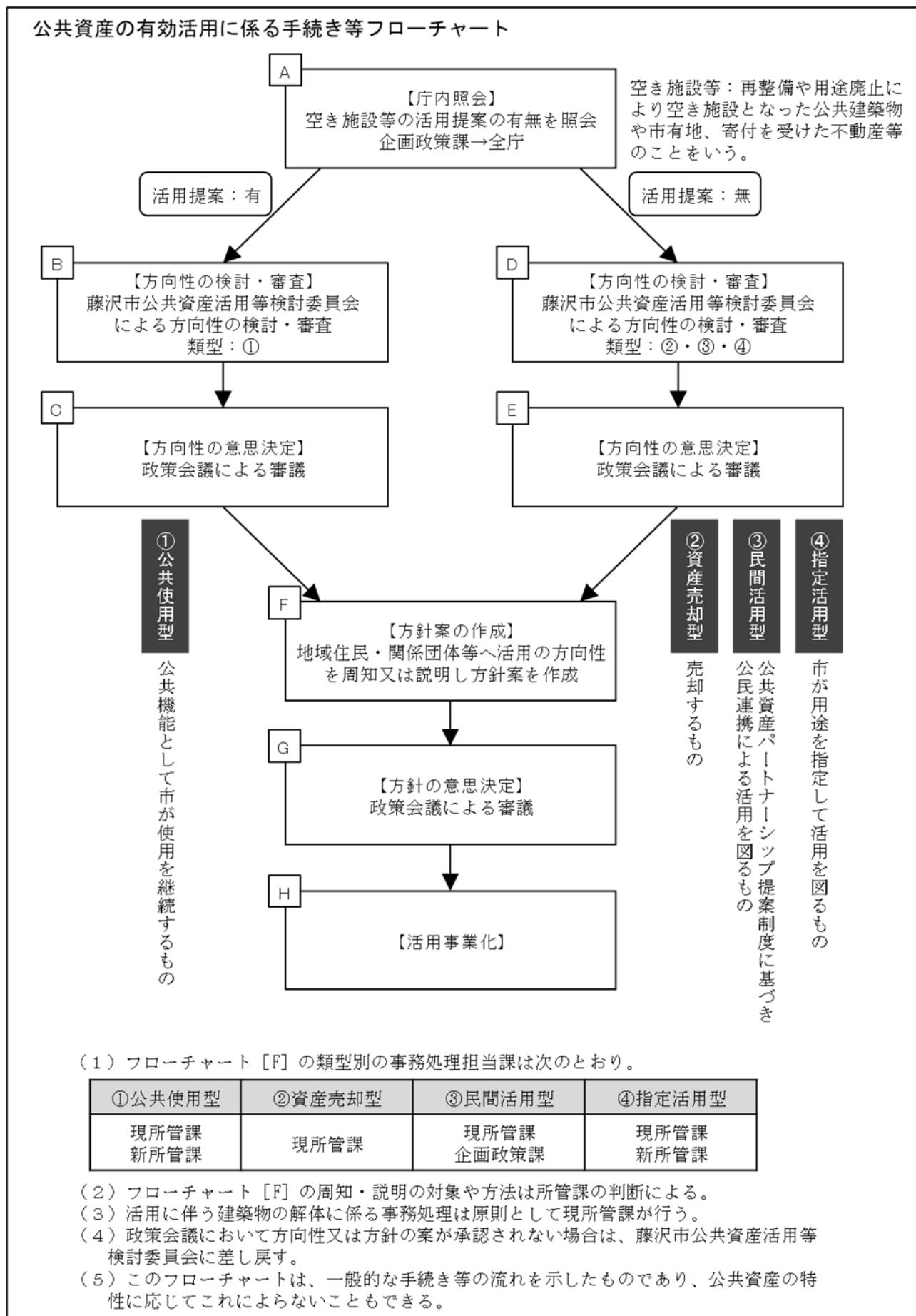
ウ 民間活用型

公共資産パートナーシップ提案制度等に基づき、公民連携による活用を図るもの。

エ 指定活用型

市が用途を指定して、民間事業者等が活用を図るもの。

図 I - 3 - 2 公共資産の有効活用に係る手続き等フローチャート



II 短期 プラン

1 第3期短期プランの進捗状況について

第3期短期プランでは、「実施事業」として20事業、「検討事業」として14事業の合計34事業に取り組みました。進捗状況は、次のとおりです。
(表II-1-1参照)

(1) 実施事業

第3期短期プランに掲げた20事業の内、9事業で、施設の再整備が終了しています。

また、10事業が設計中または施工中で、これらの事業については、第4期短期プランに位置づけて、引き続き取組を進めます。

(2) 検討事業

第3期短期プランに掲げた14事業の内、5事業については、施設の基本設計等の事業化段階になったことから、第4期短期プランの実施事業に位置づけます。それ以外の9事業については、さらに検討を進めることにより進捗が見込まれることから、第4期短期プランにおいても引き続き検討事業に位置づけます。

表Ⅱ－1－1 第3期短期プランの進捗状況

第3期短期プラン		進捗状況	指針
実施事業	① 辻堂市民センター再整備 (南消防署辻堂出張所(第10分団)等)	終了 (R3.8供用開始)	※
	② 善行市民センター再整備	終了 (R4.3供用開始)	※
	③ 藤沢石原谷市民の家再整備	終了 (R4.2供用開始)	※
	④ 生活・文化拠点再整備(藤沢市民会館等再整備)	継続	※
	⑤ 村岡公民館等再整備(第6分団)	継続	※
	⑥ 文化財収蔵庫再整備	検討事業へ	
	⑦ 鶴沼保育園等再整備	継続	
	⑧ 善行保育園、善行乳児保育園等再整備	継続	
	⑨ 北部環境事業所再整備	終了 (R5.4供用開始)	※
	⑩ 環境事業センター再整備(南北収集事務所統合整備)	終了 (R5.2供用開始)	※
	⑪ 石名坂環境事業所再整備	継続	※
	⑫ 江の島サムエル・コッキング苑再整備	終了 (R4.11供用開始)	※
	⑬ 鶴沼海浜公園再整備	終了 (R6.6供用開始)	※
	⑭ (仮称)遠藤笹塙谷公園整備(多目的施設棟)	終了 (R4.7供用開始)	
	⑮ 南消防署本町出張所(第9分団)再整備	継続	※
	⑯ 鶴南小学校等再整備	終了 (R6.9供用開始)	※
	⑰ 鶴沼中学校再整備	継続	
	⑱ 辻堂小学校再整備	継続	
	⑲ 大庭台墓園立体墓地再整備[特別会計施設]	継続	※
	⑳ 下水道施設再整備[特別会計施設]	継続	※
検討事業	① 片瀬山市民の家再整備	実施事業へ	
	② 鶴沼市民センター等再整備	実施事業へ	
	③ 老人福祉センターやすらぎ荘再整備	継続	
	④ 太陽の家再整備	継続	
	⑤ 藤沢宿歴史的建築物整備(旧桔梗屋)	実施事業へ	※
	⑥ 南消防署苅田出張所(第5分団)再整備(自家用給油所等)	継続	
	⑦ 北消防署善行出張所(第15分団)再整備	継続	
	⑧ 北消防署御所見出張所(第30分団)再整備	継続	
	⑨ 鶴洋小学校再整備	実施事業へ	
	⑩ 片瀬小学校再整備	実施事業へ	
	⑪ 明治中学校再整備	継続	
	⑫ 藤沢小学校再整備	継続	
	⑬ 明治小学校再整備	継続	
	⑭ 白浜養護学校過大規模化解消事業	継続	

※印は、総合指針2024に位置づけられている事業

2 第4期短期プランについて

第4期短期プランは、「総合指針2028」の期間に合わせて、令和7年度から令和10年度までの4年間において、「再整備基本方針」に基づき、再整備や事業化に向けた検討を行っていく事業を示します。

(表II-2-1 参照)

なお、単独で建設する便所や倉庫など居室を有しない施設、又は延べ面積が100m²程度の小規模な施設の整備は、短期プランの対象外とします。

(1) 対象事業

再整備を行う「実施事業」として16事業、事業化に向けた検討を行う「検討事業」として17事業の合計33事業を対象事業とします。

ア 実施事業

第3期短期プラン期間中に、すでに事業化されているもの、又は第3期短期プラン期間中に、公共施設再整備事業化フローに基づく事前協議2を完了し、第4期短期プラン期間中に事業化を予定しているものを実施事業に位置づけます。

イ 検討事業

第3期短期プランにおいて、すでに検討事業、実施事業に位置付けられているもの、または、第3期短期プラン期間中に、公共施設再整備事業化フローに基づく事前協議1を完了し、第4期短期プラン期間中に基本構想等への着手を予定しているものを検討事業に位置づけます。

(2) プラン期間中の事業の移行について

検討事業については、事業の進捗状況に応じて、適宜、公共施設再整備事業化フローに基づく事前協議を行います。事前協議の結果、実施事業に位置づける必要があると認められたものについては、実施事業に移行します。

(3) 「総合指針2028」との関連

第4期短期プランの対象事業については、「総合指針2028」の重点事業との整合を図り、確実に実施できるよう取り組んでいきます。

表Ⅱ－2－1 第4期短期プラン

第4期短期プラン		第3期短期プラン からの移行区分
実施事業	① OUR Project (生活・文化拠点再整備)	継続
	② 村岡公民館等再整備 (第6分団)	継続
	③ 鶴沼保育園等再整備	継続
	④ 善行保育園、善行乳児保育園等再整備	継続
	⑤ 石名坂環境事業所再整備	継続
	⑥ 南消防署本町出張所 (第9分団) 再整備	継続
	⑦ 鶴沼中学校再整備	継続
	⑧ 辻堂小学校再整備	継続
	⑨ 鶴洋小学校再整備	移行
	⑩ 片瀬小学校再整備	移行
	⑪ 片瀬山市民の家再整備	移行
	⑫ 鶴沼市民センター等再整備	移行
	⑬ 藤沢宿歴史的建築物整備 (旧桔梗屋)	移行
	⑭ 長久保公園みどりの相談所再整備	新規
	⑮ 大庭台墓園立体墓地再整備 [特別会計施設]	継続
	⑯ 下水道施設再整備 [特別会計施設]	継続
検討事業	① 文化財収蔵庫再整備	移行
	② 老人福祉センターやすらぎ荘再整備	継続
	③ 太陽の家再整備	継続
	④ 南消防署苅田出張所 (第5分団) 再整備 (自家用給油所等)	継続
	⑤ 北消防署善行出張所 (第15分団) 再整備	継続
	⑥ 北消防署御所見出張所 (第30分団) 再整備	継続
	⑦ 明治中学校再整備	継続
	⑧ 藤沢小学校再整備	継続
	⑨ 明治小学校再整備	継続
	⑩ 特別支援学校適正配置整備事業 (白浜養護学校過大規模化解消事業)	継続
	⑪ 藤沢聖苑再整備	新規
	⑫ 北部環境事業所1号炉再整備	新規
	⑬ 北部環境事業所し尿処理施設再整備	新規
	⑭ 市営住宅再整備	新規
	⑮ 中学校給食センター整備	新規
	⑯ 少年の森管理棟再整備	新規
	⑰ 藤沢市民病院西館等再整備 [特別会計施設]	新規

(4) 短期プランの更新

「藤沢市市政運営の総合指針」の期間に合わせた4年間を計画期間として、各期間の最終年度に各事業の進捗状況を踏まえ、次期短期プランを策定することとしていることから、「総合指針2028」の最終年度(令和10年度)に第5期短期プランを策定します。

(5) 第4期短期プランの事業費の見通し

第4期短期プラン(実施事業)の事業費想定(一般会計)については、表II-2-2のとおりです。「中期財政見通し」との整合を図り、確実に実施できるよう取り組んでいきます。令和7年度以降の見通しについては、政策的経費投入可能財源と短期プランの事業費の関係を含めて、年度ごとに事業実施の可否の精査を行うものとします。

表II-2-2 第4期短期プランの事業費想定(一般会計)

(単位:千円)

区分	第4期短期プラン(実施事業)				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	合計
事業費	3,964,298	9,470,302	20,741,845	13,859,536	48,035,981
特定財源	2,387,899	7,336,730	17,092,559	10,346,993	37,164,181
一般財源	271,341	590,378	414,022	438,022	1,713,763
基金*	1,305,058	1,543,194	3,235,264	3,074,521	9,158,037

* 公共施設整備基金

(6) 実施事業

		事業名	ページ
実施事業	①	OUR Project（生活・文化拠点再整備）	P 19
	②	村岡公民館等再整備（第6分団）	P 22
	③	鵠沼保育園等再整備	P 25
	④	善行保育園、善行乳児保育園等再整備	P 28
	⑤	石名坂環境事業所再整備	P 31
	⑥	南消防署本町出張所（第9分団）再整備	P 34
	⑦	鵠沼中学校再整備	P 37
	⑧	辻堂小学校再整備	P 40
	⑨	鵠洋小学校再整備	P 43
	⑩	片瀬小学校再整備	P 46
	⑪	片瀬山市民の家再整備	P 49
	⑫	鵠沼市民センター等再整備	P 51
	⑬	藤沢宿歴史的建築物整備（旧桔梗屋）	P 54
	⑭	長久保公園みどりの相談所再整備	P 58
	⑮	大庭台墓園立体墓地再整備[特別会計施設]	P 61
	⑯	下水道施設再整備[特別会計施設]	P 64

(実施・検討)	(番号)	(事業名)																
実施	1	OUR Project (生活・文化拠点再整備)																
事業主管課	企画政策部 企画政策課																	
住所又は地番	鵠沼東8番1号他																	
敷地面積	約36,000m ² (奥田公園 約16,600m ² を含む)																	
現状・課題	<p>市民会館、南市民図書館とともに旧耐震基準で建設され、老朽化や機能劣化が進んでいる状況であり、文化活動を支える施設としての機能を維持していくことが年々困難となっています。</p> <p>また、当該地区が生活・文化拠点として位置づけられていることや、周辺地域の内水浸水リスクが高いことなどを踏まえ、文化施設を中心とした新たな拠点整備が求められています。</p>																	
コンセプト	<p>老朽化が進んでいる市民会館及び暫定移設している南市民図書館と市民ギャラリーの再整備を基本に、文書館、青少年会館、市民活動推進センター等の機能集約を図るとともに、内水浸水対策施設の整備を行います。</p>																	
「再整備基本方針」に基づく考え方	<p>「公共施設の安全性の確保」の観点から市民会館及び南市民図書館の再整備に向けた検討を進め、その規模や機能を検証します。</p> <p>また、再整備に当たっては、公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減を図ります。</p>																	
施設規模	現況	<table> <tbody> <tr> <td>市 民 会 館</td> <td>10,589 m²</td> </tr> <tr> <td>市 民 ギ ャ ラ リ 一</td> <td>487 m²</td> </tr> <tr> <td>ア ー ト ス ペ ー ス</td> <td>550 m²</td> </tr> <tr> <td>南 市 民 図 書 館</td> <td>1,314 m²</td> </tr> <tr> <td>文 書 館</td> <td>690 m²</td> </tr> <tr> <td>常 設 展 示 室</td> <td>168 m²</td> </tr> <tr> <td>青 少 年 会 館</td> <td>921 m²</td> </tr> <tr> <td>市民活動推進センター</td> <td>449 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 暫定移設前の施設面積を示します。 ※2 貸借施設のため専用部分のみの施設面積を示します。</p>	市 民 会 館	10,589 m ²	市 民 ギ ャ ラ リ 一	487 m ²	ア ー ト ス ペ ー ス	550 m ²	南 市 民 図 書 館	1,314 m ²	文 書 館	690 m ²	常 設 展 示 室	168 m ²	青 少 年 会 館	921 m ²	市民活動推進センター	449 m ²
市 民 会 館	10,589 m ²																	
市 民 ギ ャ ラ リ 一	487 m ²																	
ア ー ト ス ペ ー ス	550 m ²																	
南 市 民 図 書 館	1,314 m ²																	
文 書 館	690 m ²																	
常 設 展 示 室	168 m ²																	
青 少 年 会 館	921 m ²																	
市民活動推進センター	449 m ²																	
	計画	<p>約 16,220 m² ※3</p> <p>※3 旧近藤邸、奥田公園駐車場、内水浸水対策施設を含まない延べ面積を示します。</p>																
主な諸室(機能)	ホール機能、ギャラリー機能、図書館機能等																	
複合化等想定施設	<p>【複合化する既存施設(機能)】</p> <p>市民会館、市民ギャラリー、アートスペース、南市民図書館、文書館、常設展示室、青少年会館、市民活動推進センター、生涯学習室</p> <p>【整備対象とする施設(機能)】</p> <p>旧近藤邸、奥田公園、奥田公園駐車場、イベントスペース、防災備蓄倉庫、ペデストリアンデッキ(鵠沼歩行者専用道)、内水浸水対策施設</p>																	

PPP（公民連携手法）導入及び検討状況	供用開始後の管理・運営を重視し、指定管理者制度及び設計・施工一括発注（デザインビルド）方式を効果的に組み合わせた公民連携手法を構築します。
---------------------	---

事業スケジュール・事業費

年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	(R 2まで) ・図書館のあり方検討、市民会館建物調査等 ・再整備方針の決定 ・庁内検討、利用団体等へのヒアリング、サウンディング型市場調査の実施 (R 3) ・藤沢市民会館等再整備基本構想の検討 ・市民ワークショップの開催 (R 4) ・藤沢市民会館等再整備基本構想の策定 ・OUR Project マスタープラン（生活・文化拠点再整備基本計画）の検討 ・シンポジウム及び市民対話集会の開催 ・サウンディング型市場調査の実施 (R 5) ・OUR Project マスタープラン（生活・文化拠点再整備基本計画）の策定 ・シンポジウムの開催 ・関係団体等意見交換の実施 ・既存建物に係る調査 ・事業者公募要領の作成 (R 6) ・事業手法等に関する検証 ・シンポジウムの開催	23,637 15,839 14,861 27,911 629
R 7	・管理・運営計画の検討 ・基本設計	154,258
R 8	・管理・運営計画の策定 ・基本設計 ・市民会館及び南市民図書館の解体工事	359,765
R 9	・市民会館及び南市民図書館の解体工事 ・実施設計	722,037
R 10	・実施設計 ・その他の既存工作物の解体工事 ・建設工事	2,793,172
R 11	・建設工事	5,361,476
R 12	・建設工事 ・開館準備	10,409,304

供用開始予定	令和13年	総事業費見込み	19,882,889
--------	-------	---------	------------

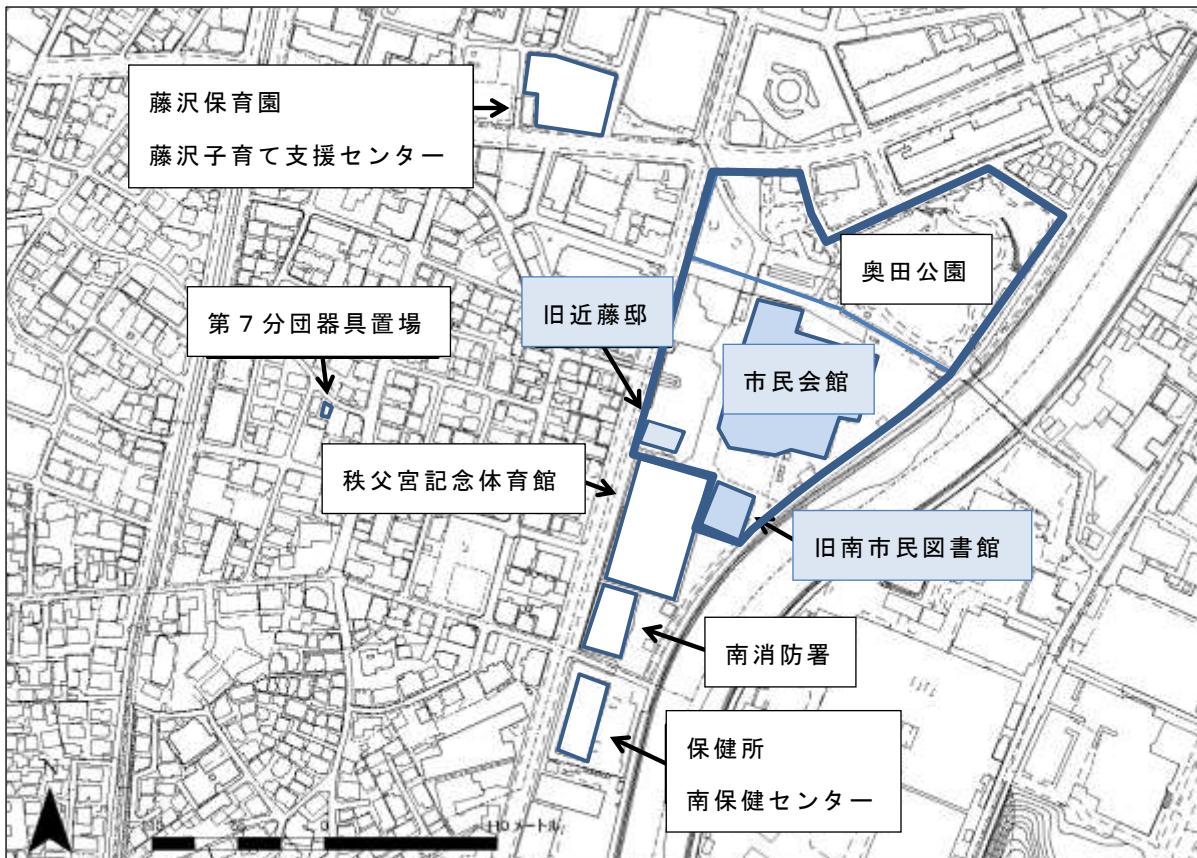
(事業費 R5以前: 決算額、R6: 予算額、R7以後: 想定建設事業費)

※上記スケジュール及び想定事業費は、内水浸水対策施設を含まないものです。

[現況写真]



[位置図(周辺地図)]



(実施・検討) 実施	(番号) 2	(事業名) 村岡公民館等再整備 (第6分団)
事業主管課	生涯学習部 生涯学習総務課・村岡公民館 消防局 消防総務課	
住所又は地番	弥勒寺一丁目7番7号	
敷地面積	2,947m ²	
現状・課題	<p>村岡公民館については、旧耐震基準で建設された民間施設を取得し、耐震改修工事を行い増築した施設であり、老朽化のみならず、手狭な状況にあります。</p> <p>また、地域住民からも建て替え要望が出されています。</p>	
コンセプト	<p>施設の老朽化と狭隘な施設環境を改善するとともに、バリアフリー環境を整備するため、現有機能に加えて新たに体育室を設置する他、地域包括支援センター等を含めた複合施設として移転による再整備を実施します。</p> <p>合わせて、隣接している消防第6分団器具置場も、公民館施設とともに、移転・再整備を行います。</p>	
再整備基本方針」に基づく考え方	<p>村岡公民館は、13地区の拠点施設として現機能を継続する必要があります。</p> <p>また、「公共施設の安全性の確保」の観点からも再整備を進めるとともに、周辺公共施設の機能集約や複合化を検討します。</p>	
施設規模	現況	村岡公民館 2,228 m ² 地下1階地上3階 RC造 第6分団器具置場 69 m ² 地上2階 木造
	計画	村岡公民館 約4,000 m ² 地上3階 RC造 第6分団器具置場 約100 m ² 地上2階 鉄骨造
主な諸室(機能)	学習室、体育室、調理室、談話室(1~3)、実習室、和室、子ども室、団体活動室、多目的ホール、音楽室等。	
複合化等想定施設	村岡公民館、村岡市民図書室、村岡地域包括支援センター、村岡地区ボランティアセンター、消防第6分団器具置場	
PPP(公民連携手法)導入及び検討状況	新駅設置計画に支障とならない必要最小限の敷地としなければならず、民間事業者の参入可能性が低く、運営ノウハウ等を導入する部分が少ないため検討対象外とします。	

事業スケジュール・事業費

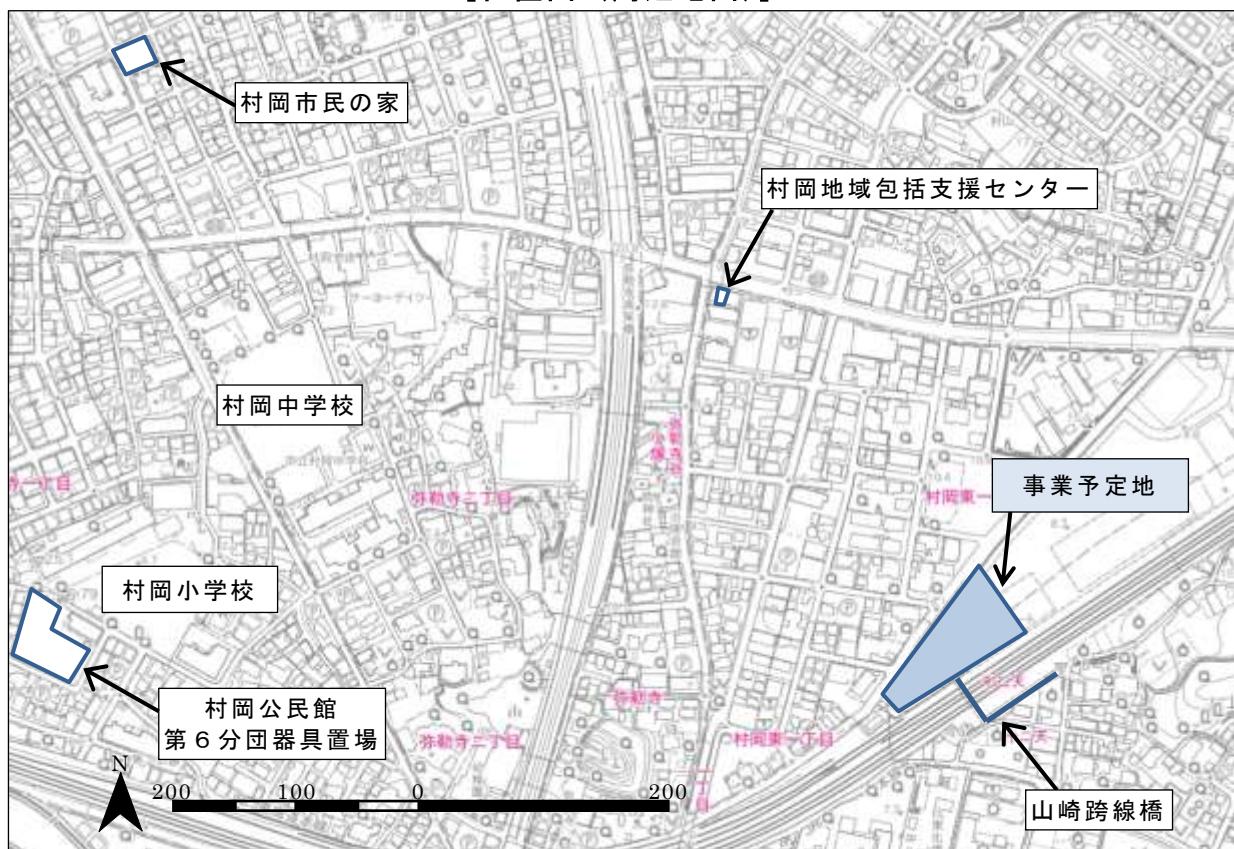
年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	(R 2まで) <ul style="list-style-type: none"> ・建設検討委員会の開催 ・基本構想策定業務委託 ・既存擁壁調査 ・設計業務委託（基本・実施一括） (3カ年継続費) ・地質調査業務委託 (R 3) ・設計業務委託（2年目） (R 4) 	35,995
	・設計業務委託（3年目） ・用地取得（買戻し） ・仮設工事（仮囲い） (R 5)	38,970
	・建設工事（3カ年継続費） ・家屋調査（事前） ・既存施設アスベスト調査業務委託 (R 6)	875,281
	・建設工事（2年目）	98,717
		936,015
R 7	・建設工事（3年目） ・家屋調査（事後） ・移転費用、初度調弁	1,699,581
供用開始予定	令和7年10月	総事業費見込み 3,684,559

(事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費)

[現況写真]



[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 3	(事業名) 鶴沼保育園等再整備
事業主管課	子ども青少年部 子育て企画課	
住所又は地番	本鶴沼三丁目 5920 番 1 他	
敷地面積	1,832 m ² + 再整備用地（借地942 m ² ）	
現状・課題	鶴沼保育園については、1964年（昭和39年）建設であり、老朽化が進んでいます。	
コンセプト	現鶴沼保育園の北側隣接地の空き地を新園舎建設用地として賃借し、鶴沼保育園等を複合化して再整備を行います。 また、再整備期間中も現園舎を活用し、保育サービスの継続的な提供、仮設園舎の建設コスト縮減及び工期短縮等を図ります。	
「再整備基本方針」に基づく考え方	建築から相当年数を経過しているため、「公共施設の安全性の確保」の観点から、建て替えを検討します。	
施設規模	現況	約 650 m ²
	計画	約 1,800 m ²
主な諸室（機能）	保育室、一時預かり保育室、地域交流室等	
複合化等想定施設	同一敷地内で放課後児童クラブ（鶴洋小学校区）、自転車駐車場を整備する予定です。	
PPP（公民連携手法）導入及び検討状況	民間事業者が設計・施工し、建物を所有したまま維持管理を行う「設計・施工一括リース方式」を採用します。	

事業スケジュール・事業費

年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 2まで	（R 2まで） ・再整備計画の策定 ・新園舎建設用地賃借料 ・埋蔵文化財調査	9,496
R 6まで	（R 3） ・再整備に向けた府内検討 ・公募型プロポーザルによる事業者公募・選考 ・新園舎建設用地賃借料	1,948

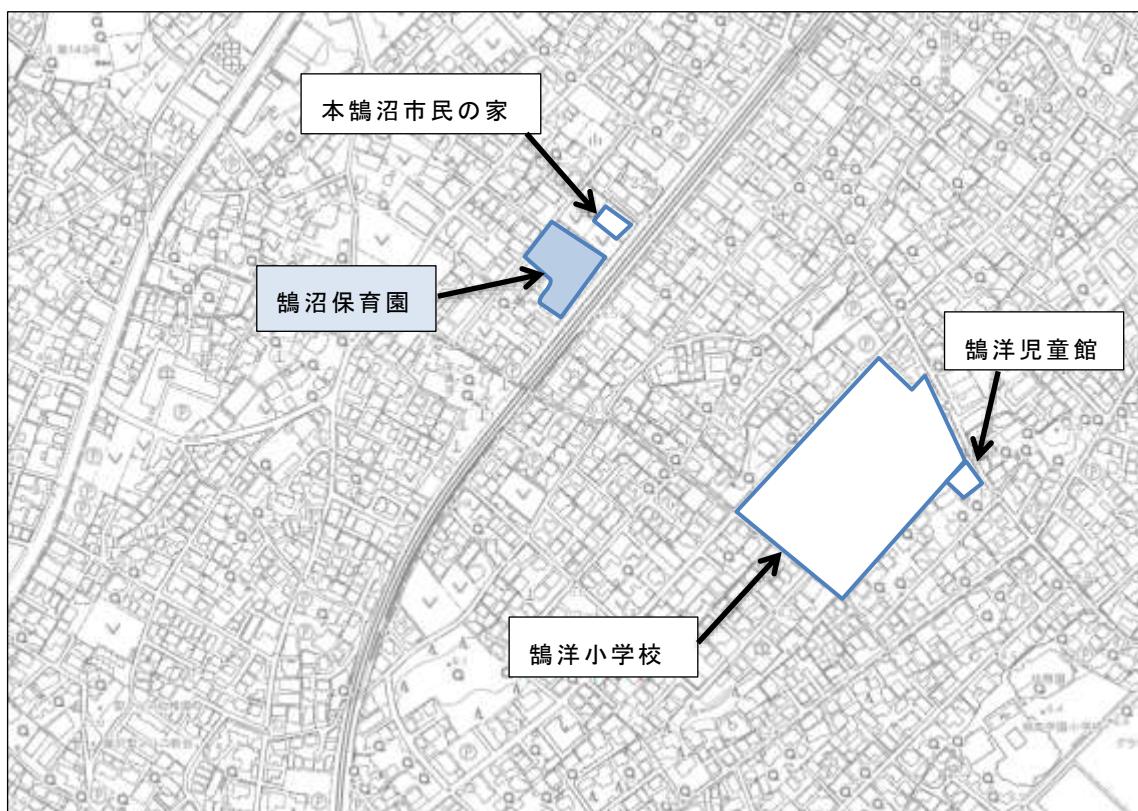
R 6まで	(R 4) ・賃貸借契約締結 ・基本設計、実施設計 ・新園舎建設用地賃借料 (R 5) ・建設工事 ・新園舎建設用地賃借料 (R 6) ・新園舎供用開始 ・リース料支払い開始 ・旧園舎解体工事等開始 ・新園舎建設用地賃借料	2,214 (990,000) ※債務負担行為 の設定 4,122 43,800 (18,750) ※債務負担行為 の設定
R 7	・保育園部分再整備完了 ・複合化部分整備開始 ・リース料支払い ・新園舎建設用地賃借料	102,609
R 8	・リース料支払い ・新園舎建設用地賃借料	104,762
R 9	・リース料支払い ・新園舎建設用地賃借料	104,762
R 10	・リース料支払い ・新園舎建設用地賃借料	104,762
R 11以降	・リース料支払い（令和16年度まで） ・新園舎建設用地賃借料	587,001
供用開始予定	令和6年9月	総事業費見込み
		1,065,476

(事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費)

[現況写真]



[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 4	(事業名) 善行保育園、善行乳児保育園等再整備
事業主管課	子ども青少年部 子育て企画課	
住所又は地番	善行一丁目 7 番 7 他	
敷地面積	約 2,515 m ²	
現状・課題	善行保育園については、1966 年(昭和 41 年)建設、善行乳児保育園については、1974 年(昭和 49 年)建設であり、老朽化が進んでいます。	
コンセプト	善行市民センターの駐車場及び駅利用者の駐輪場として使用されていた敷地を活用し、善行保育園、善行乳児保育園等を複合化して再整備を行います。 また、再整備期間中も現園舎を活用し、保育サービスの継続的な提供、仮設園舎の建設コスト縮減及び工期短縮等を図ります。	
「再整備基本方針」に基づく考え方	両保育園とも老朽化が進んでいるため、「公共施設の安全性の確保」の観点から、建て替える必要があります。善行市民センター近接地に計画することで、駐車場を共用し、敷地の有効活用を図るほか、近隣で賃借している善行つどいの広場との複合化を検討します。	
施設規模	現況	善行保育園 551.56 m ² 善行乳児保育園 391.95 m ²
	計画	約 1,900～2,100 m ² 地上 2 階・地下 1 階 S 造
主な諸室 (機能)	保育室、一時預かり保育室、地域交流室等	
複合化等 想定施設	善行つどいの広場	
PPP(公民連携手法)導入及び検討状況	民間事業者が設計・施工し、建物を所有したまま維持管理を行う「設計・施工一括リース方式」を採用します。	

事業スケジュール・事業費

年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	(R 2まで) ・基本構想策定(H 2.7) ・特殊地下壕調査(H 2.8) ・埋蔵文化財確認調査(H 2.8) (R 3) ・府内検討(複合化機能の検討等) (R 4) ・府内検討(仕様等) (R 5) ・公募型プロポーザルによる事業者公募・選考 ・賃貸借契約締結 ・基本設計 (R 6) ・実施設計 ・埋蔵文化財発掘調査	10,483 0 0 420 (2,500,000) ※債務負担行為 の設定 0
R 7	・建設工事	100,375
R 8	・新園舎供用開始 ・リース料支払い開始	240,900
R 9	・リース料支払い	240,900
R 10	・リース料支払い	240,900
R 11以降	・リース料支払い(令和18年度まで)	1,585,925
供用開始予定	令和8年度中	総事業費見込み 2,419,903

(事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費)

[現況写真]



[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 5	(事業名) 石名坂環境事業所再整備
事業主管課	環境部 北部環境事業所	
住所又は地番	本藤沢二丁目1番1号	
敷地面積	19,409m ²	
現状・課題		石名坂環境事業所は、建設から既に30年以上が経過しています。また、北部環境事業所新2号炉は、令和4年度で竣工しました。藤沢市は南北に長く、ごみの排出量や収集効率を考慮すると南北に1施設ずつ焼却施設を設置することが効率的であることから、施設整備を計画的に進める必要があります。
コンセプト		老朽化の進んでいる石名坂環境事業所について、藤沢市焼却施設整備基本計画に基づき、再整備に向けた基本構想の策定を進めいくものです。
「再整備基本方針」に基づく考え方		生活環境の保全及び公衆衛生の観点から、一般廃棄物の処理は停滞の許されない事業です。これを担う焼却施設の老朽化が進んでいるため、「公共施設の長寿命化」及び「公共施設の安全性の確保」の観点から施設のあり方を決定します。
施設規模	現況 計画	13,714 m ² 地上4階・地下2階 RC造 13,714 m ² 地上4階・地下2階 RC造
主な諸室 (機能)		廃棄物焼却炉(130t/日→120t/日) 煙突の耐震補強 防災拠点機能を有した新管理棟 ペット火葬棟
複合化等 想定施設		—
PPP(公民連携手法)導入及び検討状況		石名坂環境事業所整備基本構想において、事業手法の検討を行った結果、公設公営方式が最も適合性が高い結果となりました。

事業スケジュール・事業費

年度	主な事業項目	事業費(千円)
R 2まで R 6まで	(R 2まで) ・平成28年藤沢市焼却施設整備基本計画の策定 ・再整備に向けた所内検討 ・石名坂環境事業所アスベスト調査 ・石名坂環境事業所整備基本構想策定委託(1年目)	29,052

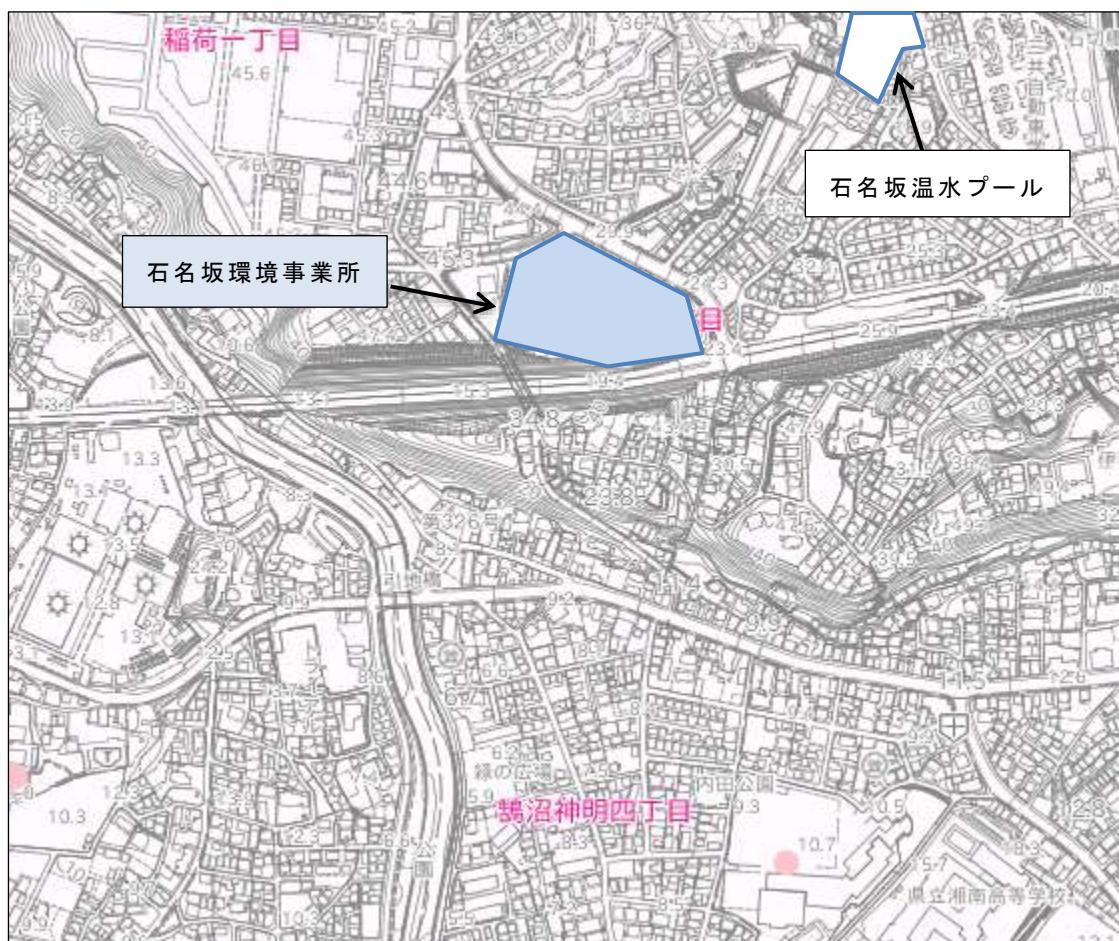
R 6まで	<ul style="list-style-type: none"> ・石名坂環境事業所地歴調査 (R 3) ・石名坂環境事業所整備基本構想策定委託(2年目) (R 4) ・石名坂環境事業所生活環境影響調査業務委託 (1年目) ・石名坂環境事業所長寿命化総合計画策定業務委託 (R 5) ・石名坂環境事業所生活環境影響調査業務委託 (2年目) (R 6) ・石名坂環境事業所新1号炉基幹的設備改良工事(1年目) ・石名坂環境事業所土壤汚染調査 	63, 187 29, 204 13, 174 2, 143
R 7	<ul style="list-style-type: none"> ・石名坂環境事業所新1号炉基幹的設備改良工事(2年目) ・石名坂環境事業所新1号炉施工監理委託 ・石名坂環境事業所新管理棟及びペット火葬棟実施設計委託 	999, 167
R 8	<ul style="list-style-type: none"> ・石名坂環境事業所新1号炉基幹的設備改良工事(3年目) 	3, 287, 977
R 9	<ul style="list-style-type: none"> ・石名坂環境事業所新1号炉基幹的設備改良工事(4年目) ・石名坂環境事業所新管理棟及びペット火葬棟建設工事(1年目) ・石名坂環境事業所新管理棟及びペット火葬棟新設施工監理委託(事業費未定のため、事業費に含まれていません)(1年目) 	10, 756, 823
R 10	<ul style="list-style-type: none"> ・石名坂環境事業所新1号炉基幹的設備改良工事(5年目) ・石名坂環境事業所新管理棟及びペット火葬棟建設工事(2年目) ・石名坂環境事業所新管理棟及びペット火葬棟新設施工監理委託(事業費未定のため、事業費に含まれていません)(2年目) 	5, 304, 013
R 11以降	石名坂環境事業所新1号炉、新管理棟、ペット火葬棟 供用開始予定	0
供用開始予定	令和11年4月	総事業費見込み
		20, 484, 740

(事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費)

[現況写真]



[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 6	(事業名) 南消防署本町出張所（第9分団）再整備
事業主管課	消防局 消防総務課	
住所又は地番	本町四丁目5番21	
敷地面積	800m ²	
現状・課題		南消防署本町出張所は、旧耐震基準で建設され、老朽化が進んでおり、現存する消防出張所の中で最も古い施設となっていることから、災害発災時の活動拠点として安全性の確保が求められています。
コンセプト		市民の安全・安心を守る消防施設として、建物の耐震化をはじめ、出動動線の確立、訓練スペースや現有消防力に合わせた各種資機材等の収納スペースの確保、消防職団員の執務環境の整備等を目的に再整備を実施します。また、本敷地は旧東海道藤沢宿街のみ継承地区内にあることから、歴史ある街なみを考慮した外観等を検討します。 工事期間中は藤沢公民館跡地に仮設施設を建設します。
「再整備基本方針」に基づく考え方		災害発災時の活動拠点として、「公共施設の安全性の確保」の観点から、老朽化した施設の再整備を進めます。
施設規模	現況	569 m ²
	計画	800 m ²
主な諸室 (機能)		1階：車庫、ロッカー、救急隊員用仮眠室等 2階：執務用スペース、食堂、厨房、更衣室、仮眠室、浴室等 3階：分団待機室、会議室兼研修室、トレーニング室、機械置場等
複合化等 想定施設		—
PPP（公民連携手法）導入及び検討状況		民間事業者の運営に関するノウハウを活用することができず、実質的な効果が高くないため導入しません。

事業スケジュール・事業費

年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	(R 4) ・既存庁舎アスベスト調査 ・本設敷地測量委託 ・仮設埋蔵文化財試掘調査 (R 5) ・仮設庁舎建設工事（令和6年3月運用開始） ・仮設庁舎建設に伴うシステム移設工事等 ・本設の基本・解体・実施設計委託（継続費） ・本設の地質調査 ・本設解体に伴う事前家屋調査 ・本設の電波障害調査 (R 6) ・本設実施設計委託 ・既存庁舎解体工事 ・本設埋蔵文化財試掘調査	6,250 52,125 172,893
R 7	・本設埋蔵文化財本調査	241,423
R 8	・本設建設工事	326,004
R 9	・本設建設工事 ・家屋調査（事後） ・電波障害調査（事後）	350,436
R 10	—	0
R 11以降	—	0
供用開始予定	令和9年9月	総事業費見込み 1,149,131

(事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費)

[現況写真]



(※R6年10月に既存庁舎については解体済み)

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 7	(事業名) 鵠沼中学校再整備
事業主管課	教育部 学校施設課	
住所又は地番	鵠沼桜が岡四丁目3番37号	
敷地面積	21,327m ²	
現状・課題	<p>鵠沼中学校の最も古い校舎は、1970年（昭和45年）に建設され、建築後50年が経過し、老朽化が進んでいます。現状の校舎面積は、文部科学省が定める学校施設の必要面積を下回っており、また、近年の教育内容に見合った機能も不足しています。これらの状況から、学校施設再整備第1期及び第2期実施計画において、事業実施の優先度が高い施設として位置づけており、令和4年度から基本実施設計を実施しています。</p>	
コンセプト	<p>北校舎は、建築後50年が経過し、老朽化が進んでいるため、改築による再整備を計画します。</p> <p>南校舎は、建築後40年程度で、長寿命化改修を計画していましたが、劣化状況調査の結果、費用対効果が見込めないことから、北校舎同様、改築による再整備に変更します。</p> <p>屋内運動場は、建築後30年程度で、築年数が浅いため、中規模改修（劣化部補修を含む）を実施し、各種設備機器等の機能回復を図ります。</p>	
「再整備基本方針」に基づく考え方	<p>「公共施設の安全性の確保」の観点から、老朽化した学校施設の再整備を進めます。</p>	
施設規模	現況 計画	校舎棟及び屋内運動場棟 7,969 m ²
		校舎棟 約8,600 m ² 地上4階RC造 屋内運動場棟 1,465 m ² （既存）地上2階RC造
主な諸室（機能）	藤沢市立学校施設再整備基本方針における標準諸室	
複合化等想定施設	—	
PPP（公民連携手法）導入及び検討状況	民間事業者の運営に関するノウハウを活用することができず、実質的な効果が高くないため、導入しません。	

事業スケジュール・事業費

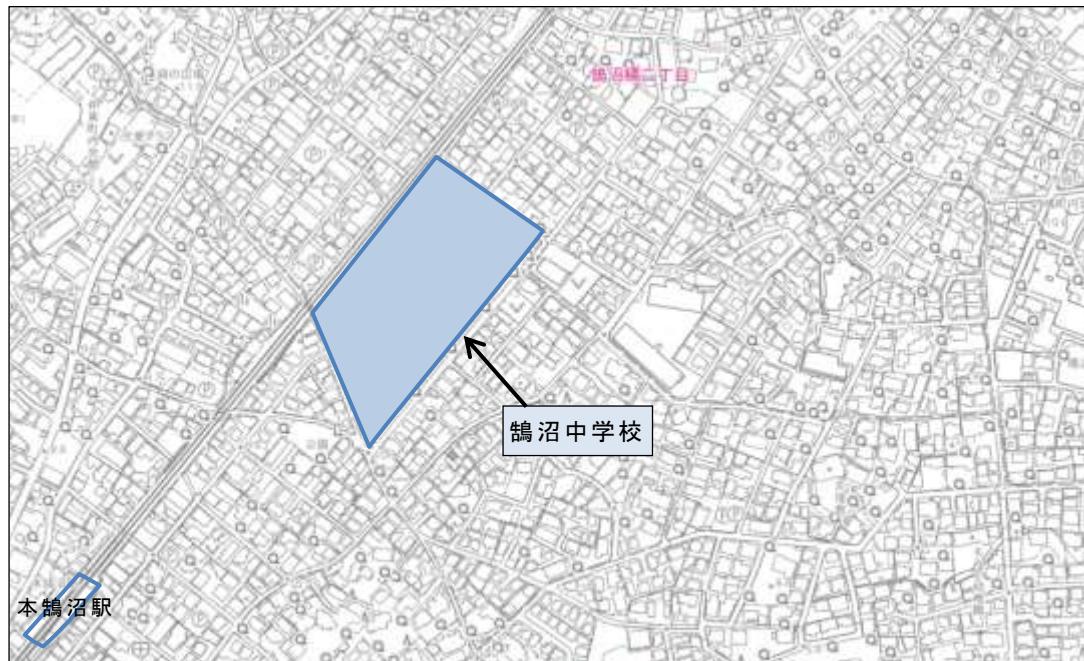
年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	(R 3) ・再整備に向けた府内検討	0
	(R 4) ・地質調査	95,456
	・基本実施設計（1年目）	
	(R 5) ・基本実施設計（2年目）	36,150
	(R 6) ・基本実施設計（3年目）	35,235
	・基本実施設計（4年目）	
R 7	・事前家屋調査	
	・テレビ電波調査	215,842
R 8	・校舎棟建設工事（1年目） ・屋内運動場改修工事（1年目） ・工事監理委託（1年目）	1,898,106
R 9	・校舎棟建設工事（2年目） ・屋内運動場改修工事（2年目） ・工事監理委託（2年目）	3,439,295
R 10	・校舎棟建設工事（3年目） ・屋内運動場改修工事（3年目） ・工事監理委託（3年目） ・初度調査 ・既存仮設校舎解体工事 ・既存校舎解体工事（1年目）	1,102,949
R 11以降	・既存校舎解体工事（2年目） ・外構グラウンド整備工事 ・事後家屋調査委託 ・テレビ電波調査委託	1,517,897
供用開始予定	令和10年9月	総事業費見込み
		8,340,930

(事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費)

[現況写真]



[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 8	(事業名) 辻堂小学校再整備
事業主管課	教育部 学校施設課	
住所又は地番	辻堂東海岸一丁目17番1号	
敷地面積	19,882m ²	
現状・課題	<p>辻堂小学校の敷地の一部は、津波浸水想定区域内に位置しています。主な校舎は、1986年（昭和61年）に建設されていますが、最も古い校舎は、1968年（昭和43年）に建設、屋内運動場は、1965年（昭和40年）に建設され、いずれも建築後50年が経過し、老朽化が進んでいます。学校規模は、過大規模で、現状の校舎及び屋内運動場の面積は、文部科学省が定める学校施設の必要面積を下回っており、また、近年の教育内容に見合った機能も不足しています。これらの状況から、学校施設再整備第1期及び第2期実施計画において、事業実施の優先度が高い施設として位置づけており、令和5年度から基本実施設計を実施しております。</p> <p>なお、過大規模の解消に向け、「藤沢市立学校適正規模・適正配置検討委員会」において、学区の見直しやその他の方策について、検討します。</p>	
コンセプト	<p>北校舎及び屋内運動場は、建築後50年が経過し、老朽化が進んでいるため、改築による再整備を計画します。</p> <p>南校舎は、建築後40年程度で、比較的築年数が浅いため、長寿命化改修を実施し、機能向上を図ります。</p>	
「再整備基本方針」に基づく考え方	<p>「公共施設の安全性の確保」の観点から、老朽化した学校施設の建て替えを進めています。また、「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」の観点から、放課後児童クラブとの複合化を検討します。</p>	
施設規模	現況	校舎棟及び屋内運動場棟 6,675 m ²
	計画	校舎棟 約 9,600 m ² 屋内運動場棟 約 1,200 m ²
主な諸室 (機能)	藤沢市立学校施設再整備基本方針における標準諸室	
複合化等 想定施設	放課後児童クラブ	
PPP（公民連携手法）導入 及び検討状況	民間事業者の運営に関するノウハウを活用することができず、実質的な効果が高くないため、導入しません。	

事業スケジュール・事業費

年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	(R 3) ・過大規模解消に向けた検討	0
	(R 4) ・過大規模解消に向けた検討	0
	・整備に向けた府内検討	
	(R 5) ・基本実施設計（1年目）	66,414
	・地質調査委託	
	・敷地測量業務委託	
R 6	(R 6) ・基本実施設計（2年目）	93,000
R 7	・基本実施設計（3年目） ・事前家屋調査 ・テレビ電波調査	186,123
R 8	・校舎改築工事（1年目） ・屋内運動場改築工事（1年目） ・工事監理委託（1年目）	1,883,599
R 9	・校舎改築工事（2年目） ・屋内運動場改築工事（2年目） ・工事監理委託（2年目）	3,767,199
R 10	・校舎改築工事（3年目） ・屋内運動場改築工事（3年目） ・工事監理委託（3年目） ・長寿命化改修工事（1年目） ・初度調査 ・既存仮設校舎解体工事 ・既存給食棟解体工事	1,796,648
R 11以降	・長寿命化改修工事（2年目） ・既存校舎解体工事 ・外構グラウンド整備工事等 ・事後家屋調査 ・テレビ電波調査	1,517,619
供用開始予定	令和10年9月	総事業費見込み 9,310,602

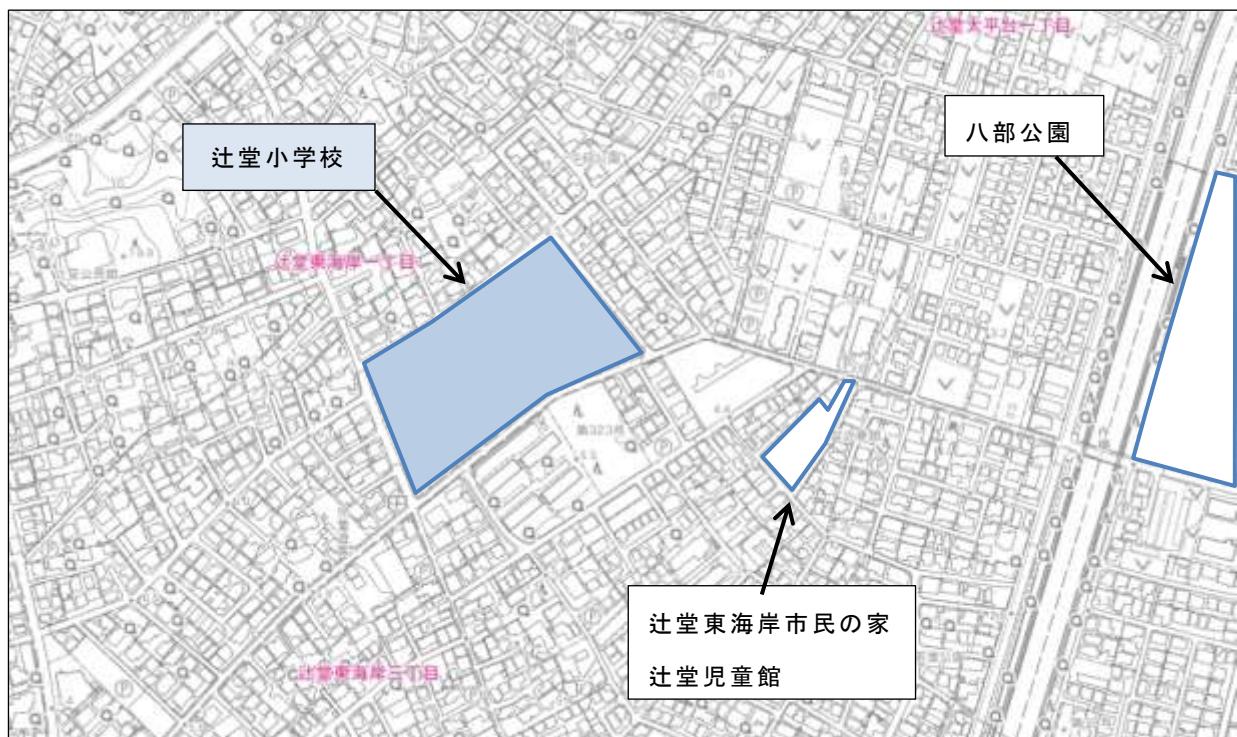
(事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費)

※現在、基本実施設計業務中であり、スケジュール及び事業費の検討を行っているため、
スケジュール及び事業費については、変更となります。

[現況写真]



[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 9	(事業名) 鵠洋小学校再整備
事業主管課	教育部 学校施設課	
住所又は地番	鵠沼桜が岡三丁目16番38号	
敷地面積	17,420m ²	
現状・課題	<p>鵠洋小学校は、最も古い校舎は、1960年（昭和35年）に建設、屋内運動場は、1965年（昭和40年）に建設され、いずれも建築後50年以上が経過し、老朽化が進んでいます。現状の校舎及び屋内運動場の面積は、文部科学省が定める学校施設の必要面積を下回っており、また、教育内容に見合った機能も不足しています。これらの状況から、学校施設再整備第1期及び第2期実施計画において、事業実施の優先度が高い施設として位置づけています。</p> <p>学校施設再整備基本方針に基づき、建物ごとに整備手法を計画していますが、建物の配置や機能等は、学校関係者及び近隣住民との合意形成の観点を考慮しながら検討を進める必要があります。</p>	
コンセプト	<p>学校施設は、義務教育を行う場として、児童が安全・安心で快適に学習活動や学校生活を送るための環境であることはもちろん、防災上の観点からも、地域住民の指定避難所としての活用が求められていることから、地域の特性も活かしながら整備を進めます。</p> <p>【概要】</p> <p>北校舎の一部（普通教室棟）及び南校舎、屋内運動場は、建築後50年が経過し、老朽化が進んでいるため、改築による再整備を計画します。北校舎の一部（管理諸室棟）は、建築後40年程度で、比較的年数が浅いため、長寿命化改修を実施し、機能向上を図ります。</p>	
「再整備基本方針」に基づく考え方	<p>「公共施設の安全性の確保」の観点から、老朽化した学校施設の建て替えを進めていきます。また、「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」の観点から、放課後児童クラブとの複合化を検討します。</p>	
施設規模	現況	校舎等 5,822 m ² 屋内運動場 632 m ² 仮設校舎 910 m ²
	計画	校舎 9,100 m ² 屋内運動場 1,200 m ²
主な諸室 (機能)	藤沢市立学校施設再整備基本方針における標準諸室	
複合化等 想定施設	放課後児童クラブ	

PPP（公民連携手法）導入及び検討状況	民間事業者の運営に関するノウハウを活用することができず、実質的な効果が高くないため、導入しません。
---------------------	---

事業スケジュール・事業費

年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	・整備に向けた府内検討	0
R 7	・基本実施設計（1年目） ・地質調査委託	48,400
R 8	・基本実施設計（2年目） ・テレビ電波調査委託	67,200
R 9	・基本実施設計（3年目）	86,400
R 10	・事前家屋調査委託 ・仮設校舎建設工事 ・既存仮設校舎解体工事 ・校舎解体工事	558,000
R 11	・校舎改築及び長寿命化改修工事（1年目） ・屋内運動場改築工事（1年目） ・工事監理委託（1年目）	2,817,000
R 12	・校舎改築及び長寿命化改修工事（2年目） ・屋内運動場改築工事（2年目） ・工事監理委託（2年目） ・初度調査 ・仮設校舎解体工事	1,903,000
R 13	・外構グラウンド整備工事等 ・事後家屋調査委託 ・テレビ電波調査委託	160,000
供用開始予定	令和12年12月	総事業費見込み
		5,640,000

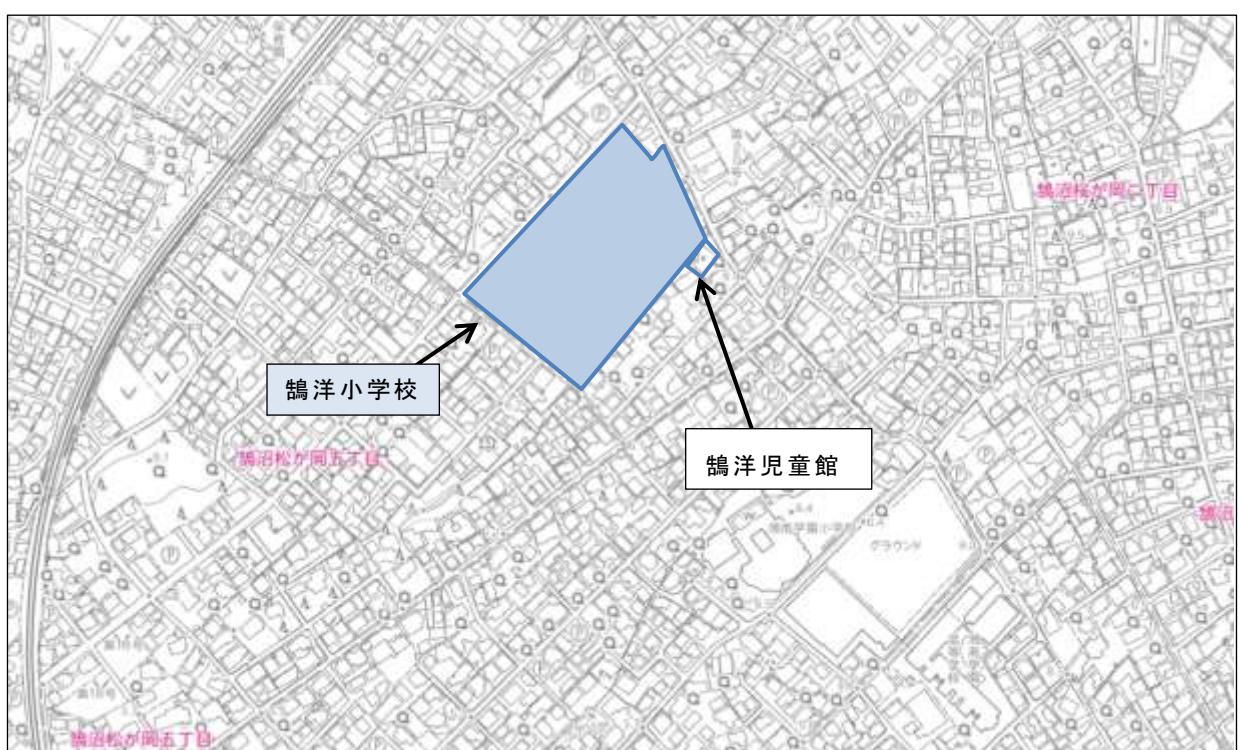
(事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費)

※事業スケジュール・事業費については、藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画時の事業スケジュール・事業費のため、今後、見直し作業により変更となります。

[現況写真]



[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 10	(事業名) 片瀬小学校再整備
事業主管課	教育部 学校施設課	
住所又は地番	片瀬二丁目 14 番 29 号	
敷地面積	12,487 m ²	
現状・課題	<p>片瀬小学校は、最も古い校舎は、1964年（昭和39年）に建設、屋内運動場は、1969年（昭和44年）に建設され、いずれも建築後50年が経過し、老朽化が進んでいます。現状の校舎及び屋内運動場の面積は、文部科学省が定める学校施設の必要面積を下回っており、また、教育内容に見合った機能も不足しています。</p> <p>これらの状況から、学校施設再整備第1期及び第2期実施計画において、事業実施の優先度が高い施設として位置づけています。</p> <p>学校施設再整備基本方針に基づき、建物ごとに整備手法を計画していますが、建物の配置や機能等は、学校関係者及び近隣住民との合意形成の観点を考慮しながら検討を進める必要があります。</p>	
コンセプト	<p>学校施設は、義務教育を行う場として、児童が安全・安心で快適に学習活動や学校生活を送るための環境であることはもちろん、防災上の観点からも、地域住民の指定避難所としての活用が求められていることから、地域の特性も活かしながら整備を進めます。</p> <p>【概要】</p> <p>北校舎及び南校舎東側、屋内運動場は、建築後50年が経過し、老朽化が進んでいるため、改築による再整備を計画します。南校舎西側及び管理諸室棟は、建築後40年程度で、比較的年数が浅いため、長寿命化改修を実施し、機能向上を図ります。</p>	
「再整備基本方針」に基づく考え方	<p>「公共施設の安全性の確保」の観点から、老朽化した学校施設の建て替えを進めていきます。また、「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」の観点から、放課後児童クラブとの複合化を検討します。</p>	
施設規模	現況	校舎等 5,183 m ² 屋内運動場 626 m ² 仮設校舎 412 m ²
	計画	校舎 6,500 m ² 屋内運動場 1,100 m ²
主な諸室（機能）	藤沢市立学校施設再整備基本方針における標準諸室	
複合化等想定施設	放課後児童クラブ	
PPP（公民連携手法）導入及び検討状況	民間事業者の運営に関するノウハウを活用することができず、実質的な効果が高くないため。	

事業スケジュール・事業費

年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	・整備に向けた府内検討	0
R 7	・整備に向けた府内検討	0
R 8	・基本実施設計（1年目） ・地質調査委託	38,200
R 9	・基本実施設計（2年目） ・テレビ電波調査委託	49,350
R 10	・基本実施設計（3年目）	63,450
R 11	・事前家屋調査委託 ・仮設校舎建設工事 ・既存仮設校舎解体工事 ・校舎解体工事	377,000
R 12	・校舎改築及び長寿命化改修工事（1年目） ・屋内運動場改築工事（1年目） ・工事監理委託（1年目）	1,963,000
R 13	・校舎改築及び長寿命化改修工事（2年目） ・屋内運動場改築工事（2年目） ・工事監理委託（2年目） ・初度調査 ・仮設校舎解体工事	1,334,000
R 14	・外構グラウンド整備工事等 ・事後家屋調査委託 ・テレビ電波調査委託	160,000
供用開始予定	令和13年12月	総事業費見込み
		3,985,000

(事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費)

※ 事業スケジュール・事業費については、藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画時の事業スケジュール・事業費のため、今後、見直し作業により変更となります。

[現況写真]



[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 1 1	(事業名) 片瀬山市民の家再整備
事業主管課	市民自治部 市民自治推進課	
住所又は地番	片瀬山四丁目 1080 番 150	
敷地面積	約 1,298 m ²	
現状・課題	片瀬山市民の家は、1976 年（昭和 51 年）に建設された開設年度が最も早い施設のひとつです。開設後 48 年が経過し、老朽化が進んでいるため、地域住民から早急な建替えが要望されています。	
コンセプト	① 駐車場を設置し、立地（高台）の障壁を越えて片瀬地区全体で広く利用される市民の家とします。 ② 事務室を設置し、多様な主体による運営・活用の可能性を広げます。 ③ 指定避難所として活用し、片瀬中学校の拡張エリアとして要配慮者等を受け入れます。	
「再整備基本方針」に基づく考え方	片瀬地区の地域コミュニティ機能を維持するため、また、公共施設の安全性確保の観点から再整備を進める必要があります。	
施設規模	現況	地積 485.36 m ² 、延床面積 197.58 m ²
	計画	地積：約 750 m ² 延床面積：約 250 m ²
主な諸室（機能）	市民の家、防災倉庫、駐車場、駐輪場	
複合化等想定施設	—	
PPP（公民連携手法）導入及び検討状況	BT0（サービス購入型）の可能性を検討します。	

事業スケジュール・事業費

年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	・予算要求（重点化） ・議会報告（基本構想） ・先行取得用地買戻し	255,905
R 7	・業者選考 ・設計・施工	0
R 8	・施工・移転 ・供用開始	5,060
R 9～17	・管理	@30,360

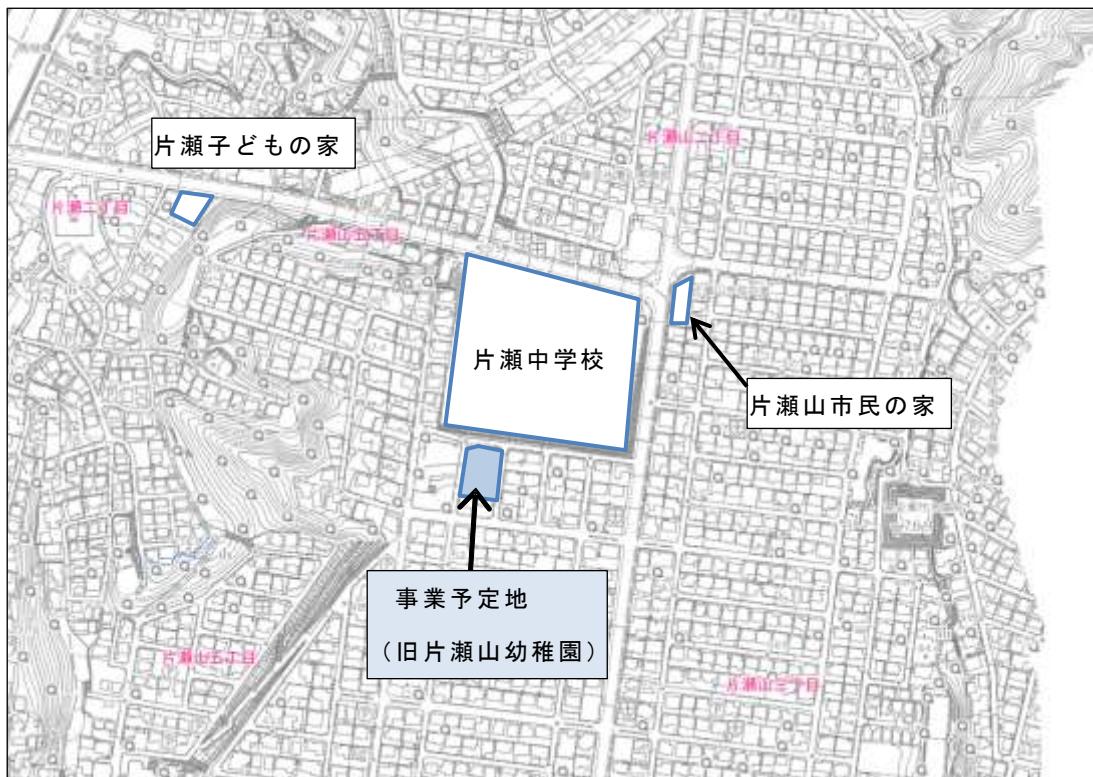
R 1 8	・管理	25,300
供用開始予定	令和 8 年度中	総事業費見込み

(事業費 R5 以前 : 決算額、R6 : 予算額、R7 以降 : 想定建設事業費)

[現況写真]



[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 12	(事業名) 鵠沼市民センター等再整備
事業主管課	市民自治部 鵠沼市民センター	
住所又は地番	鵠沼海岸二丁目 5328 番1 他6筆	
敷地面積	5,246m ²	
現状・課題	<p>鵠沼市民センターの本館は、津波浸水想定区域内に位置する旧耐震基準で建設された施設であり、津波対策として耐震補強工事や津波避難階段の設置等を行いましたが、老朽化が進んでいます。2003年（平成15年）に、鉄骨造の建物を増築しているものの、手狭な状況であり、地域住民からも建て替えが要望されています。</p>	
コンセプト	<p>①地域住民が安心・安全に暮らせるまちづくり 津波に対する防災機能を強化し、指定緊急避難場所としての基準を満たすことで、災害からより多くの人命を守り、地域住民の安心・安全な暮らしを実現する施設 ②鵠沼地区における地域共生社会の実現 子どもから高齢者まで、様々な目的を持った方々が集い交流することで、地域コミュニティが活性化するとともに、地域共生社会の実現に寄与することができる施設</p>	
「再整備基本方針」に基づく考え方	<p>市民センター・公民館については、13地区の拠点施設として現機能を継続する必要があります。 また、「公共施設の安全性の確保」の観点からも再整備を進めるとともに、周辺公共施設の機能集約や複合化を検討します。</p>	
施設規模	現況	7,521 m ² (鵠沼市民センター 2,804 m ²) (駐輪場 1,412 m ²) (湘南なぎさ荘 3,149 m ²) (鵠南子どもの家 156 m ²)
	計画	5,872 m ²
主な諸室（機能）	基本構想において検討中です。	
複合化等想定施設	市民図書室、包括支援センター、鵠沼郷土資料展示室、子育て支援ルーム、湘南なぎさ荘、駐輪場、鵠南子どもの家、機動救急隊待機スペース・第4分団器具置場	
PPP（公民連携手法）導入及び検討状況	基本構想のなかで、他自治体における先行事例を調査し、必要に応じてサウンディング調査を実施することで、市民サービスやエリア価値の向上、財政支出の削減につながるような手法があるか、検討する。	

事業スケジュール・事業費

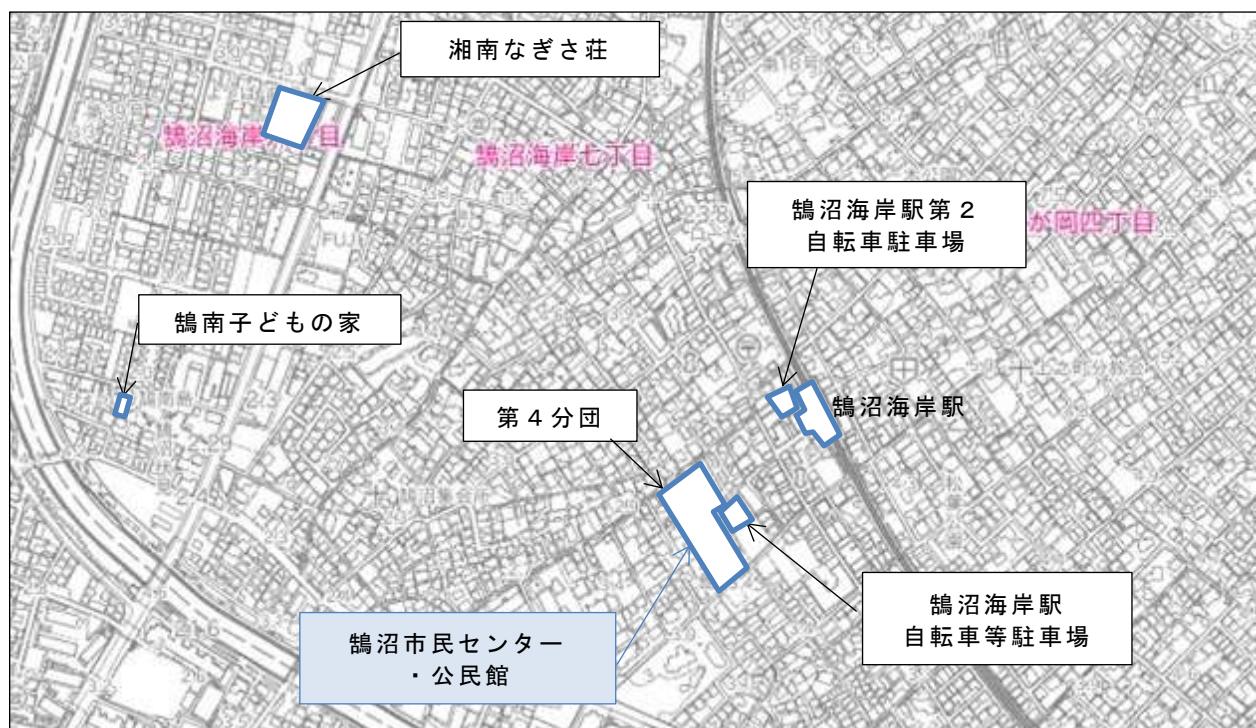
年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	(R 5) ・用地測量 (R 6) ・基本構想	7,911 21,681
R 7	・基本・実施設計（1年目） ・地質調査 ・不動産鑑定	166,391
R 8	・基本・実施設計（2年目） ・事前家屋調査 ・事業用地取得	1,177,455
R 9	・第一期工事（1年目） ・駐輪場改修工事（1年目） ・工事監理委託	738,900
R 10	・第一期工事（2年目） ・駐輪場改修工事（2年目） ・工事監理委託	1,724,100
R 11	・第二期工事（1年目） ・工事監理委託 ・既存施設解体工事	521,000
R 12	・第二期工事（2年目） ・工事監理委託 ・事後家屋調査 ・外構整備工事	909,000
供用開始予定	令和10年	総事業費見込み 5,266,438

(事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費)

[現況写真]



[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 1 3	(事業名) 藤沢宿歴史的建築物整備（旧桔梗屋）
事業主管課	計画建築部 街なみ景観課	
住所又は地番	藤沢一丁目 750 番1、同番4	
敷地面積	1,467.11 m ²	
現状・課題	<p>旧桔梗屋の歴史的建築物（店蔵・主屋・文庫蔵）は、2020年（令和2年）10月に市の所有となりました。旧東海道藤沢宿街なみ継承地区の歴史・文化を継承するとともに、地域の活力やにぎわいの創出を図るため、地域と連携した短期的な活用を図りながら、これまで現況調査や耐震診断等を実施しています。今後、歴史的建築物の保全及び公民連携による魅力的な活用を図ります。</p>	
コンセプト	<p>「歴史を感じる風景づくり」「回遊性のあるまちづくり」「地域資源の保全」を軸として、良質な街なみの形成に資するとともに、公民連携により魅力ある施設を整備します。</p>	
「再整備基本方針」に基づく考え方	<p>敷地全体の一体的な整備に当たっては、「公共施設の安全性の確保」及び「公共施設の長寿命化」の観点から、歴史・文化的な価値を守りながら、長期間安全に保全・活用できる施設となるよう進めます。</p>	
施設規模	現況	396.93 m ² （公簿） (店蔵 119.00 m ² 、主屋 178.57 m ² 、文庫蔵 99.36 m ²)
	計画	未定（活用事業者の提案内容に基づく）
主な諸室（機能）	未定（活用事業者の提案内容に基づく）	
複合化等想定施設	既存の近隣公共施設機能と重複しない機能の導入を前提に検討します。	
PPP（公民連携手法）導入及び検討状況	公民連携による運営及び整備に向け検討しています。	

事業スケジュール・事業費

年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	(R 2まで) ・既存建築物及びその土地の寄附（維持管理） (R 3) ・建物現況調査 ・地域との協働による活用 (R 4) ・事業用地の買戻し ・地域との協働による活用 ・地質調査 ・耐震診断・改修計画案検討 (R 5) ・活用事業者の選定に向けた取り組み ・地域との協働による活用 (R 6) ・活用事業者の選定に向けた取り組み ・地域との協働による活用	1,064 9,343 247,673 14,139 8,564
R 7	・活用事業者の公募・選定 ・保存活用計画の策定（R7～8）	22,628
R 8	・活用事業者との契約締結 ・活用事業者による耐震診断・補強等設計 （うち市負担分） ・モニタリング・保存活用計画の策定 ・家屋調査（事前）	48,225
R 9	・活用事業者による耐震診断・補強等設計 （うち市負担分） ・モニタリング	34,800
R 10	・活用事業者による耐震診断・補強等設計 （うち市負担分） ・活用事業者による耐震改修等工事 （うち市負担分） ・モニタリング	60,400
R 11	・活用事業者による耐震改修等工事 （うち市負担分） ・モニタリング	84,900
R 12	・活用事業者による耐震改修等工事 （うち市負担分） ・モニタリング	61,550
R 13	・家屋調査（事後）	15,000
供用開始予定	令和13年1月	総事業費見込み
		608,286

（事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費）

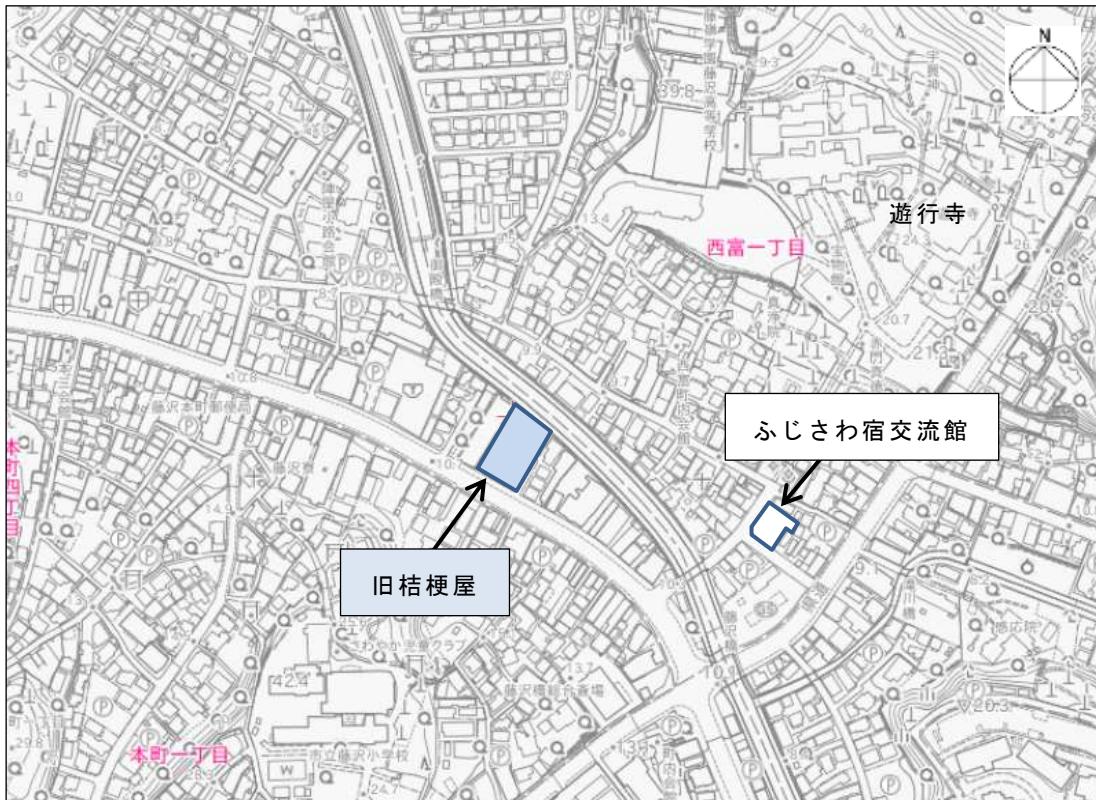
※R 8以降の事業スケジュールは、活用事業者の提案により大きく変わる可能性があります。

[現況写真]



① 店蔵 ②主屋 ③文庫蔵（ともに国登録有形文化財）

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 14	(事業名) 長久保公園みどりの相談所再整備
事業主管課	都市整備部 みどり保全課	
住所又は地番	辻堂太平台二丁目13番35号	
敷地面積	34,051m ² (都市公園区域)	
現状・課題	<p>本公園は、都市緑化の推進拠点（都市緑化植物園）としての機能を有しており、開園以来、多くの市民等に利用されてきました。また、令和5年度からは、新たに「生物多様性センター」の機能を付加し、本市の緑を含む自然環境についての情報発信源として、機能の充実を図りました。</p> <p>しかしながら、本公園の中心施設である「みどりの相談所（生物多様性センター）」は建設から約35年が経過しており、施設の老朽化が進んでいるほか、授乳室及びキッズスペースを有していないなど、インクルーシブな施設利用ができていない状況にあります。また、現在2階建てで各諸室等の連続性がないため、講習会・展示などで柔軟性がもたせられないなど、発展的な活動に制約があることから、これを改善させる必要があります。</p>	
コンセプト	<p>『藤沢市生物多様性地域戦略』で課題としている生物多様性の認識不足（第0の危機）の解決に向けて、自然環境についての情報発信源である「みどりの相談所（生物多様性センター）」の機能を再構築したうえで、普及啓発の取組を活性化させていくものです。普及啓発のなかでは、「人々の暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられている」など、生物多様性は人々の生活に密接に関わっていること、小さな取組が地球環境を守ることにつながることなどを発信していく必要があります。</p> <p>また、これらの取組は、『藤沢市気候非常事態宣言』で示した「みどり豊かな里山など、かけがえのない自然環境を未来の世代に残し、引き継いでいく」ことにつながるものです。</p> <p>更に、サウンディングの結果によっては、魅力的な民間収益施設をきっかけに、今まで公園に来たことがない方々にも来園していただくことで、みどりと生きものの普及・啓発の裾野を広げられる可能性があると考えています。</p>	
「再整備基本方針」に基づく考え方	<p>「公共施設の安全性の確保」の観点から、老朽化した施設の再整備を進めます。</p>	
施設規模	現況	693.9 m ²
	計画	約 670 m ²

主な諸室 (機能)	事務室、図書室、展示ホール、温室、研修室、会議室、トイレ、キッズスペース、休憩スペース等
複合化等 想定施設	研修室等については、利用していない時間帯を対象として、市民開放を含めた多様な利用形態を検討します。
PPP（公民連携手法）導入及び検討状況	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年（令和6年）7月から「長久保公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査」を実施中（同年10月頃に調査結果の概要を公表予定） ・本調査は、長久保公園の更なる魅力の向上や利用者の利便の向上を図ることを目的に、みどりの相談所の建替えに併せた民間活力導入（緑・生きものに関連した飲食・物販施設等を想定）の可能性を調査するもの ・本調査の結果によっては、指定管理者による自主事業を含めた公民連携手法を検討

事業スケジュール・事業費

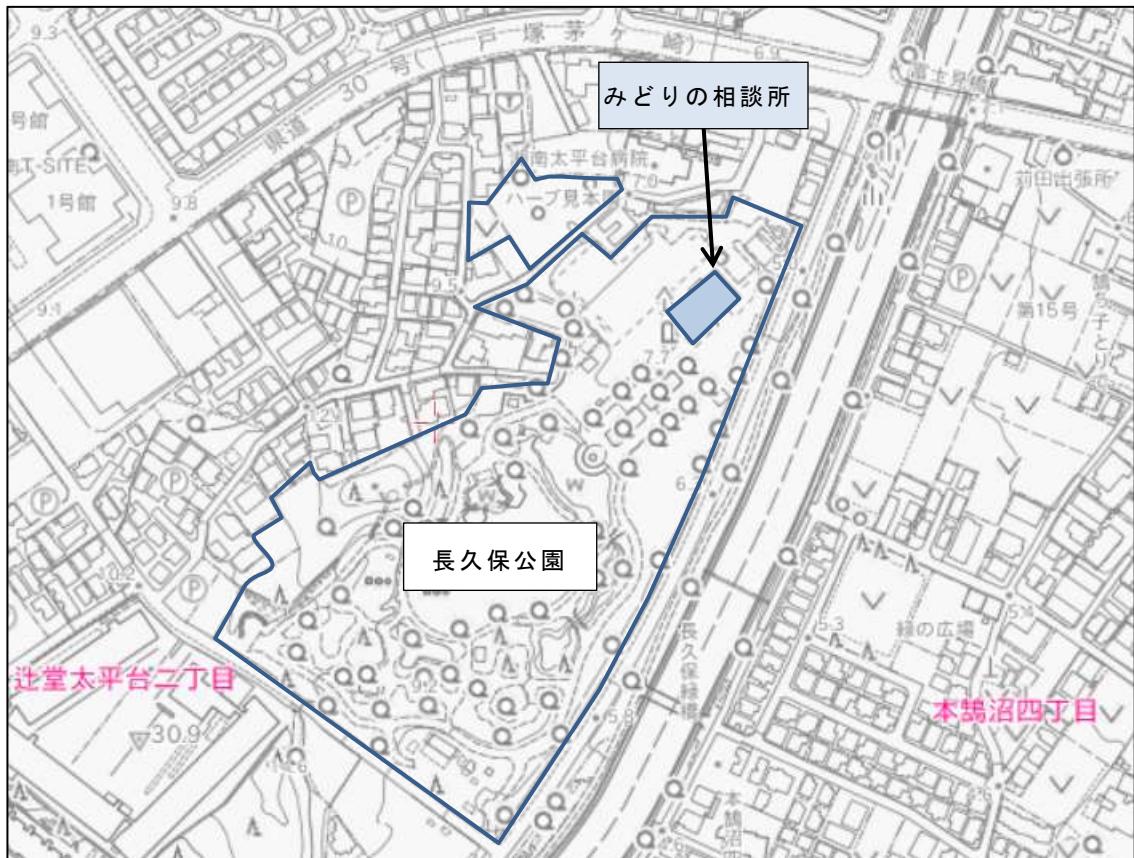
年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想等の検討（施設規模、ゾーニング等） ・民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査 ・長久保公園の魅力向上に向けたアンケート調査 	6,138
R 7	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計 ・地質調査 	24,649
R 8	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計 	21,073
R 9	<ul style="list-style-type: none"> ・建替工事（新築工事） ・既存施設の解体工事・設計 	417,383
R 10	<ul style="list-style-type: none"> ・建替工事（既存施設の解体工事） 	23,682
R 11	<ul style="list-style-type: none"> ・付帯工事 	40,000
供用開始予定	令和10年4月	総事業費見込み
		532,925

(事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費)

[現況写真]



[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 15	(事業名) 大庭台墓園立体墓地再整備 [特別会計施設]
事業主管課	福祉部 福祉総務課	
住所又は地番	大庭3782番地	
敷地面積	368,700m ²	
現状・課題	<p>大庭台墓園立体墓地は、1995年（平成7年）に完成し、1階部分のみ内装仕上げ、墓所（納骨壇）の整備等を行い、供用開始されています。その後、市民ニーズにあわせて普通納骨壇、集合納骨壇、合葬納骨壇の整備を進め、2017年（平成29年）にすべての墓所の増設が完了し、現在、普通納骨壇3,884基・集合納骨壇816基・合葬納骨壇6,272基が整備されています。</p> <p>近年、立体墓地の利用申込者数が大幅に増加しており、早ければ令和7年度にも全区画が貸付終了となることが想定され、新たな墓所の整備が必要とされています。</p> <p>また、合葬納骨壇は、収蔵後20年が経過した時点で遺骨を合祀することとして2005年（平成17年）に供用開始されており、この合祀するための施設（合祀墓）を令和7年度中の供用開始に向け新設する必要があります。</p>	
コンセプト	<p>市民の墓地需要に対応するため新立体墓地と、合葬納骨壇収蔵後20年を経過する遺骨を合祀する施設（合祀墓）の一体的整備について計画を進めてきましたが、建設資材の高騰等の影響により建設費用が大幅に増大したことから、既存立体墓地合葬納骨壇からの改葬先となる合祀墓のみの建設へ計画を変更しました。建設工事は令和6年10月から着手しており、令和7年10月末迄に完了、令和7年度中に供用を開始する予定です。</p>	
「再整備基本方針」に基づく考え方	<p>社会情勢の変化等により墓地のニーズが多様化する中、墓所不足の解消及び合祀墓の新設によって多くの市民に墓地を提供するため、「公共施設の長寿命化」の観点も含め、施設の新設・増設を検討します。</p>	
施設規模	現況	5,323.83 m ² （立体墓地）
	計画	想定床面積 195.31 m ² 地上1階平屋建て 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
主な諸室（機能）	合祀スペース、納骨作業室、お参りスペース、花切場等	
複合化等 想定施設	—	
PPP（公民連携手法）導入及び検討状況	<p>非導入</p> <p>大庭台墓園立体墓地再整備事業においては、大庭台墓園は敷地の大部分を占める平面墓地が既に利用されている等、民間事業者</p>	

	の専門的な技術や経験の活用範囲が狭いこと及び運営の継続性の担保が困難となることから、PPP導入は行わず、市直営による施設整備を行うものとします。
--	--

事業スケジュール・事業費

年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	(R 2まで) ・基本構想 (R 3) ・地質調査・基本設計・実施設計 (R 4) ・地質調査・基本設計・実施設計 (R 5) ・建設費用の大幅な増加に伴い、立体墓地及び合祀墓の一体的再整備事業を一時中断し、合葬納骨壇からの改葬が必要となる合祀墓のみの建設へ計画を変更し、設計業務を進めました。 (R 6) ・合祀墓建設工事着手	5,775 0 9,481 51,733 30,518
R 7	・合祀墓建設工事（10月末完成予定） ・合祀墓供用開始（令和7年度中）	308,570
供用開始予定	令和7年度中	総事業費見込み 406,077

(事業費 R5以前：決算額、R6：予算額、R7以降：想定建設事業費)

[現況写真]



[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 実施	(番号) 16	(事業名) 下水道施設再整備 [特別会計施設] (辻堂浄化センター、大清水浄化センター、各ポンプ場)
事業主管課	下水道部 下水道総務課・下水道施設課	
住所又は地番	辻堂西海岸三丁目3-1他	
敷地面積	—	
現状・課題		<p>下水道施設については、2箇所の浄化センターと15箇所のポンプ場が稼働しています。最も古い施設の運転開始が1964年（昭和39年）であり、施設建設のピークが昭和50年代頃であったことから、老朽化が進んだ施設が増加しています。</p> <p>また、耐震性能が不足している施設が多く、地震被災による施設の機能障害等が想定され、日常生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼす恐れがあります。</p> <p>さらには、気候変動の影響による浸水被害等への対策も必要となっています。</p>
コンセプト		下水道施設の機能及びサービス水準を効率的に維持し、健全な下水道事業を運営するため、藤沢市下水道総合地震対策計画に基づき、各施設の耐震化等を実施するとともに、浸水対策施設の具体化を図ります。
「再整備基本方針」に基づく考え方		下水道は、社会的共通資本として、最低限必要な施設であり、「公共施設の安全性の確保」の観点から、耐震性能が不足した施設の耐震対策工事等を実施します。また、施設の再構築に当たっては「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」の観点から、他の公共施設等の再整備状況も視野に検討を進めます。
施設規模	現況	—
	計画	—
主な諸室 (機能)	—	
複合化等 想定施設	—	
PPP（公民連携手法）導入 及び検討状況		浄化センターの一部業務について、包括的民間委託を実施しており、今後さらなる公民連携（ウォーターPPP）の実施について、検討をすすめている。

事業スケジュール・事業費

年度	主な事業項目	事業費（千円）
R 6まで	辻堂浄化センター沈砂池ポンプ棟改築実施設計 委託 等	2,351,926
R 7	辻堂浄化センター沈砂池ポンプ棟改築工事 等	337,080

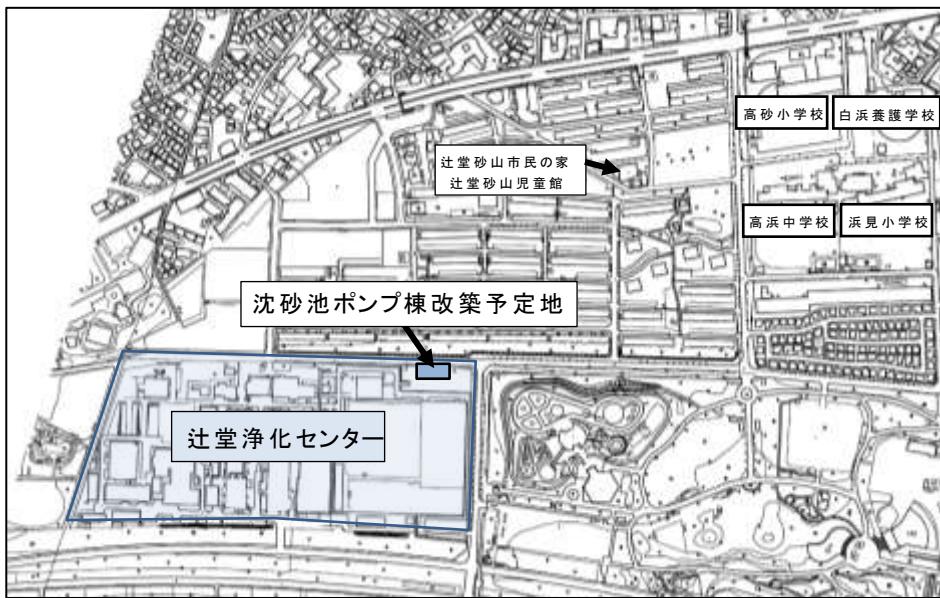
R 8	辻堂浄化センター沈砂池ポンプ棟改築工事 等	1,087,600
R 9	辻堂浄化センター沈砂池ポンプ棟改築工事 等	1,024,598
R 10		
R 11 以降	浜見山ポンプ場改築工事 等	(R 11 から R 15) 19,815,000
供用開始予定	—	総事業費見込み
		24,616,204

(事業費 R5 以前 : 決算額、R6 : 予算額、R7 以降 : 想定建設事業費)

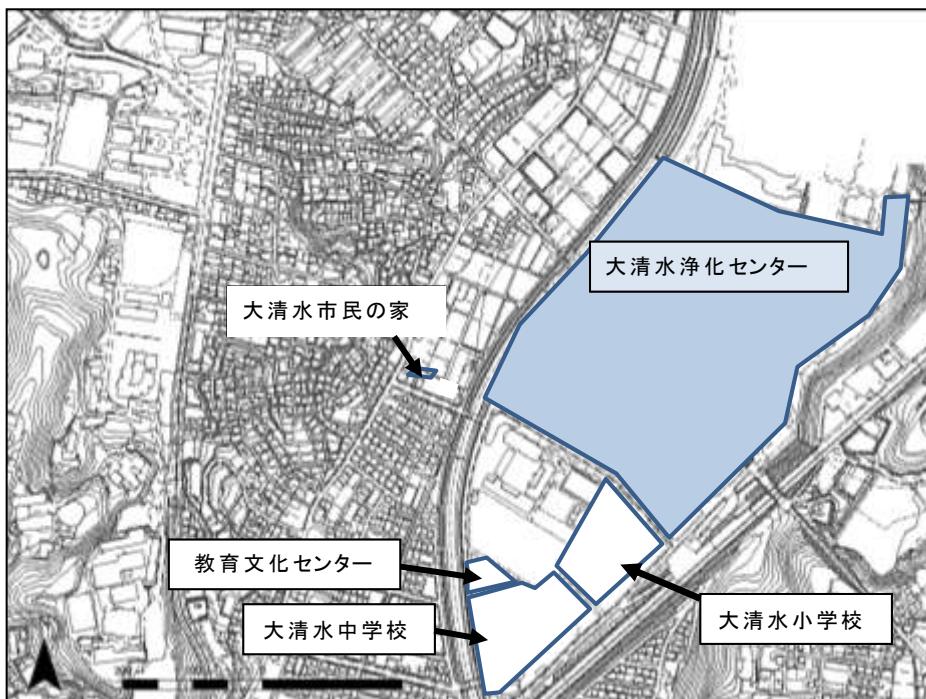
[位置図（各ポンプ場）]



[位置図（辻堂浄化センター）]



[位置図（大清水浄化センター）]



(7) 検討事業

	事業名	ページ
検討事業	① 文化財収蔵庫再整備	P 68
	② 老人福祉センターやすらぎ荘再整備	P 71
	③ 太陽の家再整備	P 74
	④ 南消防署苅田出張所（第5分団）再整備（自家用給油所等）	P 77
	⑤ 北消防署善行出張所（第15分団）再整備	P 79
	⑥ 北消防署御所見出張所（第30分団）再整備	P 81
	⑦ 明治中学校再整備	P 83
	⑧ 藤沢小学校再整備	P 86
	⑨ 明治小学校再整備	P 89
	⑩ 特別支援学校適正配置整備事業 （白浜養護学校過大規模化解消事業）	P 92
	⑪ 藤沢聖苑再整備	P 95
	⑫ 北部環境事業所1号炉再整備	P 97
	⑬ 北部環境事業所し尿処理施設再整備	P 99
	⑭ 市営住宅再整備	P 101
	⑮ 中学校給食センター整備	P 104
	⑯ 少年の森管理棟再整備	P 106
	⑰ 藤沢市民病院西館等再整備〔特別会計施設〕	P 108

(実施・検討)	(番号)	(事業名)
検討	1	文化財収蔵庫再整備
施設所管課	生涯学習部 郷土歴史課	
住所又は地番	検討中（石川 3 9 8 4 番 4 他 ※当初計画のもの）	
敷地面積	検討中 (3,128.92 m ² ※当初計画のもの)	
延べ面積	現況	<ul style="list-style-type: none"> ・第2収蔵庫 (903.4 m²) ・御所見収蔵庫 (383.5 m²) ・仮収蔵施設（旧村岡保育園 (1307.79 m² 中 367 m² 使用))、 ・仮収蔵施設（旧南市民図書館 (1293.85 m² 中 400 m² 使用)) <p>計 2053.9 m²</p>
現状・課題	現在収蔵品を保管管理している収蔵庫のうち、第2収蔵庫、御所見収蔵庫、及び仮収蔵施設（旧村岡保育園・旧南市民図書館）については、築40年を超える施設もあり雨漏りや電気設備の不調などのため、収蔵品を適正に保管できない状況が続いている。	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

機能の必要性 (任意施設)	文化財を確実に後世へと継承し活用していくため、市内各所に分散し、かつ老朽化している収蔵施設を集約し、適正に整理、保管、活用することができる施設が必要です。
施設規模 の検討	収蔵スペースは、仮収蔵施設における収蔵品の整理も踏まえ、検討します。
延命化の検討	—
統廃合の検討	近隣に同種施設がない文化財収蔵庫のため、統廃合は不可（複数の文化財収蔵庫の集約は実施）
複合化の検討	同時期に建替えを検討している施設がなく、また文化財の収蔵庫としての性質から、他施設との複合化は不可
機能集約 の検討	展示機能と文化財収蔵機能を備えた施設とする予定で、民間賃貸施設との機能集約は不可（建築物についてはリースの検討の余地あり）
建設中の 代替機能	<p>現在使用中の収蔵施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2収蔵庫 (903.4 m²) ・御所見収蔵庫 (383.5 m²) ・仮収蔵施設（旧村岡保育園 (1307.79 m² 中 367 m² 使用)) ・仮収蔵施設（旧南市民図書館 (1293.85 m² 中 400 m² 使用)) <p>→生活文化拠点再整備事業に伴う解体工事のため、令和7年度中に空き施設となる「旧村岡公民館」に移転予定</p>

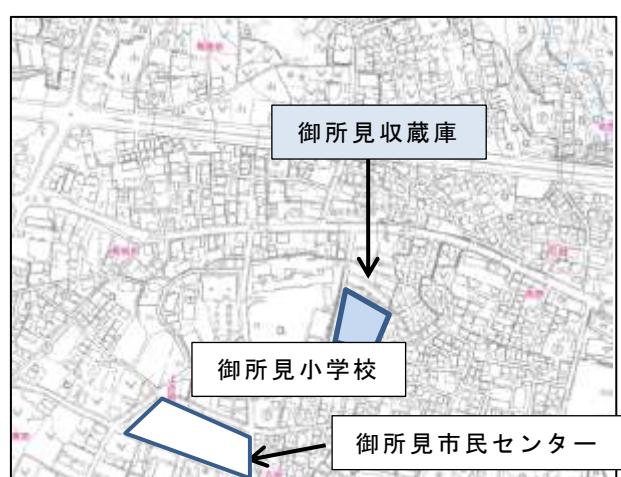
事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 6まで	<p>(R 2以前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管施設整備方針の検討 ・再整備に向けた府内検討 <p>(R 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト事前調査 ・廃棄物搬出処理 <p>(R 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管資料移動 ・第1収蔵庫・旧あづま保育園解体工事 <p>(R 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮収蔵施設(旧村岡保育園・旧南市民図書館)の整備及び維持管理 ・仮収蔵施設における収蔵品の整理 ・機能の充実を図るという点に留意し、現在の建設予定地が適正であるかも含め、見直しの検討を行う。 <p>(R 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮収蔵施設(旧村岡保育園・旧南市民図書館)の整備及び維持管理 ・仮収蔵施設における収蔵品の整理 ・家屋事後調査 ・機能の充実を図るという点に留意し、現在の建設予定地が適正であるかも含め、見直しの検討を行う。
R 7	<ul style="list-style-type: none"> ・仮収蔵施設(旧村岡保育園・旧南市民図書館)の維持管理 ・仮収蔵施設における収蔵品の整理 ・収蔵品の移送 (埋蔵文化財関係資料を旧南市民図書館から旧村岡公民館へ) ・新収蔵庫整備計画策定(R7-R10の4か年)(業務委託)
R 8	<ul style="list-style-type: none"> ・仮収蔵施設(旧村岡保育園・旧村岡公民館)の維持管理 ・仮収蔵施設における収蔵品の整理 ・収蔵品の移送(民俗関係資料を旧村岡保育園から御所見収蔵庫へ) ・新収蔵庫整備計画策定(R7-R10の4か年)(業務委託)
R 9	<ul style="list-style-type: none"> ・仮収蔵施設における収蔵品の整理 ・新収蔵庫整備計画策定(R7-R10の4か年)(業務委託)
R 10	<ul style="list-style-type: none"> ・仮収蔵施設(旧村岡保育園・旧村岡公民館)の維持管理 ・仮収蔵施設における収蔵品の整理 ・新収蔵庫整備計画策定(R7-R10の4か年)(業務委託) ・家屋事前調査委(旧村岡保育園)
R 11以降	<ul style="list-style-type: none"> ・新収蔵庫設計(基本設計、実施設計) ・仮収蔵施設(旧村岡保育園・旧村岡公民館)の維持管理 ・仮収蔵施設における収蔵品の整理 ・収蔵品の移送 ・仮収蔵施設(旧村岡保育園)解体工事 ・新収蔵庫建設工事着手(2か年予定) ・新収蔵庫運用(供用開始)
供用開始予定	令和12年度以降

[位置図（第2収蔵庫周辺地図）]



[位置図（御所見収蔵庫周辺地図）]



[位置図（仮収蔵施設（旧南市民図書館））]



[位置図（仮収蔵施設（旧村岡保育園））]



(実施・検討) 検討	(番号) 2	(事業名) 老人福祉センターやすらぎ荘再整備
施設所管課	福祉部 高齢者支援課	
住所又は地番	稻荷586番地	
敷地面積	7,252 m ²	
延べ面積	現況	1,808 m ²
現状・課題	<p>老人福祉センターやすらぎ荘は、1969年（昭和44年）7月に開設された施設で、すでに55年を経過していることから老朽化が著しく、また、他の老人福祉センター（湘南なぎさ荘・こぶし荘）と比較しても、バリアフリー未対応であることや、運動浴室の未設置など、機能面、設備面が課題となっています。</p>	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

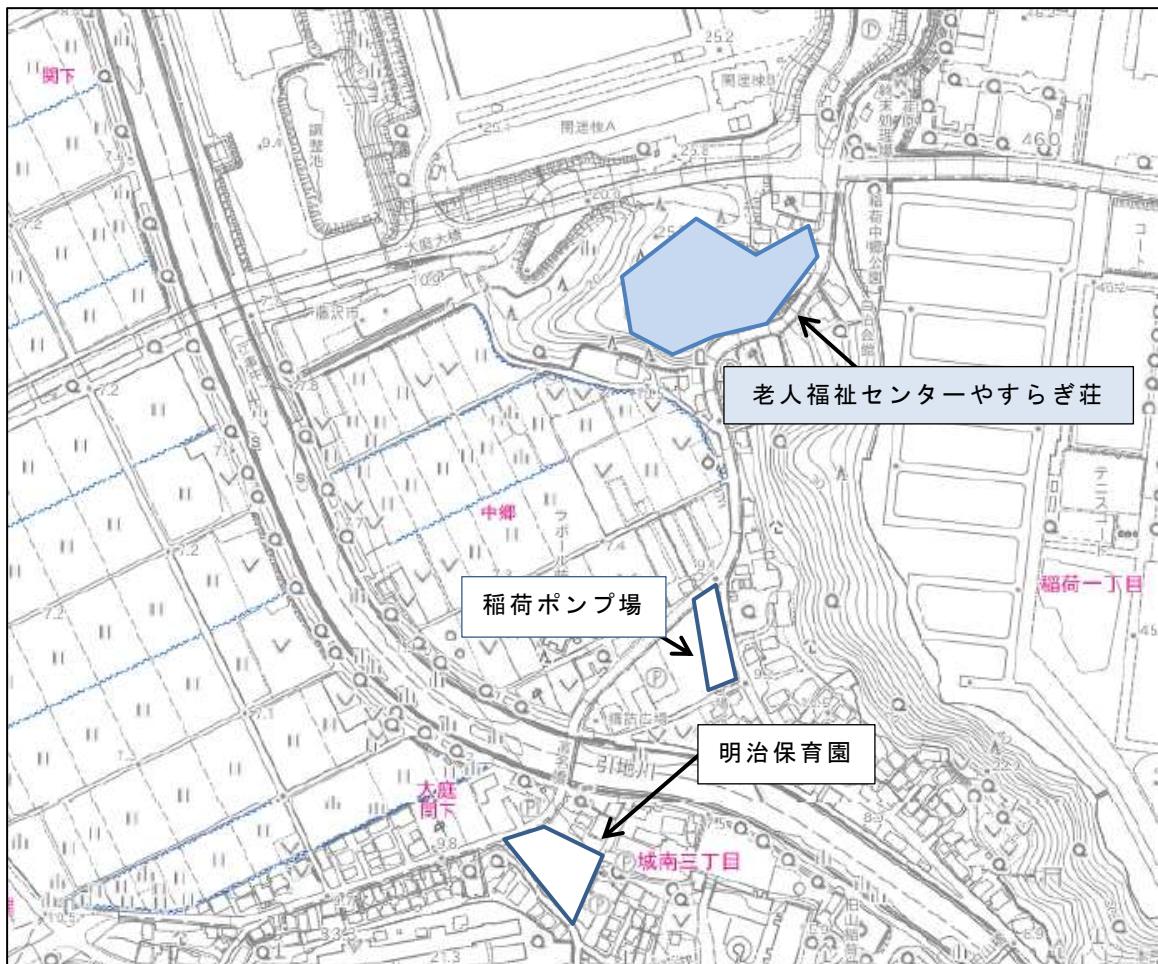
機能の必要性 (任意施設)	老人福祉センターについては、現在市内の北部・中部・南部に3館を配置し、高齢者の生きがいと健康づくりのための拠点施設として様々な事業を展開し、高齢者に孤独を感じさせない、孤立させない「居場所」として必要な機能を備えています。
施設規模 の検討	年々高齢化率が高くなっている中、老人福祉センターの利用者数はピークであった平成23年度と比べ、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり6割減少しています。利用者数は減少傾向にあることや、高齢者のライフスタイルの変化及び社会情勢の影響などを踏まえて施設の検討を行っていく必要があります。
延命化の検討	すでに築55年を経過しているため、延命化の可能性はありません。
統廃合の検討	第3期短期プランから検討事業に位置付け、利用者数が減少傾向である状況や施設の維持管理・運営に係るコスト縮減の考え方を踏まえ、整理を進める必要があります。
複合化の検討	今後の整備にあたっては、近隣にある施設や今後建替えを検討している施設との複合化の可能性も含め、整理を進めていきます。
機能集約 の検討	民間賃借施設との機能集約の可能性も含めて、検討していきます。
建設中の 代替機能	老人福祉センター「こぶし荘」及び「湘南なぎさ荘」

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 6まで	(R 2以前) ・法面工予備・詳細設計委託、現況・測線測量委託（平成29年度） ・斜面地対策工事に伴う建物等事前調査委託（平成30年度） ・斜面地対策工事（平成30年度）

	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面地対策工事（令和元年度） ・斜面下木剪定作業（令和2年度） ・斜面地対策工事に伴う測量委託（令和2年度） (R 3～R 6) ・「やすらぎ荘の今後について」利用者説明（令和6年度） ・「老人福祉センターのあり方及び今後の方向性について」議会報告（令和6年度）
R 7	議会等からの意見をもとに検討
R 8	—
R 9	—
R 10	—
R 11以降	—
供用開始予定	未定

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討)	(番号)	(事業名)
検討	3	太陽の家再整備
施設所管課	福祉部 障がい者支援課	
住所又は地番	鶴沼海岸六丁目 6 番 12 号	
敷地面積	6,304 m ²	
延べ面積	現況	4,713 m ²
現状・課題	<p>「太陽の家」は、障がい児・者のための福祉施設であり、障がい児のための通園施設、障がい者の社会参加を目的とした通所施設及び障がい児・者のスポーツとふれあいの場となる体育館が併設されています。</p> <p>また、平成 16 年度からは指定管理制度を導入し、社会福祉法人光友会が、しいの実学園（児童発達支援センター）、藤の実学園（生活介護事業）、放課後等デイサービス事業等を同施設で実施しており、本市の障がい者福祉の拠点施設としての役割を果たしています。</p> <p>しかし、当施設は昭和 50 年に旧耐震基準で建設されており、建屋の老朽化が進んでいる為、再整備を行う必要があります。再整備にあたっては、現在地が洪水浸水想定地域に位置することや、建物が地域住民の災害時の避難施設に指定されていること等があり、事業実施には当該地で建替えるか、他の候補地へ移転して実施するのか複合的な観点から判断し、建設予定地の選定を行う必要があります。</p> <p>また、現在は指定管理事業として施設運営を行っていますが、今後の運営手法についても改めて再考する必要があります。</p> <p>これらの状況を踏まえ、中長期的な運営方針と合わせ、施設整備について検討しています。</p>	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

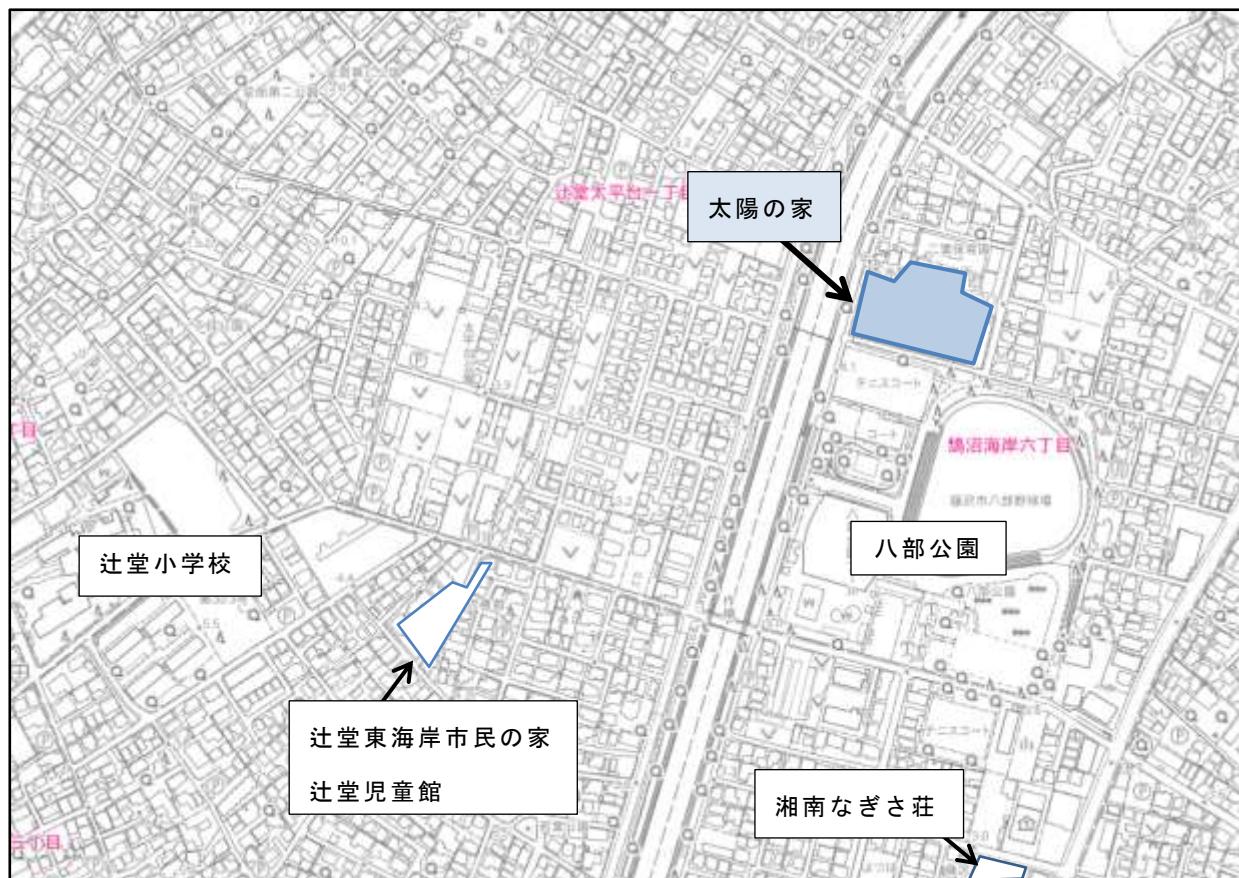
機能の必要性 (任意施設)	太陽の家では、重度の障がいがある方の受け入れを中心に行っていきます。民間の障がい福祉サービス事業所では規模、支援内容等で対応が困難であることから、機能の継続が必要と考えます。
施設規模 の検討	障がい者数の増加、主たる介護を行う家族の高齢化が進んでおり、日中のレスパイトとしても求められる事業であるため、現状の維持が必要と考えられます。また、医療的ケアの対応等から機能の拡充が必要となります。
延命化の検討	すでに築 50 年を経過しているため、延命化の可能性はありません。
統廃合の検討	同種施設はないため、統廃合の可能性はありません。
複合化の検討	医療や介護に係る施設等と複合化を行い、安心して通所できる環境の整備、福祉サービスの拠点となるような施設が必要と考えます。

機能集約の検討	現在、民間施設を賃借して実施している機能について、集約の可能性を検討します。
建設中の代替機能	音や振動により体調に影響がある利用者に配慮するため、現在の建物を利用しながら、新施設を移転整備することが望ましいものと考えます。

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 6まで	(R 2以前) 運営方針の検討 ・施設利用者・保護者へのアンケートを実施 ・指定管理者である社会福祉法人光友会との意見交換を実施 (R 3) 府内検討 ・関係各課との意見交換 子ども家庭課、危機管理課、選挙管理委員会等 (R 4) 運営方針の検討 府内検討 ・関係各課との意見交換 子ども家庭課、危機管理課、選挙管理委員会等 (R 5～R 6) 運営方針の検討 府内検討 1 関係各課との協議・調整 2 指定管理者との協議
R 7～R 10	運営方針の検討 府内検討 1 関係各課との協議・調整 2 指定管理者との協議
R 11以降	運営方針の検討 府内検討 1 関係各課との協議・調整 2 指定管理者との協議
供用開始予定	未定

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 検討	(番号) 4	(事業名) 南消防署苅田出張所（第5分団）再整備 (自家用給油所等)
施設所管課	消防局 消防総務課	
住所又は地番	本鶴沼四丁目3番1	
敷地面積	1,194 m ²	
延べ面積	現況	440 m ²
現状・課題	南消防署苅田出張所は、旧耐震基準で建設され、老朽化が進んでおり、災害発災時の活動拠点として安全性の確保が求められています。東日本大震災時に道路寸断等により緊急車両への給油が滞ったことを踏まえ、災害時の消防車両等への専用給油所の設置の検討が課題となっています。また、再整備にあたっては、現庁舎が幹線道路沿いで立地が良好なため、同一敷地での建て替えを想定しており、その際の仮設用地活用について検討の必要があります。	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

機能の必要性 (任意施設)	一（義務施設）
施設規模 の検討	同一敷地内での建て替えを考えているため、敷地規模としては変更ありません。延べ面積については、仮眠室の個室化や女性用スペースの拡充等、労務環境強化が必要なため、増加するものと想定をしています。
延命化の検討	すでに築50年を経過しているため、延命化の可能性はありません。
統廃合の検討	現状の災害対応能力を減じさせることはできないため、現状の体制を維持する必要があり、統廃合の可能性はありません。
複合化の検討	義務施設であり、近隣に同時期に建て替えを検討している施設がないため、単独での整備を検討しており、複合化の可能性はありません。
機能集約 の検討	同種機能の民間賃借施設はないため、機能集約の可能性はありません。
建設中の 代替機能	建設中の代替施設の仮設用地を検討中です。

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 6まで	庁内検討
R 7	庁内検討（仮設用地の検討及び関係課との調整）

R 8	府内検討（仮設用地の検討及び関係課との調整）
R 9	府内検討（仮設用地の検討及び関係課との調整）
R 10	府内検討（仮設用地の検討及び関係課との調整）
R 11 以降	府内検討（仮設用地の検討及び関係課との調整）
供用開始予定	未定※仮設用地等の調整がついた場合には変更有

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 検討	(番号) 5	(事業名) 北消防署善行出張所（第15分団）再整備
施設所管課	消防局 消防総務課	
住所又は地番	善行七丁目7番10	
敷地面積	657.38 m ²	
延べ面積	現況	329.45 m ²
現状・課題	<p>北消防署善行出張所については、建物は旧耐震基準で建設され、老朽化が進んでいること、また、敷地は手狭で傾斜地であることから、災害発生時の活動拠点として、安全性の確保をするために、別敷地での移設を検討しています。</p> <p>再整備に当たり、消防団第15分団との併設を検討していますが、現在第15分団は自治会館と併設しており、調整が必要となります。</p> <p>また、市内全域の消防施設をバランス良く配置するためにも、近隣の用地確保が課題となります。</p>	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

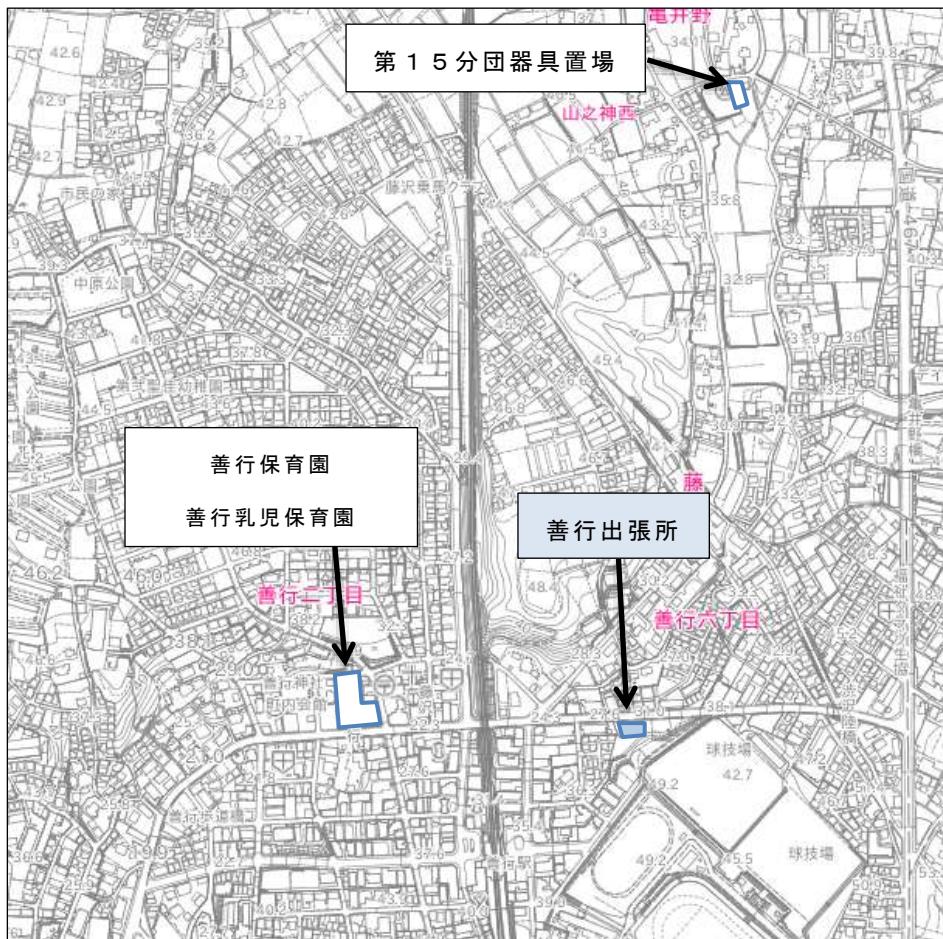
機能の必要性 (任意施設)	一 (義務施設)
施設規模 の検討	延べ面積については、仮眠室の個室化や女性用スペースの拡充等、労務環境強化が必要なため、増加するものと想定しています。
延命化の検討	すでに築45年を経過しているため、延命化の可能性はありません。
統廃合の検討	現状の災害対応能力を減じさせることはできないため、現状の体制を維持する必要があり、統廃合の可能性はありません。
複合化の検討	消防団第15分団と複合化することを検討しています。
機能集約 の検討	同種機能の民間賃借施設はないため、機能集約の可能性はありません。
建設中の 代替機能	別敷地で建設予定のため、代替施設は不要と想定しています。

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 6まで	庁内検討（建設用地の検討及び関係課との調整）
R 7	同上
R 8	同上

R 9	同上
R 10	同上
R 11 以降	同上
供用開始予定	未定※建設用地等の調整がついた場合には変更有

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 検討	(番号) 6	(事業名) 北消防署御所見出張所（第30分団）再整備
施設所管課	消防局 消防総務課	
住所又は地番	用田480番地	
敷地面積	1,605 m ²	
延べ面積	現況	452 m ²
現状・課題	北消防署御所見出張所については、旧耐震基準で建設され、老朽化が進んでおり、災害発生時の活動の拠点として安全性の確保が求められています。また、再整備にあたっては、現庁舎が幹線道路沿いで立地が良好なため、同一敷地での建て替えを想定しており、その際の仮設用地活用について検討の必要があります。	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

機能の必要性 (任意施設)	一 (義務施設)
施設規模 の検討	同一敷地内での建て替えを考えているため、敷地規模としては変更ありません。延べ面積については、仮眠室の個室化や女性用スペースの拡充等、労務環境強化が必要なため、増加するものと想定をしています。
延命化の検討	すでに築45年を経過しているため、延命化の可能性はありません。
統廃合の検討	現状の災害対応能力を減じさせることはできないため、現状の体制を維持する必要があり、統廃合の可能性はありません。
複合化の検討	義務施設であり、近隣に同時期に建て替えを検討している施設がないため、単独での整備を検討しており、複合化の可能性はありません。
機能集約 の検討	同種機能の民間賃借施設はないため、機能集約の可能性はありません。
建設中の 代替機能	建設中の代替施設の仮設用地を検討中です。

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 6まで	庁内検討
R 7	庁内検討（仮設用地の検討及び関係課との調整）
R 8	庁内検討（仮設用地の検討及び関係課との調整）

R 9	府内検討（仮設用地の検討及び関係課との調整）
R 10	府内検討（仮設用地の検討及び関係課との調整）
R 11以降	府内検討（仮設用地の検討及び関係課との調整）
供用開始予定	未定※仮設用地等の調整がついた場合には変更有

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討)	(番号)	(事業名)
検討	7	明治中学校再整備
施設所管課	教育部 学校施設課	
住所又は地番	辻堂新町二丁目13番1号	
敷地面積	16,541 m ²	
延べ面積	現況	7,142 m ²
現状・課題	<p>明治中学校は、最も古い校舎は、1970年（昭和45年）に建設され、建築後50年が経過し、老朽化が進んでいます。現状の校舎の面積は、文部科学省が定める学校施設の必要面積を下回っており、また、教育内容に見合った機能も不足しています。これらの状況から、学校施設再整備第2期実施計画において、事業実施の優先度が高い施設として新たに追加しています。</p> <p>学校施設再整備基本方針に基づき、建物ごとに整備手法を計画していますが、建物の配置や機能等は、学校関係者及び近隣住民との合意形成の観点を考慮しながら検討を進める必要があります。</p>	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

機能の必要性 (任意施設)	一（義務施設）
施設規模 の検討	義務教育施設として必要となる諸室及び教育ニーズとして求められる機能を確保するため、「藤沢市立学校施設再整備基本方針」における標準諸室想定に基づき、面積を算出します。
延命化の検討	校舎は、建築後50年が経過し、老朽化が進んでいるため、改築による再整備を計画します。 屋内運動場は、建築後20年程度で、築年数が浅いため、中規模改修を実施し、各種設備機器等の機能回復を図ります。
統廃合の検討	「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、現状の体制を維持する必要があることから、統廃合の可能性はありません。
複合化の検討	未定
機能集約 の検討	同種機能の民間賃借施設はないため、機能集約の可能性はありません。
建設中の 代替機能	仮設校舎での対応を検討します。

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 7	・整備に向けた府内検討
R 8	・基本実施設計（1年目） ・地質調査委託
R 9	・基本実施設計（2年目） ・テレビ電波調査委託
R 10	・事前家屋調査委託 ・仮設校舎建設工事 ・既存仮設校舎解体工事 ・校舎解体工事
R 11 以降	・校舎改築及び長寿命化改修工事（1年目） ・屋内運動場改築工事（1年目） ・工事監理委託（1年目） ・校舎改築及び長寿命化改修工事（2年目） ・屋内運動場改築工事（2年目） ・工事監理委託（2年目） ・初度調査 ・仮設校舎解体工事 ・外構グラウンド整備工事等 ・事後家屋調査委託 ・テレビ電波調査委託
供用開始予定	令和12年12月

※ 事業スケジュールについては、藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画時の事業スケジュールのため、今後、見直し作業により変更となります。

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討)	(番号)	(事業名)
検討	8	藤沢小学校再整備
施設所管課	教育部 学校施設課	
住所又は地番	本町一丁目9番1号	
敷地面積	20,087 m ²	
延べ面積	現況	5,722 m ²
現状・課題	<p>藤沢小学校は、最も古い校舎は、1969年（昭和44年）に建設され、建築後50年が経過し、老朽化が進んでいます。現状の校舎の面積は、文部科学省が定める学校施設の必要面積を下回っており、また、教育内容に見合った機能も不足しています。これらの状況から、学校施設再整備第2期実施計画において、事業実施の優先度が高い施設として新たに追加しています。</p> <p>学校施設再整備基本方針に基づき、建物ごとに整備手法を計画していますが、建物の配置や機能等は、学校関係者及び近隣住民との合意形成の観点を考慮しながら検討を進める必要があります。</p>	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

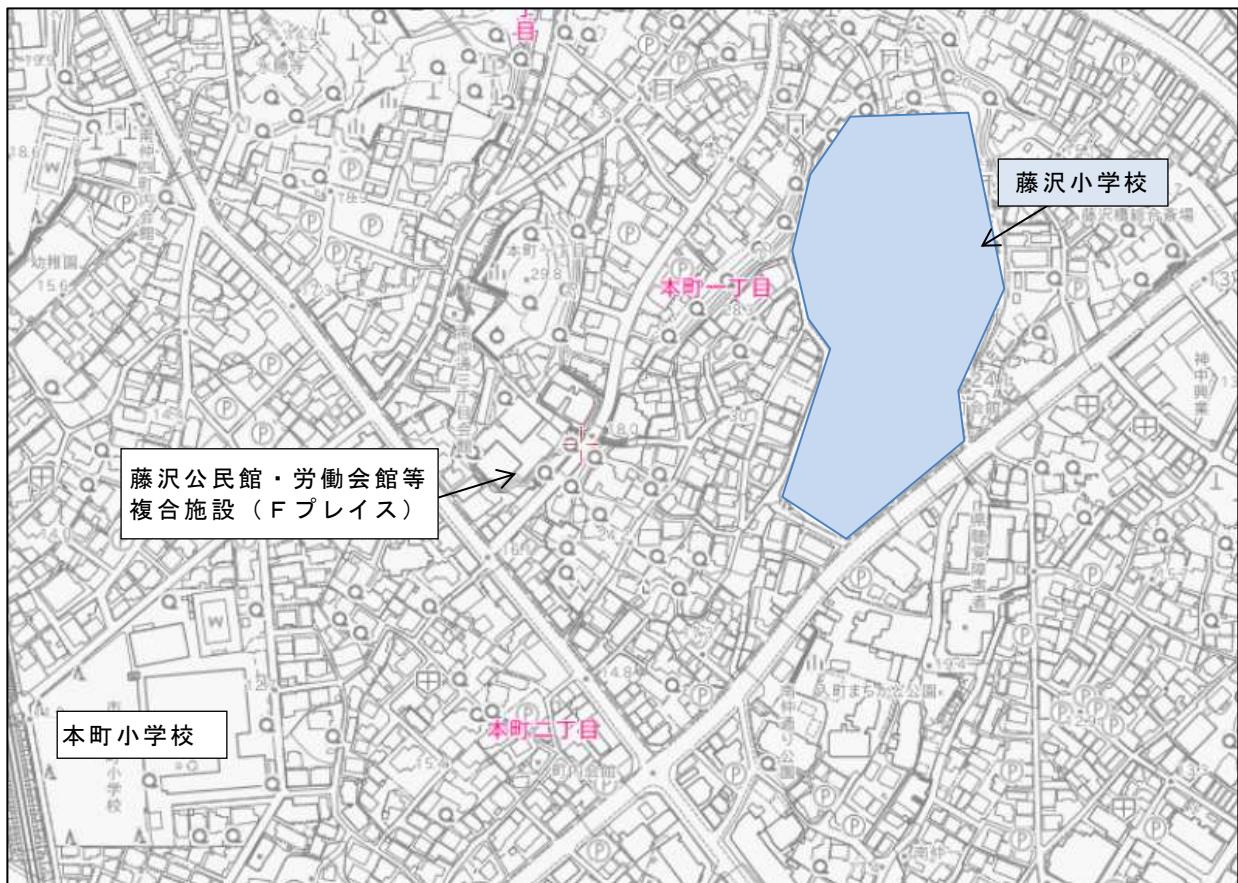
機能の必要性 (任意施設)	一（義務施設）
施設規模 の検討	義務教育施設として必要となる諸室及び教育ニーズとして求められる機能を確保するため、「藤沢市立学校施設再整備基本方針」における標準諸室想定に基づき、面積を算出します。
延命化の検討	<p>南校舎は、建築後50年が経過し、老朽化が進んでいるため、改築による再整備を計画します。</p> <p>北校舎は、建築後45年程度で、比較的築年数が浅いため、長寿命化改修を実施し、機能向上を図ります。</p> <p>屋内運動場は、建築後30年程度で、築年数が浅いため、中規模改修を実施し、各種設備機器等の機能回復を図ります。</p>
統廃合の検討	「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、現状の体制を維持する必要があることから、統廃合の可能性はありません。
複合化の検討	放課後児童クラブとの複合化を検討します。
機能集約 の検討	同種機能の民間賃借施設はないため、機能集約の可能性はありません。
建設中の 代替機能	仮設校舎での対応を検討します。

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 7	—
R 8	・整備に向けた府内検討
R 9	・基本実施設計（1年目） ・地質調査委託
R 10	・基本実施設計（2年目） ・テレビ電波調査委託
R 11以降	・事前家屋調査委託 ・仮設校舎建設工事 ・既存仮設校舎解体工事 ・校舎解体工事 ・校舎改築及び長寿命化改修工事（1年目） ・屋内運動場改築工事（1年目） ・工事監理委託（1年目） ・校舎改築及び長寿命化改修工事（2年目） ・屋内運動場改築工事（2年目） ・工事監理委託（2年目） ・初度調査 ・仮設校舎解体工事 ・外構グラウンド整備工事等 ・事後家屋調査委託 ・テレビ電波調査委託
供用開始予定	令和13年12月

※ 事業スケジュールについては、藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画時の事業スケジュールのため、今後、見直し作業により変更となります。

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討)	(番号)	(事業名)
検討	9	明治小学校再整備
施設所管課	教育部 学校施設課	
住所又は地番	城南三丁目 3 番 1 号	
敷地面積	20,881 m ²	
延べ面積	現況	7,055 m ²
現状・課題	<p>明治小学校は、最も古い校舎は、1968年（昭和43年）に建設され、建築後50年が経過し、老朽化が進んでいます。現状の校舎及び屋内運動場の面積は、文部科学省が定める学校施設の必要面積を下回っており、また、教育内容に見合った機能も不足しています。これらの状況から、学校施設再整備第2期実施計画において、事業実施の優先度が高い施設として新たに追加しています。</p> <p>学校施設再整備基本方針に基づき、建物ごとに整備手法を計画していますが、建物の配置や機能等は、学校関係者及び近隣住民との合意形成の観点を考慮しながら検討を進める必要があります。</p>	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

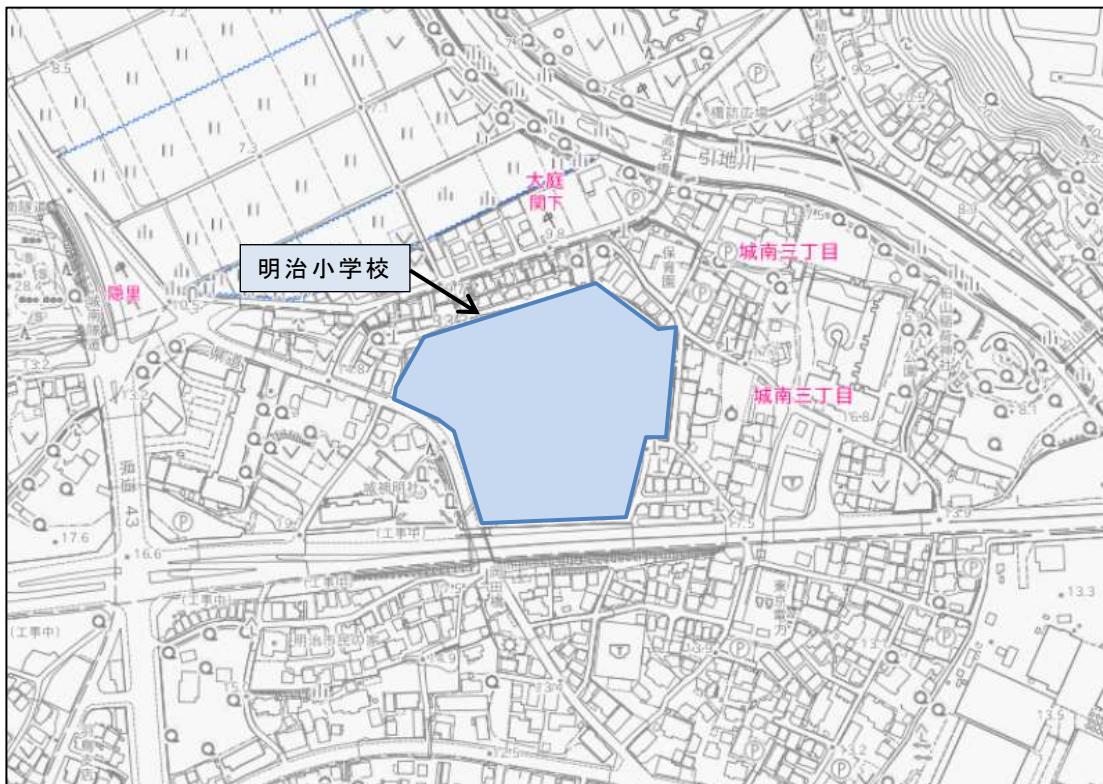
機能の必要性 (任意施設)	一（義務施設）
施設規模 の検討	義務教育施設として必要となる諸室及び教育ニーズとして求められる機能を確保するため、「藤沢市立学校施設再整備基本方針」における標準諸室想定に基づき、面積を算出します。
延命化の検討	<p>北校舎（東側）は、建築後50年が経過し、老朽化が進んでいるため、改築による再整備を計画します。</p> <p>北校舎（西側）及び南校舎は、建築後40年程度で、比較的築年数が浅いため、長寿命化改修を実施し、機能向上を図ります。</p> <p>屋内運動場は、建築後30年程度で、築年数が浅いため、中規模改修を実施し、各種設備機器等の機能回復を図ります。</p>
統廃合の検討	「藤沢市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、現状の体制を維持する必要があることから、統廃合の可能性はありません。
複合化の検討	放課後児童クラブとの複合化を検討します。
機能集約 の検討	同種機能の民間賃借施設はないため、機能集約の可能性はありません。
建設中の 代替機能	仮設校舎での対応を検討します。

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 7	—
R 8	—
R 9	・整備に向けた府内検討
R 10	・基本実施設計（1年目） ・地質調査委託
R 11 以降	・基本実施設計（2年目） ・テレビ電波調査委託 ・事前家屋調査委託 ・仮設校舎建設工事 ・既存仮設校舎解体工事 ・校舎解体工事 ・校舎改築及び長寿命化改修工事（1年目） ・屋内運動場改築工事（1年目） ・工事監理委託（1年目） ・校舎改築及び長寿命化改修工事（2年目） ・屋内運動場改築工事（2年目） ・工事監理委託（2年目） ・初度調査 ・仮設校舎解体工事 ・外構グラウンド整備工事等 ・事後家屋調査委託 ・テレビ電波調査委託
供用開始予定	令和14年12月

※ 事業スケジュールについては、藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画時の事業スケジュールのため、今後、見直し作業により変更となります。

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 検討	(番号) 10	(事業名) 特別支援学校適正配置整備事業 (白浜養護学校過大規模化解消事業)
施設所管課	教育部 学校施設課・教育指導課	
住所又は地番	辻堂西海岸一丁目2番2号	
敷地面積	11,123 m ²	
延べ面積	現況	6,358 m ²
現状・課題	<p>本市では、「ともに学び ともに育つ」学校教育をめざし、障がいの「ある」「なし」にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導を行う、支援教育の充実に取り組んでいます。支援教育の充実の取組として、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その能力や特性に応じて、個別指導や小集団での学習を行う「特別支援学校」「特別支援学級」等の設置に注力しています。</p> <p>特別支援学校・特別支援学級での就学ニーズは増加しており、需要に対する供給体制の確保が必須かつ急務です。</p>	

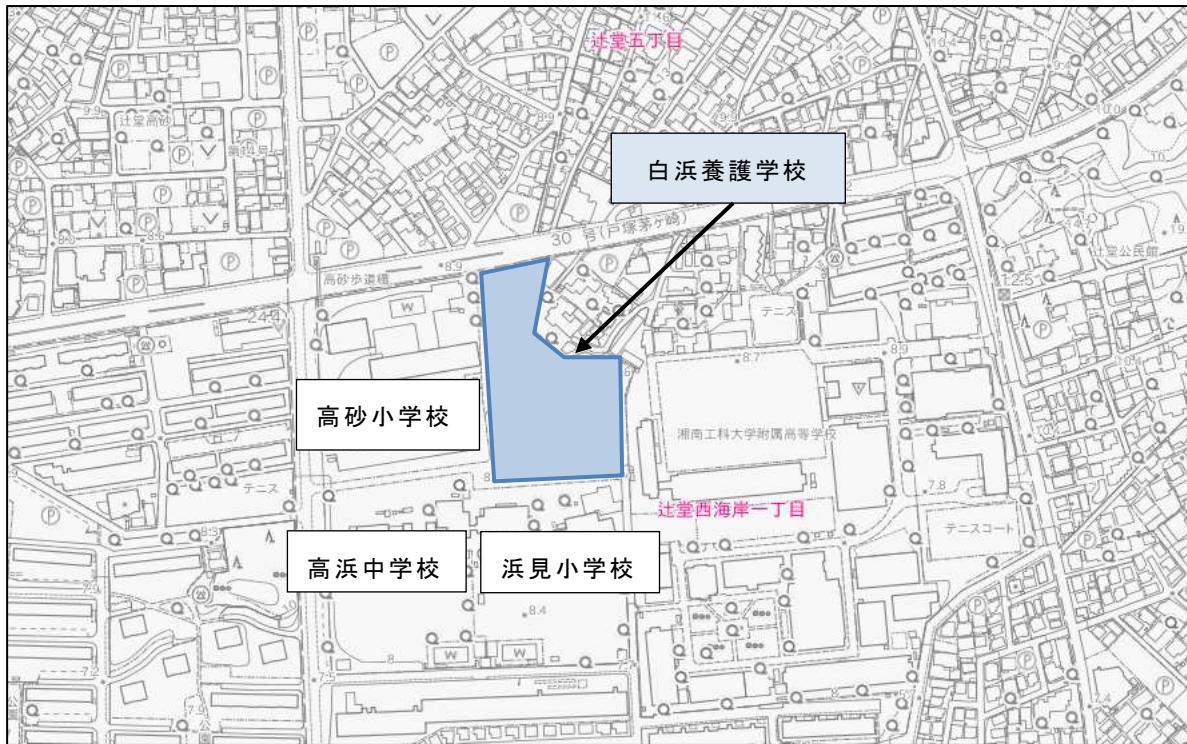
「再整備基本方針」に基づく検討結果

機能の必要性 (任意施設)	当該施設は、1979年養護学校が義務教育として位置づけられる前から運営しており、現在においては、藤沢市内の特別支援教育を必要とする児童生徒の学びの場として県立藤沢支援学校と共に位置づけられていること、市内小中学校に展開している特別支援学級とともに本市インクルーシブ教育の中心的役割を担う学校であることから施設の機能は必須となります。
施設規模 の検討	社会増の影響により人口増はあるものの、就学年齢人口については減少局面となる中、特別支援学校への就学希望は増加しており、就学ニーズを県立藤沢支援学校と共に受けとめることが必要です。大幅な施設規模の拡大を想定するものではありませんが、需要増に対する供給体制を確保するため施設の整備を要します。
延命化の検討	残存年数が長いため、検討していません（現校舎は平成9年に供用開始）。
統廃合の検討	近隣に市の同種施設はないため、検討していません。
複合化の検討	当該施設の性質上、近隣の施設との複合化は検討していないが、需要増に対応するための施設の整備に当たっては、近隣の学校施設等の活用についても検討を考えています。
機能集約 の検討	近隣に同種の民間賃借施設がないことから、検討していません。
建設中の 代替機能	既存施設で受け入れることができない需要増については、隣接学校敷地等に設置を想定しているため、建設中の代替機能には該当しません。

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 6まで	<p>(R 2以前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室不足解消に向けた部内検討 <p>(R 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎の契約、設置工事、竣工、使用開始 ・教室不足解消に向けた検討 <p>(R 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎の運用 <p>(R 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎の運用 ・神奈川県教育委員会との連絡調整 ・府内関係各課との調整 ・新たな敷地の活用の検討
R 6～10	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎の運用 ・神奈川県教育委員会との連絡調整 ・府内関係各課との調整 ・新たな敷地の活用の検討 ・条件が整った場合は具体的協議及び取組
R 11以降	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎の解体
供用開始予定	未定

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 検討	(番号) 1 1	(事業名) 藤沢聖苑再整備
施設所管課	福祉部 福祉総務課	
住所又は地番	大鋸 1 2 5 1 番地	
敷地面積	22, 163. 92 m ²	
延べ面積	現況	3, 085. 07 m ²
現状・課題	開設から 30 年以上が経過し、建物や機械設備の経年劣化や高温にさらされる火葬炉設備の劣化などがみられるため、機能維持のために適切な改修を行っていく必要があります。また、今後本格化する多死社会の到来に向け、増え続ける火葬件数に対応可能な執行体制を構築するため、施設の抜本的な再整備が必要となります。	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

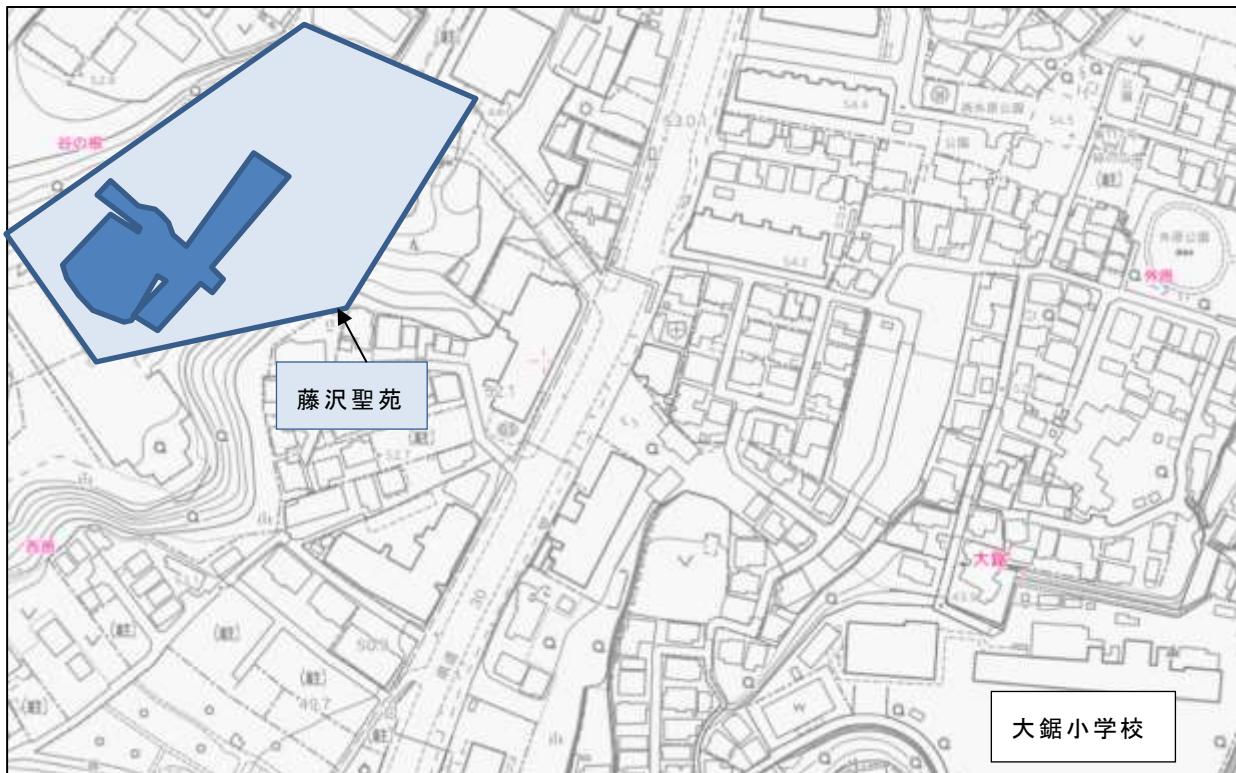
機能の必要性 (任意施設)	一 (義務施設)
施設規模 の検討	本格的な多死社会の到来により火葬件数が大幅に増加すると見込まれているため、新施設のみで供用を行う場合、既存施設と比較して火葬炉数や控室等諸室を相当程度増やす必要があることから、施設規模は大きくなると想定されますが、新施設と既存施設の並行稼働とした場合、新施設の火葬炉数や控室等諸室を削減でき、建築面積の削減に繋げることができます。
延命化の検討	既存施設の修繕や火葬炉等の設備更新により延命を図ることができると思われますが、既存施設の規模では将来にわたる安定的な火葬執行体制の確保が困難であると見込まれるため、増築や新施設建設と併せて検討することが必要となります。
統廃合の検討	市内唯一の火葬場であり、統廃合の可能性はありません。
複合化の検討	義務施設であり、特殊施設である火葬場の性質を踏まえると、近隣公共施設との複合化は適さないため、単独での整備を検討します。
機能集約 の検討	同種機能の民間賃借施設はないため、機能集約の可能性はありません。
建設中の 代替機能	市内唯一の火葬場であり、容易に代替機能を設けることはできないと考えられるため、火葬執行への影響が決して生じないよう、既存施設を稼働しながら建て替えを行う必要があります。

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 7 ~ 8	基本構想

R 9～10	基本設計・実施設計
R 11～12	建設工事
供用開始予定	R 13年度（予定）

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 検討	(番号) 1 2	(事業名) 北部環境事業所 1号炉再整備
施設所管課	環境部 北部環境事業所	
住所又は地番	石川 2 1 6 8 番地	
敷地面積	14, 345. 09 m ²	
延べ面積	現況	4, 943. 42 m ² (工場棟)
現状・課題	藤沢市のごみ焼却施設は、南北に1施設ずつ焼却施設を設置することが効率的であり、北部環境事業所1号炉は平成19年度からD B O事業による包括的運営を実施しています。再整備に当たっては、今後の市内のごみ量推計や他の焼却施設の稼働年数等、将来を見据えつつ、焼却エネルギーを活用した発電にも考慮し、より効率的・計画的な施設整備が必要となります。	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

機能の必要性 (任意施設)	一 (義務施設)
施設規模 の検討	令和7年度及び令和8年度の藤沢市焼却施設整備基本計画改定事業において、ごみ処理推計等を見直し、施設規模の検討を行います。
延命化の検討	令和6年度実施している北部環境事業所1号炉長寿命化総合計画においてLCCによる比較検討します。
統廃合の検討	藤沢市は南北に長く、ごみの排出量や収集効率を考慮すると南北に1施設ずつ焼却施設を設置することが効率的です。
複合化の検討	義務施設であり、焼却施設の性質を踏まえると、近隣公共施設との複合化は適さないため単独での整備を検討します。
機能集約 の検討	同種機能の民間賃借施設はないため、機能集約の可能性はありません。
建設中の 代替機能	北部環境事業所1号炉整備期間中においては、石名坂環境事業所3号炉を稼働させることで北部環境事業所1号炉の代替機能とします。

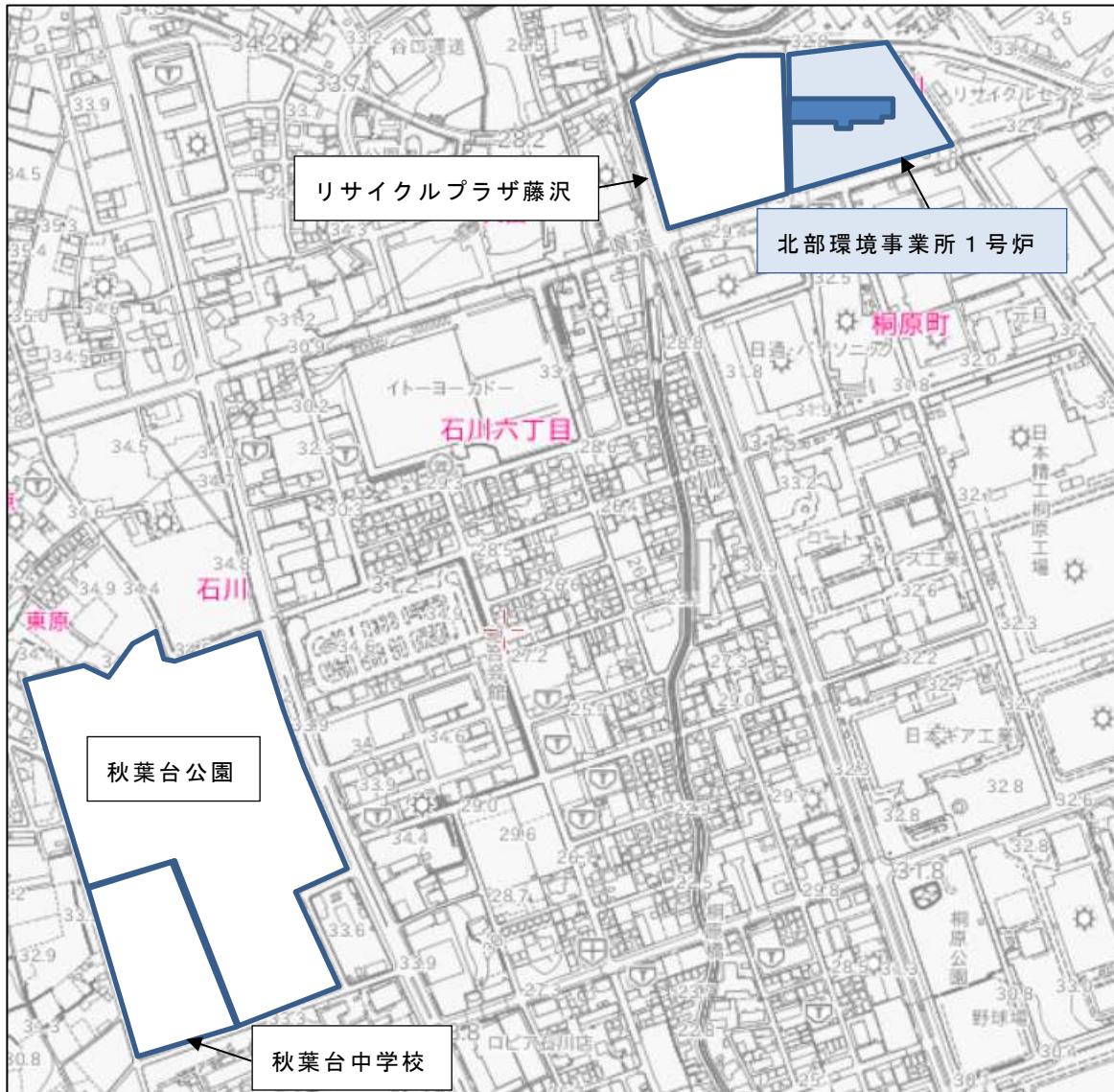
事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 7～8	藤沢市焼却施設整備基本計画改定
R 9～10	発注支援業務 生活環境影響調査
R 11～14	北部環境事業所1号炉基幹的設備改良工事

供用開始予定

R 15 年 4 月

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 検討	(番号) 13	(事業名) 北部環境事業所し尿処理施設再整備
施設所管課	環境部 北部環境事業所	
住所又は地番	石川 2168 番地	
敷地面積	14,345.09 m ²	
延べ面積	現況	1,526.39 m ²
現状・課題	<p>現施設は昭和 36 年に竣工し、平成 6 年に一部更新を実施して以降、現在に至っており、老朽化が著しい状況にあります。</p> <p>令和 5 年 3 月策定の湘南東ブロックし尿処理広域化方針において、北部環境事業所へし尿処理施設を集約化する方針としています。</p>	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

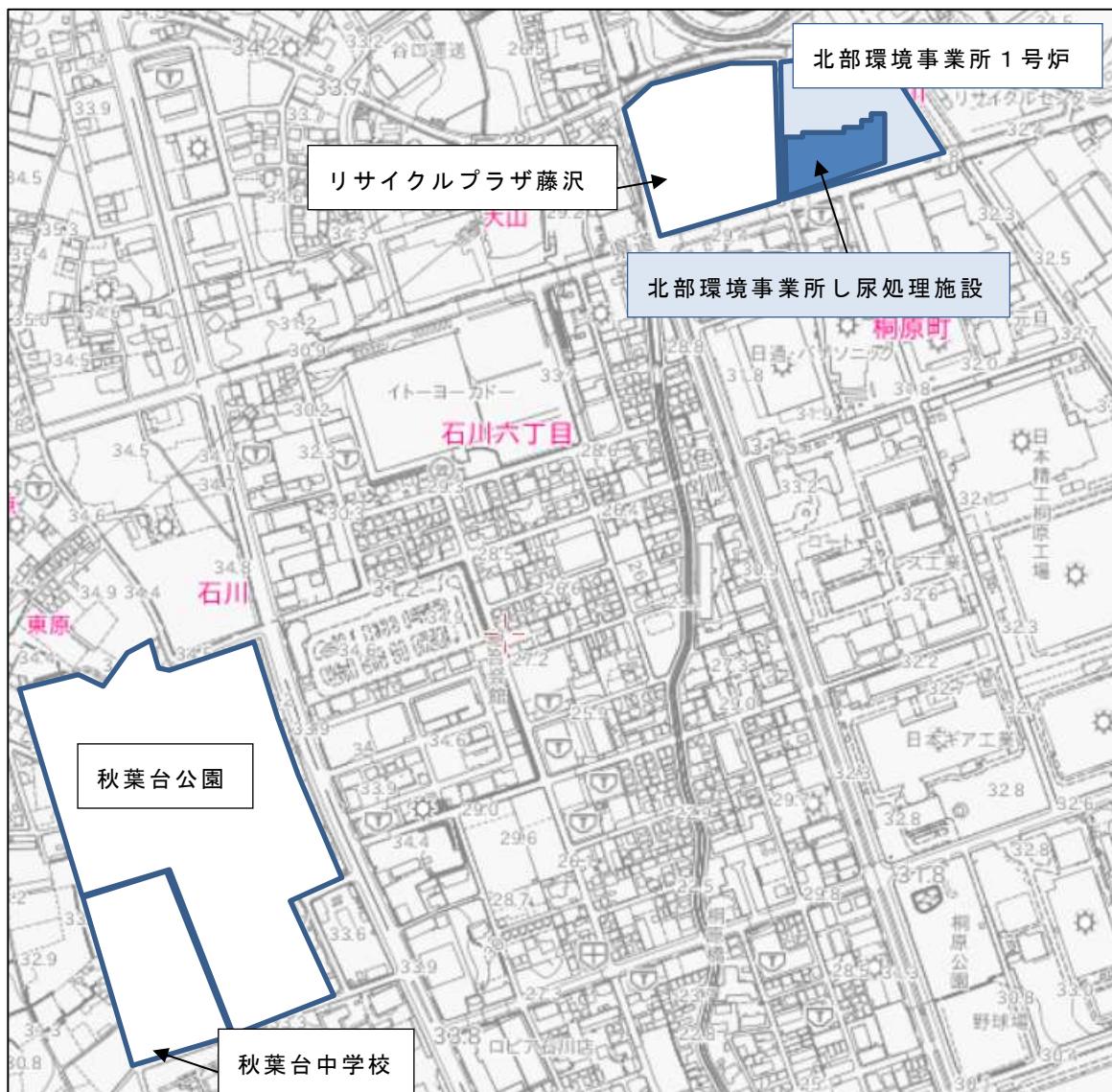
機能の必要性 (任意施設)	一 (義務施設)
施設規模 の検討	令和 5 年 3 月策定の湘南東ブロックし尿処理広域化方針において、施設規模が 81kL/日と示されており、既存施設 (230kL/日) より規模は減少します。
延命化の検討	茅ヶ崎市・寒川町を含めた広域処理を行うことを踏まえて、施設は延命化ではなく新施設の整備とします。
統廃合の検討	し尿処理の広域化処理のため、寒川町美化センターと統廃合し、新施設を北部環境事業所へ設置します。
複合化の検討	同一敷地内にごみ焼却施設が 2 施設あることや、施設の性質を踏まえると、近隣公共施設との複合化は適さないため、単独での整備を検討します。
機能集約 の検討	同種機能の民間賃借施設はないため、機能集約の可能性はありません。
建設中の 代替機能	既存施設にある、し尿等受入施設、凝集沈殿施設等を流用し、汚泥脱水機をリースすることで仮設し尿処理施設として代替機能を確保します。

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 7	湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備基本計画策定 仮設し尿処理施設賃貸借契約（期間：令和 7 年度～令和 13 年度）
R 8	仮設し尿処理施設設置・試運転
R 9	既存し尿処理施設解体工事（1 年目） 湘南東ブロックし尿処理広域化施設発注支援（D B O 方式の場合） (1 年目)

	湘南東ブロックし尿処理広域化施設設計委託（公設の場合）
R 1 0	既存し尿処理施設解体工事（2年目） 湘南東ブロックし尿処理広域化施設発注支援（D B O方式の場合） (2年目) 生活環境影響調査
R 1 1 ~ 1 3	湘南東ブロックし尿処理広域化施設建設工事
供用開始予定	R 1 4 年 4 月

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討)	(番号)	(事業名)
検討	1 4	市営住宅再整備
施設所管課	計画建築部 住宅政策課	
住所又は地番	古里住宅 : 打戻 1 7 8 9 番地 渋谷ヶ原住宅 : 湘南台 4 丁目 3 3 番地	
敷地面積	古里住宅 : 20, 839. 31 m ² 渋谷ヶ原住宅 : 10, 077. 96 m ²	
延べ面積	現況	古里住宅 : 20, 456. 84 m ² 渋谷ヶ原住宅 A・B 号棟 : 2, 017. 44 m ²
現状・課題	<p>古里住宅、渋谷ヶ原住宅 A・B 号棟とも、公営住宅法に定められた耐用年数である築 70 年が近づいています。古里住宅については 5 階建て・エレベーター未設置、老朽化、単身向け住戸の不足等の施設としての課題もあり、全体の約 40% が空き住戸となっています。</p> <p>人口推計等に基づく市営住宅の将来的な需要推計を踏まえ、市営住宅の必要戸数・住戸タイプ等を精査し、市営住宅全体の再整備について検討する必要があります。</p> <p>また、借上げ型住宅については、借上げ期間が 30 年以上となった場合、直接建設型と比較した事業費負担が逆転するという課題があります。</p>	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

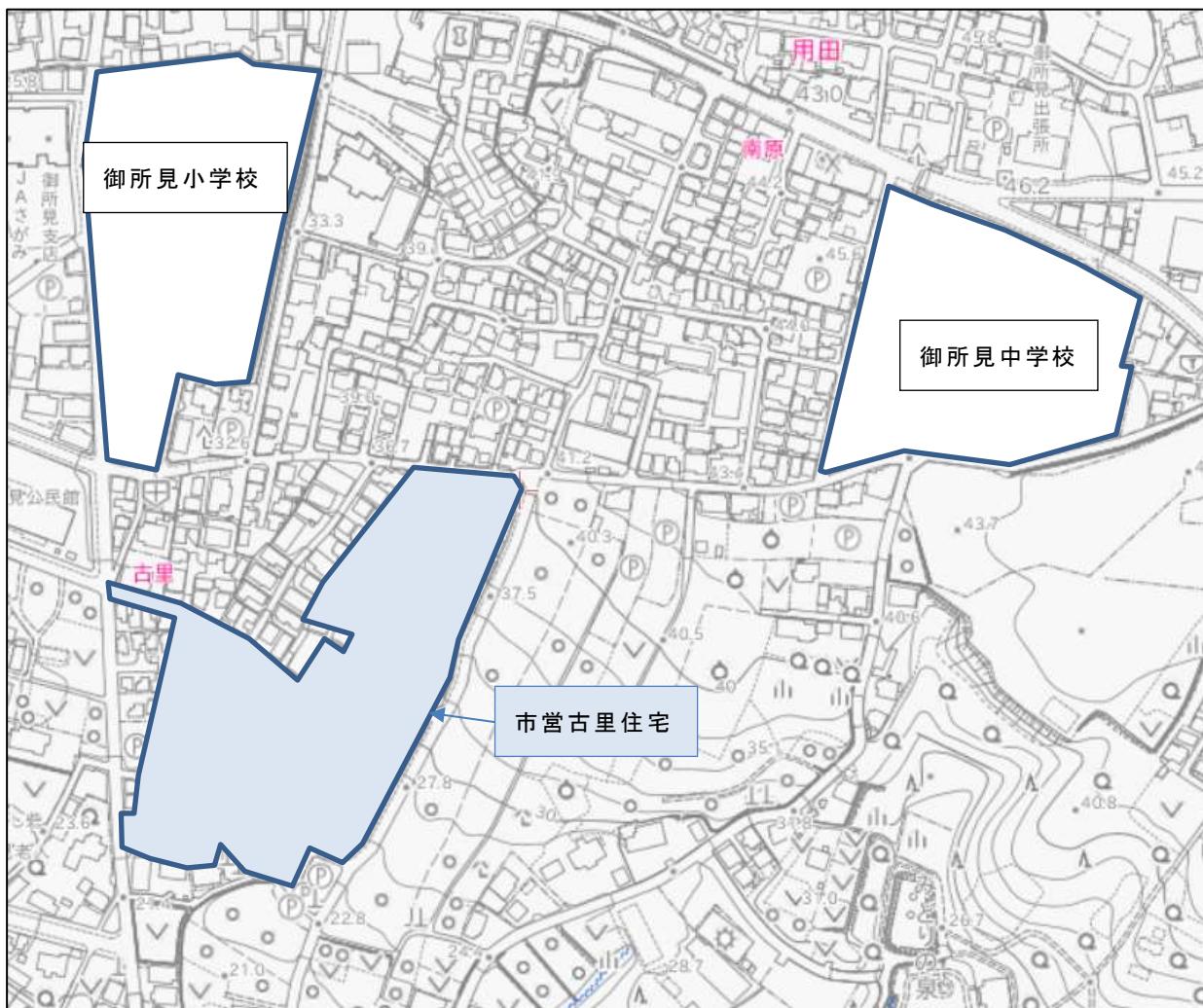
機能の必要性 (任意施設)	長期的には借上げ型住宅の方が直接建設型住宅に比べて事業費負担が高額となることと、高齢化が進展する社会情勢において安定的・継続的な市営住宅の供給を実現する必要があることから、将来的には直接建設型住宅のみとする考えです。 直接建設型住宅のみで市営住宅の必要戸数を確保するためには、最大規模である古里住宅を中心とした再整備計画を検討する必要があります。
施設規模 の検討	市営住宅の将来的な再整備の検討にあたっては、古里住宅、渋谷ヶ原住宅 A・B 号棟以外の市営住宅も、集約について検討する必要があります。
延命化の検討	現行の住戸構成は世帯向けが半数以上を占めています（古里 : 440 戸のうち世帯向け 248 戸、渋谷ヶ原 A・B : 48 戸のうち世帯向け 24 戸）、今後、高齢単身世帯の需要の増加が予測される状況において、構造的に住戸構成の改造はできないため、延命化に適していません。
統廃合の検討	古里住宅に渋谷ヶ原住宅 A・B 号棟を統合することを検討しています。
複合化の検討	民間又は公共機能を複合化（同一敷地内に複合整備する場合を含む）し、市営住宅の居住者に加え、周辺住民の住環境と QOL の向上を目指します。

機能集約の検討	現時点では古里住宅に渋谷ヶ原住宅 A・B 号棟を統合することを検討していますが、借上げ型住宅も含む他の市営住宅の統合・集約を行う可能性もあります。
建設中の代替機能	複数の住棟の整備を予定しているため、取り壊しと建築を並行して実施し、順次、完成後の住棟へ入居してもらうことを想定しています。 なお、代替住宅の提供等も検討しています。

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 7	藤沢市市営住宅等長寿命化計画を改定し、（仮称）藤沢市市営住宅マネジメント計画を策定（直接建設型の再整備・長寿命化、借上型市営住宅の返還等の方針）
R 8	市営住宅のあり方検討について、庁内調整（複合化対象検討把握）、事業予定地の有効活用に関するサウンディングの実施
R 9	基本構想の策定
R 10	再整備計画を策定する事業者の公募・選定
R 11～14	再整備計画の策定～基本設計～実施設計～解体工事・建設工事（一部並行）
供用開始予定	R 15 年度、一部供用開始

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 検討	(番号) 15	(事業名) 中学校給食センター整備
施設所管課	教育部	学校給食課
住所又は地番	稻荷412-1、他	
敷地面積	5,266 m ²	
延べ面積	現況	—
現状・課題	喫食率が上昇傾向にあり、委託事業者の供給体制がひっ迫してきています。また、本市の食数に対応可能な規模の調理工場が市内になく、調理後2時間以内で喫食するためには、配送時間に課題があることから事業者の確保が困難な状況にあります。	

「再整備基本方針」に基づく検討

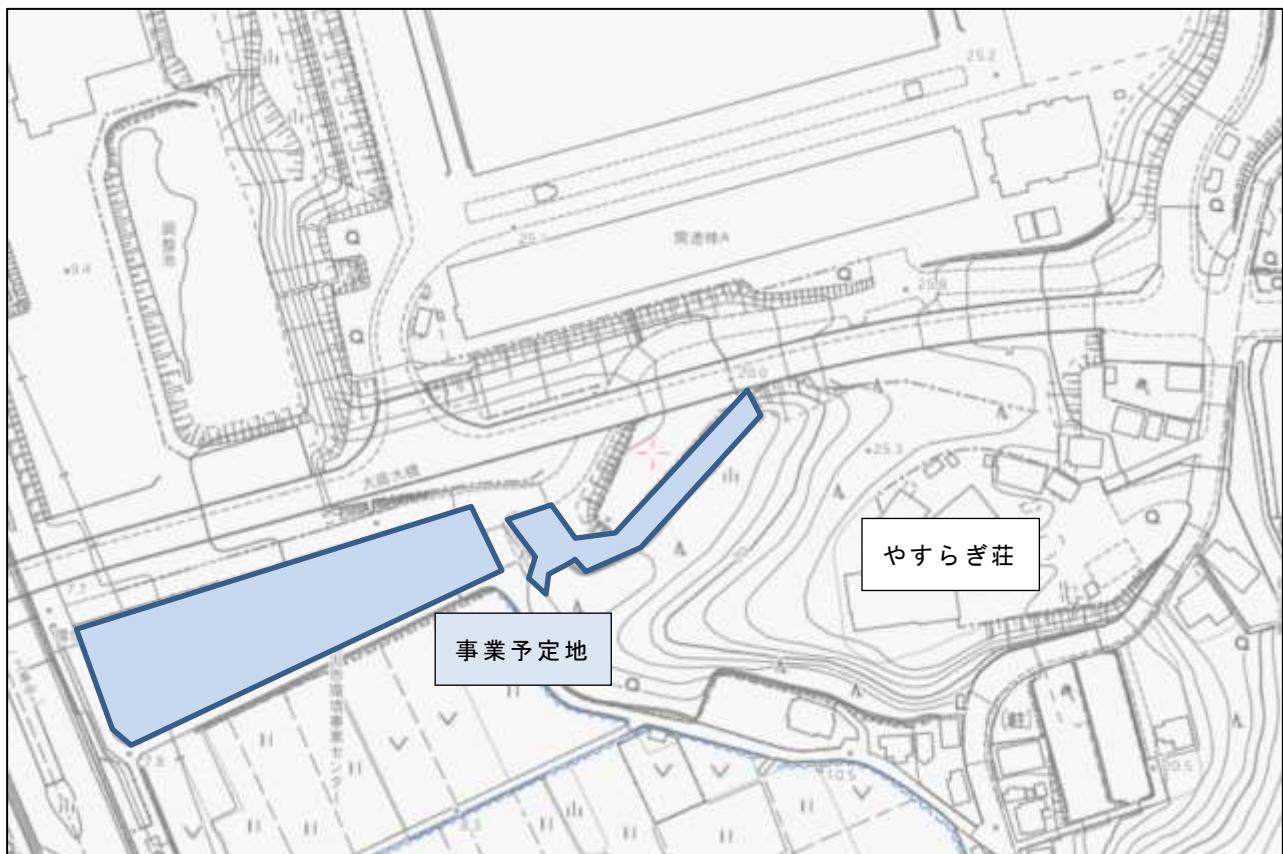
機能の必要性 (任意施設)	今後も共働き世帯などの増加で喫食率の上昇が想定されるなか、給食における供給体制の破綻回避ができるとともに、アレルギー除去食にも対応ができます。さらに、給食センターを建設することで、将来国が給食費無償化を実施する際、全員制給食への対応が可能となります。
施設規模 の検討	整形地ではない限られた土地を生かして必要な施設機能や配置等を精査し、最大限に活用できる適正な規模・手法を検討します。
延命化の検討	—
統廃合の検討	近隣に同種施設がないため、統廃合の可能性はありません。
複合化の検討	5,000食規模の給食センター建設を検討しており、運搬車両等を置くスペースを考慮すると、それ以外の機能を持たせられる敷地的な余裕はないと考えています。
機能集約 の検討	同種機能の民間賃借施設はないため、機能集約の可能性はありません。
建設中の 代替機能	—

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 7	<ul style="list-style-type: none"> ・整備に向けた府内検討 ・公民連携手法の導入検討 ・地盤調査等
R 8	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザルによる事業者公募及び選定 ・基本設計

R 9	・既存施設の解体工事 ・実施設計 建設工事
R 10	・建設工事
R 11	・準備期間を経て9月から事業開始（15年間業務委託）
供用開始予定	令和11年9月

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 検討	(番号) 1 6	(事業名) 少年の森管理棟再整備
施設所管課	子ども青少年部 青少年課	
住所又は地番	打戻 2 3 4 5 番地	
敷地面積	95, 287. 07 m ²	
延べ面積	現況	299. 56 m ²
現状・課題	<p>少年の森園内の施設のうち、管理棟については築 44 年経過しており、老朽化が進んでいます。またトイレについては、屋外用の簡易的なトイレが設置されており、臭いへの対策や手洗い場などの衛生面の整備が求められています。</p> <p>さらに屋外施設についてもアスレチックの安全性やため池の汚れ等がみられる他、駐車場の分かりづらさや台数不足等がみられます。これらの現状は青少年に様々な野外活動の場を提供し、健全な育成を図るために支障をきたします。これらの課題を解消するため園内施設について、再整備の検討を進める必要があります。</p>	

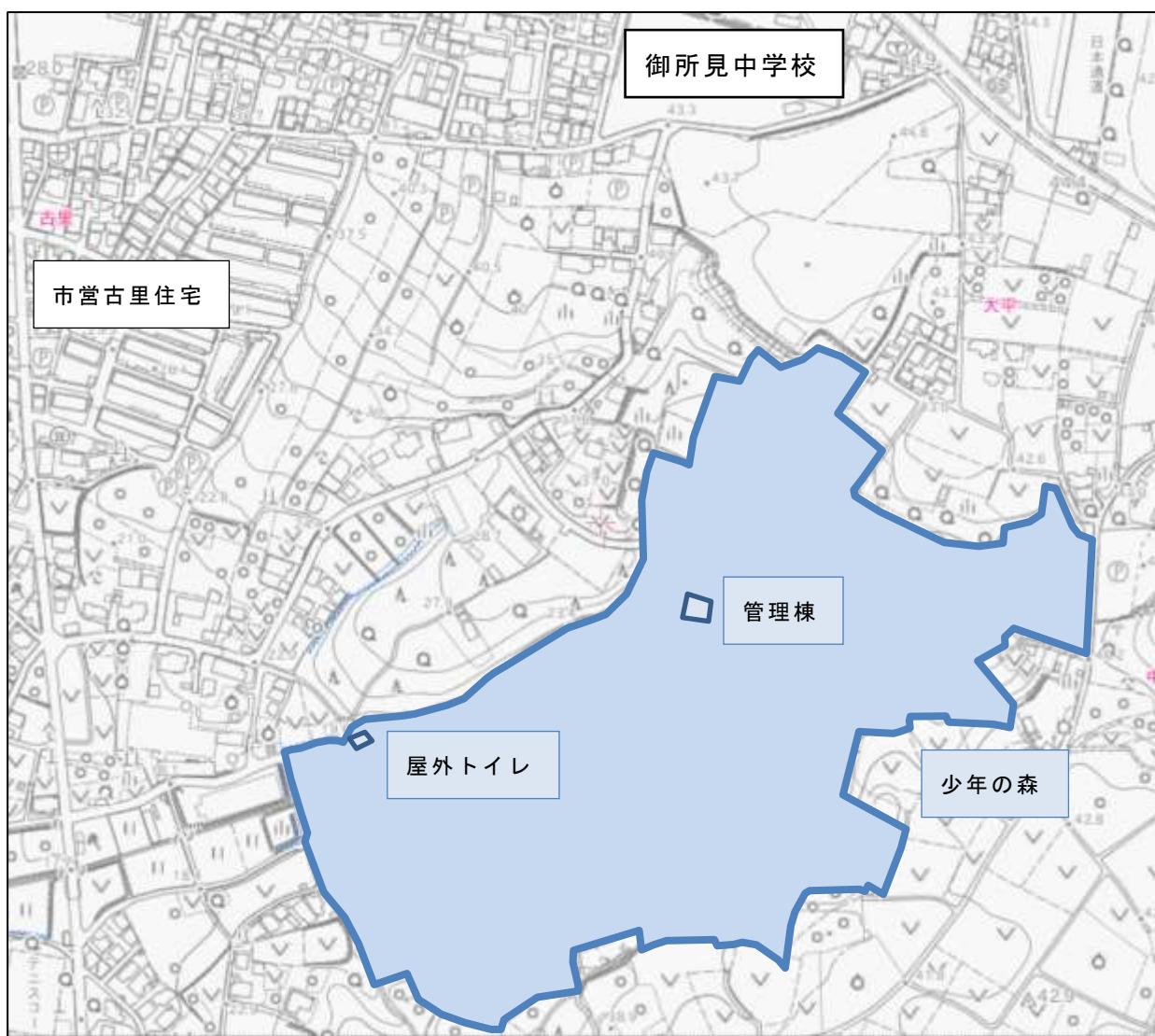
「再整備基本方針」に基づく検討

機能の必要性 (任意施設)	少年の森は様々な野外活動の場を提供し、心身の健全な発達を図ることを目的に設置しており、施設内のアスレチックコースや木製遊具、キャンプ場、宿泊研修施設など、多くの青少年団体や青少年育成団体、学校、市民に利用されています。今後も周辺地域との連携などによる北部地域全体の活性化のためにも少年の森は必要な施設となっています。
施設規模 の検討	必要な施設機能や配置等を精査し、適正な規模を検討します。
延命化の検討	既に築 44 年を経過しているため、延命化の可能性はありません。
統廃合の検討	近隣に同種施設がないため、統廃合の可能性はありません。
複合化の検討	近隣に施設がないため、複合化の可能性はありません。
機能集約 の検討	同種機能の民間賃借施設はないため、機能集約の可能性は低いが、少年の森再整備基本方針等と調和する施設の場合、機能集約することも選択肢の一つとして検討しています。
建設中の 代替機能	施設全体を再整備するため、休園する方向で検討しています。ただし、時期によっては工事エリア外で一部分を開くこともあり、その場合の事務所機能の設置方法については今後検討する予定です。

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 6まで	(R 5) 基本方針 (R 6) 基本構想
R 7～8	基本・実施設計
R 9～10	施工
供用開始予定	R 10年度中

[位置図（周辺地図）]



(実施・検討) 検討	(番号) 17	(事業名) 藤沢市民病院西館等再整備 [特別会計施設]
施設所管課	市民病院 病院総務課	
住所又は地番	藤沢二丁目6番1号	
敷地面積	38,662.61 m ²	
延べ面積 現状	20,714 m ² (西館 : 14,716 m ² エネルギー棟 : 1,496 m ² 救命救急センター : 4,095 m ² 救急ワークステーション : 407 m ²)	
現状・課題	<p>現在、竣工から35年が経過している西館については、東館の再整備の際に改修を行ったが、工期の関係や施設を稼働させながらの改修であったため、内装や化粧直しを中心とした改修に留まっており、給排水設備や空調等のインフラ整備は実施されていない状況にあります。そのため、既に寿命を向かえている配管の劣化により腐食等による漏水が認められるほか、管内の詰まり等が頻発する中、その都度、修繕や応急処置等により対応しています。</p> <p>実際、汚水管の漏水により、修繕のため手術室の一室に使用できない期間が発生するなど、病院の運営上、一刻の猶予も許されない状況にあります。</p>	

「再整備基本方針」に基づく検討結果

機能の必要性 (任意施設)	一（義務施設）
施設規模 の検討	高齢者の増加とともに、医療を必要とする人の増加が見込まれること、及び地域の基幹病院として高度医療を提供するため、施設規模としては、最低限、現状維持とします。ただし、高度医療に対応するため、医療機能の拡充が必要と判断された場合は、規模の拡大も視野に入れます。
延命化の検討	延命化には大規模な修繕が必要となり、その間の代替施設の建設や入院患者の移動及び制限など、病院の収益に多大な影響を及ぼす虞があるため、建て替えを前提とします。
統廃合の検討	市内唯一の市立病院であり、統廃合の可能性はありません。
複合化の検討	義務施設であり、施設の性質を踏まえると、近隣公共施設との複合化は適さないため、単独での整備を検討します。
機能集約 の検討	同種機能の民間賃借施設はないため、機能集約の可能性はありません。

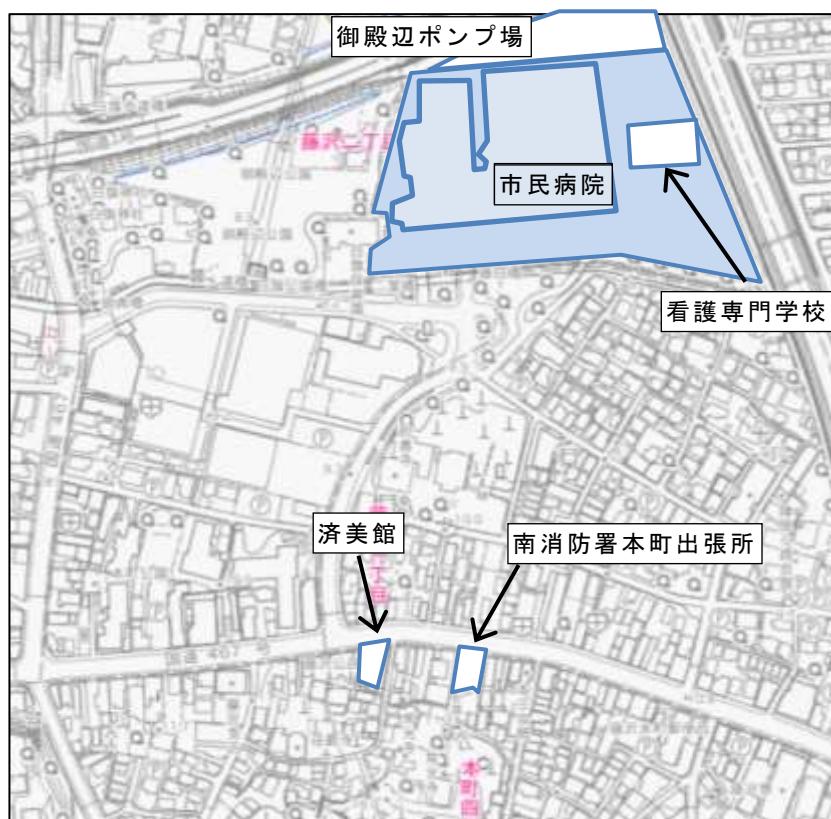
建設中の代替機能	新館建設後に旧館解体の流れとなるため、機能の空白期間はないと考えますが、工事ヤード等、新館建設による様々な制限等は発生すると考えられるので、精緻なローリング計画を立てる必要があります。
----------	--

事業スケジュール

年度	主な事業項目
R 6まで	基本構想
R 7	基本計画
R 8	基本計画策定（～9月末） 施工業者選定（10～3月）
R 9	施工着手（設計施工一括方式を予定）
R 10	施工（　　〃　　）
R 11	施工（　　〃　　）
R 12	竣工（12月） 解体・外構工事開始（～R 14.3）
供用開始予定	令和13年4月

※計画内容や諸条件によりスケジュールが変更になる可能性あり

[位置図（周辺地図）]



(8) PPP／PFI 導入の考え方について

ア PPP／PFI の簡易的な検討について

PPP¹／PFI²の導入について、「再整備基本方針」では、財政支出の削減及び平準化の観点から、施設の運営方法を含め、PPP／PFI といった民間活力の導入を、効果的かつ効率的なサービスの提供が可能となる手法の一つとして検討することとしています。

イ 本プランで対象とするPPP／PFI 手法

導入を検討するPPP／PFI 手法は、次のとおりとします。また、事業の性質や事業の範囲などにより他のPPP／PFI 手法が想定される場合にはこの限りではありません。

表Ⅱ－2－3 導入検討するPPP／PFI 手法

ア	民間事業者が施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式
イ	民間事業者が公共施設等の設計、建設及び運営等を担う手法	BTO 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO 方式（建設 Build-所有 Own -運営等 Operate） DB／DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate）
ウ	民間事業者が公共施設等の設計及び建設を担う手法	BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）

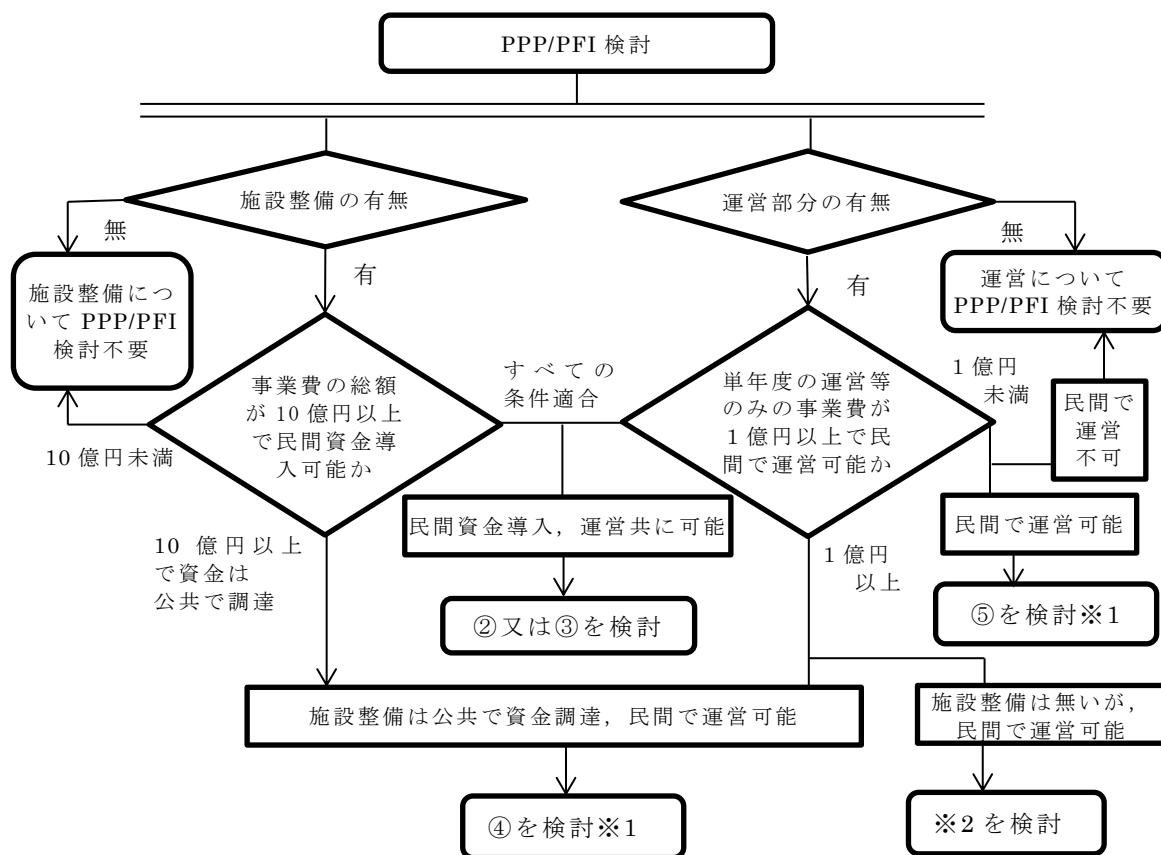
¹ PPP (Public Private Partnership) : 官と民の連携。事業の企画段階から民間事業者が参加するなど、幅広い範囲を民間に任せる手法。

² PFI (Private Finance Initiative) : 民間資金を活用した社会資本整備。地方自治体が基本的な事業計画を作り、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札で募る手法。

ウ PPP／PFI 手法導入優先的検討規程

内閣府の「「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について」（平成27年12月17日）に即して、平成29年3月に「藤沢市PPP／PFI手法導入優先的検討規程」を策定しました。図II-2-1に記載のとおり施設整備を行う際には、PPP／PFIの優先検討を行うこととします。

図II-2-1 PPP／PFI 優先検討フロー図



図中の②～⑤は次ページに記載

※1 図中の②～⑤は、「表II-2-4 PPP／PFI手法の公共と民間の役割」参照

※2 指定管理者制度を検討する場合は、「藤沢市指定管理者制度導入運用の基本方針」に基づく検討を行います。

※3 施設整備を伴わず、単年度の運営等のみの事業費が1億円以上で民間が運営可能な場合は、公共施設等運営権方式、指定管理者制度（※1）又は業務委託を検討します。

表Ⅱ－2－4 PPP／PFI手法の公共と民間の役割

	① 従来方式 (公設公営) (PSC)	② PFI方式 (民設民営) (BTO) (RO)	③ PFI方式 (民設民営) (BOT) (BOO)	④ デザインビルド (公設民営) (DB/DBO)	⑤ 公設＋包括運営 (指定管理者制度) (業務委託) (公共施設等運営権方式)
計画策定	公共	公共	公共	公共	公共
資金調達	公共	民間	民間	公共	公共
設計	公共	民間	民間	民間	公共
建設	公共	民間	民間	民間	公共
運営	公共	民間	民間	公共(DB) 民間(DBO)	民間
施設所有(建設時)	公共	民間	民間	公共	公共
施設所有(運営期間)	公共	公共	民間	公共	公共
施設所有 (運営期間終了後)	公共	公共	公共(BOT) 民間(BOO)	公共	公共
本市の事例	これまでの 公共施設	藤が岡二丁目地 区再整備事業 (BTO)		北部環境事業所 (DBO) 市民病院(DB)	指定管理者制度112施設 ※4

※4 2023年（令和5年）5月1日現在

Ⅲ 長期プラン

1 第3次再整備プランの進捗状況について

長期プランについても、検討が進めています。検討の進捗等によって、第4期短期プランの事業へ移行します。(表III-1-1 参照)

表III-1-1 第3次再整備プランの進捗状況

施設種類	進捗状況等
(1) 市民センター	老朽化が進むとともに手狭な状況であった辻堂市民センターの再整備を行い、令和3年に供用を開始しました。また、同様に老朽化が進んでいた善行市民センターの再整備については、健康プラザ棟を令和4年に供用開始しました。 鶴沼市民センターについては、地域住民との意見交換を行うなど、基本・実施設計に向けて検討を進めています。
(2) 地域市民の家	藤が岡市民の家について令和3年度に複合施設「藤-t e r i a」に移転したほか、同年度に藤沢石原谷市民の家について耐震強度不足に伴う機能回復のため再整備を行いました。また、令和4年度に「地域コミュニティ拠点施設のあり方方針」を改定し、老朽化が進む市民の家について今後の再整備の考え方などを更新しました。
(3) 公民館	第3期短期プラン実施事業に位置付けられた村岡公民館等再整備事業において、実施設計業務が完了しました。また、令和6年度以降は市民センターと公民館の一体化を検討しており、条例改正が可決された場合は、市民センターとして整理します。
(4) 市民図書館・市民図書室	総合市民図書館、辻堂市民図書館、湘南大庭市民図書館については、利用者サービス維持のため、必要性や優先度の高いものから施設修繕を実施していきます。OUR Project（生活・文化拠点再整備）における南市民図書館再整備及び各館の適正配置や機能、役割分担の見直しを検討します。
(5) スポーツ施設	施設の老朽化に対する部分修繕を実施するとともに、秋葉台公園及び石名坂温水プールの劣化度調査を行いました。併せて、スポーツ施設の再整備の検討に向けた基礎調査を令和5年度に行いました。
(6) 高齢者支援施設	老人福祉センターについては、利用者数が減少傾向にあることや高齢者のライフスタイルの変化及び施設の維持管理・運営に係るコスト縮減を踏まえ施設の在り方について検討を進めています。 老人憩の家については、「善行老人憩の家」と「長後老人憩の家」の立地や利用状況などを踏まえ、施設利用団体と協議調整を引き続き行っています。
(7) 障がい者支援施設	太陽の家については老朽化が進んでおり、「公共施設の安全性の確保」と将来を見据えた障がい児者を取り巻く課題解決を図る観点から、再整備について継続して検討しています。また、再整備に当たっては、周辺施設の機能集約・複合化に加え、整備手法、民間活力の導入についても並行して検討しています。 旧ふれあいセンターについては、令和4年度に解体を完了しました。今後、敷地内にある雑水槽排水のためのポンプの配管

		について、近隣地調査を実施します。
(8)	青少年施設	<p>施設の老朽化に対する計画的な修繕を実施しています。</p> <p>また、「OUR Project（生活・文化拠点再整備）」では、藤沢青少年会館の再整備を進めています。</p> <p>「少年の森管理棟再整備」を第4期短期プランの検討事業に位置づけます。</p>
(9)	放課後児童クラブ	<p>「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に基づき、放課後児童クラブの整備を進めました。</p> <p>2021年（令和3年）4月：大道小学校区放課後児童クラブ整備（藤が岡二丁目地区再整備）</p> <p>2022年（令和4年）4月：鵠南小学校区放課後児童クラブ整備（鵠南小学校等再整備）</p> <p>2023年（令和5年）4月：石川小学校区放課後児童クラブ整備（環境事業センター再整備（南北収集事務所統合整備））</p> <p>2026年（令和8年）4月：鵠洋小学校区放課後児童クラブ整備予定（鵠沼保育園等再整備）</p>
(10)	保育所	<p>「藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）」に基づき、再整備等を進めました。</p> <p>「鵠沼保育園等再整備事業」は、令和6年度中に新園舎での供用を開始し、その後、現園舎の解体並びに外構工事等を行います。「善行保育園、善行乳児保育園等再整備事業」は、実施設計と並行して埋蔵文化財発掘調査を実施しています。</p>
(11)	環境事業センター	環境事業センターについては、北部収集事務所に南部収集事務所を統合し、また、石川小学校区新設放課後児童クラブも併せて複合化し、令和5年2月から供用開始しています。
(12)	廃棄物等処理施設	<p>平成28年4月策定の「藤沢市焼却施設整備基本計画」に基づき、D B O方式により北部環境事業所新2号炉の整備を行い、令和5年4月から供用開始しています。</p> <p>石名坂環境事業所に関しては、令和4年3月策定の石名坂環境事業所整備基本構想に基づき、令和6年度から基幹的設備改良工事を行っています。</p> <p>「北部環境事業所1号炉再整備」及び「北部環境事業所し尿処理施設再整備」を第4期短期プランの検討事業に位置づけます。</p>
(13)	市営住宅	<p>「藤沢市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、外壁等改修工事、エレベーター更新工事を行い、市営住宅の長寿命化を図りました。また、耐用年数が近づく直接建設型市営住宅については、人口推計等に基づく市営住宅の将来的な需要を推計し、再整備方針の検討を行いました。</p> <p>「市営住宅再整備」を第4期短期プランの検討事業に位置づけます。</p>
(14)	消防署等	<p>辻堂市民センター再整備（南消防署辻堂出張所（第10分団）等） ⇒（市民自治部所管）令和3年8月完成、供用開始。</p> <p>村岡公民館等再整備（第6分団） ⇒（生涯学習部所管）令和5年に着工。第6分団については、令和6年着工。</p> <p>南消防署本町出張所（第9分団）再整備 ⇒令和5年中に仮設庁舎を建設し移転。令和6年に現在の庁舎を解体、令和9年中の供用開始予定。</p>

(15)	小学校・中学校・特別支援学校	<p>第3期短期プランにおいて、実施事業に位置づけられた3事業のうち「鵠南小学校等再整備」は、再整備を終え、令和6年9月に供用開始しています。</p> <p>「鵠沼中学校再整備」は、当初の計画から一部変更を行い、令和8年度から建設工事に着手し、令和10年度の供用開始を目指し事業を進めていきます。「辻堂小学校再整備」は、令和10年度の供用開始を目指し事業を進めていきます。</p> <p>第3期短期プランにおいて、検討事業に位置づけられた5事業のうち「鵠洋小学校再整備」、「片瀬小学校再整備」については、学校施設再整備第2期実施計画を踏まえ、第4期短期プランにおいて実施事業に移行するとともに、「明治中学校再整備」、「藤沢小学校再整備」及び「明治小学校再整備」については、引き続き検討事業に位置づけます。</p>
(16)	保健医療関連施設	<p>令和5年度に藤沢市保健所・南保健センターの建物調査を実施し、耐用年数に基づく修繕推奨項目等が抽出されました。建物全体の状態は良好ですが、空調設備については、保守や部品交換の対応が終了しているため、早めの更新をするよう指摘がありました。</p> <p>保健医療センターは平成6年度の開設から約30年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、電気設備や給排水設備、空調中央監視装置、駐車場についても再整備していく必要があります。</p> <p>大庭台墓園の既存立体墓地は平成7年度の供用開始後、市民の墓地需要にあわせて、普通納骨壇、集合納骨壇及び合葬納骨壇を順次増設し、整備を進めてきました。近年のペースで新規使用者が増加した場合、令和6年度までに墓所が不足する状況が見込まれたことから、将来の市民の墓地需要に継続して応えるため、新立体墓地と合祀墓の一体的整備について設計業務を進めてきましたが、建設資材の高騰等の影響により建設費用が増大したことから、一体的整備を中断し、既存立体墓地合葬納骨壇からの改葬先となる合祀墓のみの建設へ計画を変更しました。</p> <p>「藤沢聖苑再整備」を第4期短期プランの検討事業に位置づけます。</p>
(17)	産業・観光関連施設	<p>第3期短期プランにおいて実施事業に位置づけられていた江の島サムエルコッキング苑については、再整備を終え、令和4年11月に供用開始しています。</p> <p>令和6年度に、平成29年度策定の片瀬漁港関連施設の機能保全計画の改定を予定しています。改定にあたっては、これまで当該計画の対象外施設としていた荷さばき施設及び製氷貯氷施設の機能保全のためのガイドラインを、令和2年度に水産庁が策定したことを踏まえ、両施設の機能保全に関する内容を新たに規定し、この計画に基づき片瀬漁港関連施設全体の長寿命化に向けた整備を進めていきます。</p>
(18)	公園施設	<p>老朽化の進む公園のトイレ及び管理事務所の改築について、優先度を決定した上で、令和3年度に片瀬山公園トイレの改築工事を実施しました。</p> <p>第3期短期プランにおいて実施事業に位置づけられていた鵠沼海浜公園再整備については、再整備を終え、令和6年6月に供用開始しています。</p> <p>『藤沢市生物多様性地域戦略』の重点プログラムである「生物多様性センター機能の構築による連携、つながりの創出』を</p>

		具現化した施設として、長久保公園に「生物多様性センター」を、遠藤笹塙谷公園に「生物多様性サテライトセンター」を令和5年度に開設しました。 「長久保公園みどりの相談所再整備」を第4期短期プランの実施事業に位置づけます。
(19)	教育関連施設 (学校施設を除く)	八ヶ岳野外体験教室については、「建物等診断書・修繕計画書(2021年～2031年)」に基づき、優先順位をつけた修繕を行っています。 教育文化センターについては、老朽化が進んでいることから各施設及び空調機器などを改修中です。
(20)	市庁舎	再整備済みの本庁舎及び分庁舎等については、整備時に作成した中長期修繕計画に基づき、設備維持管理を実施しています。 令和4年度に市に移管された防災センターについては、移管時において築20年経過していることから、令和5年度に空調等設備の工事設計委託を実施しています。
(21)	その他施設	—
(22)	市民病院 〔特別会計施設〕	「藤沢市民病院西館等再整備」を第4期短期プランの検討事業に位置づけます。
(23)	下水道施設 〔特別会計施設〕	「藤沢市下水道総合地震対策計画」に基づき段階的に耐震対策を進め、第3期の期間内である、令和3～5年度においては浄化センター、各ポンプ場の耐震、耐津波診断、改築設計を実施しました。 また、気候変動による気象災害に対応するため、「藤沢市雨水管理総合計画」を令和4年度に策定し、計画に基づく浸水対策施設を第3次公共施設再整備プラン、短期プラン実施事業4生活・文化拠点再整備(藤沢市民会館等再整備)において、基本計画に位置づけ、検討委託を実施しました。

2 長期プランの改定について

長期プランは、これまでの施設運営や今後の人団推移、行政ニーズなどを考慮し、平成26年度からの20年間の「施設分類ごとの再整備に向けた方向性」を示したものであります。

第4次再整備プランでは、第3次再整備プランの進捗と施設に係る状況の変化、制度改正や新たな個別計画策定等を踏まえて、改訂します。

(1) 施設種類について

市民センターやスポーツ施設など、21の一般会計施設と、市民病院及び下水道施設の2つの特別会計施設を加えた合計23の施設種類を設定します。

(2) 記載内容について

施設種類ごとに、「現状・課題」を踏まえた「公共サービスのあり方」、「当該公共施設の将来的なあり方」を示します。併せて、第4期短期プラン期間内に進めることを示します。

個別施設を短期プランに掲載する段階では、「当該公共施設の将来的なあり方」を踏まえて、具体的な事業計画を示します。

なお、文化財保護法や都市公園法等により施設整備に制限がある施設についても、個別施設を短期プランに掲載する段階で、制限の範囲内において機能集約、複合化等を検討します。

(3) 長期プランの見直しについて

法改正や法制定などによる国、県の補助等の状況や新たな行政ニーズの発生など、状況の変化に合わせ、内容の更新や短期プランとの整合を図る必要が生じた場合、短期プランの更新時期を捉え、適宜見直します。

3 長期プラン（施設種類別）

表Ⅲ－3－1 施設種類一覧

施設種類	備考	ページ
(1) 市民センター		P 120
(2) 地域市民の家		P 121
(3) 公民館		P 122
(4) 市民図書館・市民図書室		P 122
(5) スポーツ施設	体育館、プールなど	P 124
(6) 高齢者支援施設	老人福祉センターなど	P 126
(7) 障がい者支援施設		P 128
(8) 青少年施設	地域子どもの家など	P 129
(9) 放課後児童クラブ		P 131
(10) 保育所		P 132
(11) 環境事業センター		P 133
(12) 廃棄物等処理施設		P 133
(13) 市営住宅		P 135
(14) 消防署等		P 137
(15) 小学校・中学校・特別支援学校		P 139
(16) 保健医療関連施設	保健所など	P 140
(17) 産業・観光関連施設	片瀬漁港関連施設、観光関連施設など	P 142
(18) 公園施設	管理事務所、トイレなど	P 143
(19) 教育関連施設（学校施設を除く）	八ヶ岳野外体験教室、教育文化センターなど	P 145
(20) 市庁舎		P 147
(21) その他施設	(1)から(20)に分類できない施設	P 148
(22) 市民病院〔特別会計施設〕		P 149
(23) 下水道施設〔特別会計施設〕		P 149

(1) 「市民センター」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	・藤沢市市民センター条例
現状・課題	<p>地域コミュニティの希薄化など、様々な地域課題に対して、更なる取組が必要になります。また、デジタル化の進展により市民センターを取巻く環境は、今後、大きく変化していくことが想定されます。</p> <p>また、多様化・複雑化する行政課題に対し、地域での解決力強化への変化を求めるニーズが高まる一方、対応できるキャパシティに限界がある市民センターもあります。</p>
公共サービスのあり方	デジタル化の進展などの社会状況の変化や市域でのバランスを踏まえ、窓口での手続きや地域づくり業務などの行政サービスのあり方について、今後さらに検討を行い、誰もが気軽に立ち寄れる地域住民にとって一番身近な施設をめざします。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	すべての市民センターを対象にEBPMによる行政サービスのあり方について検討を進めます。
⑥の選択理由	
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	市民センターの各施設・設備の老朽化の確認と改築・修繕計画の策定
R 8	改築・修繕計画に則った施設管理
R 9～10	同上

(2) 「地域市民の家」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	・藤沢市地域市民の家条例
現状・課題	全41施設中、旧耐震基準の14施設を含めて、19施設が築40年を超えており、施設の老朽化が進んでいます。また、過去10年間の平均利用率は約20%と低迷が続いていることから、施設ごとに事業継続の必要性を検証した上で、現代のニーズに合った施設へと計画的に更新していくことが必要となっています。
公共サービスのあり方	現代のニーズに合った施設へと計画的に更新していくことによって地域住民による様々な活動の場を継続して提供するとともに、地域市民の家における活動を通して住民同士のつながりを醸成し、地域コミュニティの活性化と持続可能な地域づくりを推進します。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	全ての市民の家
⑥の選択理由	
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	再整備計画・大規模改修の検討
R 8	計画に基づく再整備の検討
R 9～10	同上

(3) 「公民館」

令和6年度以降は市民センターと公民館の一体化を検討しており、条例改正が可決された場合は、市民センターとして整理します。

(4) 「市民図書館・市民図書室」

施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館法 ・藤沢市図書館に関する条例
現状・課題	<p>藤沢市においては、4市民図書館 11市民図書室が市内全域に配置され、きめ細やかなサービスを行っています。</p> <p>令和4年10月から開始した電子図書サービス、同年11月から開始した市民図書室のオンライン化により、藤沢市図書館において、より効率的・効果的な図書館運営を実施しています。今後は地区の人口動態や利用状況を検証し、地域性を考慮した特徴のある4館11室のあり方を検討します。</p> <p>また、現在、南市民図書館については、生活・文化拠点再整備事業の中で公民連携事業の考え方に基づき、新しい図書館のかたちを検討していきます。</p> <p>建物の老朽化が進む、総合市民図書館の施設管理や各分館の役割等を含め、藤沢市図書館として総合的な検討を行っていきます。</p>
公共サービスのあり方	<p>様々な世代が訪れ、利用者のライフサイクル・ライフスタイルに合わせた図書館を目指すとともに、ＩＣタグや図書資料の自動貸出・返却機、デジタルアーカイブの導入等、ＩＣＴを活用した先進的かつシームレスなつながりを意識した図書館運営、図書館サービスの構築を計画していきます。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	<ul style="list-style-type: none"> ・南市民図書館、生活・文化拠点再整備事業における複合化 ・総合市民図書館 <p>令和11年度に向けて総合館機能の移転を視野に入れた執行体制の検討を進めていくとともに、築37年が経過していることを踏まえ、将来的に想定される湘南台エリアの公共施設再整備を見据え、施設の複合化等についても検討が必要となります。</p>

	<p>・辻堂市民図書館</p> <p>辻堂・明治両市民図書室、辻堂市民図書館の利用率や施設の老朽化を鑑みながら、施設のあり方を検討する必要があります。今後、辻堂市民図書館の敷地については、公共施設（図書館）用地としての活用、周辺生活環境に配慮する条件での購入（譲渡）となつた経過もあり、跡地の活用方法については、慎重な検討を要します。</p>
⑥の選択理由	<p>・湘南大庭市民図書館</p> <p>隣接する湘南大庭市民センターの再整備計画に合わせて、湘南大庭地区の人口動態や同館の利用率、施設の老朽化を鑑みながら、図書館施設の形態・規模を含め再整備計画の中で図書施設をどのようにしていくのか検討が必要となります。</p> <p>・11市民図書室</p> <p>市民図書室のオンライン化により、引き続き、地区の図書貸出サービスの拠点としての充実を図り、4市民図書館と一緒に「図書館の全域旅游サービス」を推進していく。また、市長部局への移管に伴う施設のあり方についても検討していきます。</p>
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	<p>生活・文化拠点再整備事業における南市民図書館の設計の確定及び4市民図書館11市民図書室の適正配置や機能、役割分担の見直し</p> <p>図書館サービスにおけるICT化への計画の策定</p>
R 8	<p>4市民図書館11市民図書室の適正配置や機能、役割分担の見直し</p> <p>図書館サービスにおけるICT化への計画の策定及び段階的な取組</p>
R 9	<p>4市民図書館11市民図書室の適正配置や機能、役割分担の見直し</p> <p>図書館サービスにおけるICT化への段階的な取組</p>
R 10	同上

(5) 「スポーツ施設」													
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市秩父宮記念体育館条例 ・藤沢市石名坂温水プール条例 ・藤沢市スポーツ広場条例 ・藤沢市都市公園条例 												
現状・課題	<p>スポーツ施設については、市民が生涯にわたって多様なスポーツに親しみ、健康で明るく豊かなスポーツライフを実現する基盤となるよう市内における配置状況を考慮し、市域の南部と北部の2箇所に体育館を市域の南部、中部及び北部の3箇所にプールを設置しています。また、市内各所に野球場、球技場及びテニスコートを設置しています。</p> <p>令和5年度に実施した基礎調査での市民アンケートでは、プロ・トップスポーツを身近な場所で観戦できる施設の要望が多く出されると共に、関連団体へのヒアリングでは、人口に比較して施設数が少ない、施設・設備の老朽化、バリアフリーへの対応、スポーツを長く続けるための身近な活動場所を求める意見が多く出されています。</p> <p>なお、施設については、建設から40年を経過した施設もあり、施設の老朽化や不具合等の問題が発生していることから、長寿命化計画を策定し、計画的に修繕を実施していくとともに、スポーツ施設の再整備検討を進めていく必要があります。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th><th>施設名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父宮記念体育館 ・秋葉台文化体育館 </td></tr> <tr> <td>プール</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園屋内・屋外プール ・八部公園屋内・屋外プール ・石名坂温水プール </td></tr> <tr> <td>野球場</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・八部野球場 ・葛原スポーツ広場野球場 ・女坂スポーツ広場野球場 ・天神スポーツ広場野球場 ・辻堂南部公園野球場 ・桐原公園野球場 </td></tr> <tr> <td>テニスコート</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・八部公園テニスコート ・西浜公園テニスコート ・遠藤公園テニスコート ・辻堂南部公園テニスコート ・湘南台公園テニスコート </td></tr> <tr> <td>球技場</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園球技場 ・女坂スポーツ広場球技場 ・引地川親水公園球技場 (大庭スポーツ広場球技場) </td></tr> </tbody> </table>	施設	施設名称	体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父宮記念体育館 ・秋葉台文化体育館 	プール	<ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園屋内・屋外プール ・八部公園屋内・屋外プール ・石名坂温水プール 	野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・八部野球場 ・葛原スポーツ広場野球場 ・女坂スポーツ広場野球場 ・天神スポーツ広場野球場 ・辻堂南部公園野球場 ・桐原公園野球場 	テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・八部公園テニスコート ・西浜公園テニスコート ・遠藤公園テニスコート ・辻堂南部公園テニスコート ・湘南台公園テニスコート 	球技場	<ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園球技場 ・女坂スポーツ広場球技場 ・引地川親水公園球技場 (大庭スポーツ広場球技場)
施設	施設名称												
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父宮記念体育館 ・秋葉台文化体育館 												
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園屋内・屋外プール ・八部公園屋内・屋外プール ・石名坂温水プール 												
野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・八部野球場 ・葛原スポーツ広場野球場 ・女坂スポーツ広場野球場 ・天神スポーツ広場野球場 ・辻堂南部公園野球場 ・桐原公園野球場 												
テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・八部公園テニスコート ・西浜公園テニスコート ・遠藤公園テニスコート ・辻堂南部公園テニスコート ・湘南台公園テニスコート 												
球技場	<ul style="list-style-type: none"> ・秋葉台公園球技場 ・女坂スポーツ広場球技場 ・引地川親水公園球技場 (大庭スポーツ広場球技場) 												
公共サービスのあり方	「藤沢市スポーツ都市宣言」の理念である健康で豊かなスポーツライフの実現を目指し、サステイナビリティに施設を運営していくため、長寿命化計画に基づいた計画的な修繕、維持管理を実施していくことで利用者が快適に運動できる環境を整えていきます。また、「する」スポーツとして様々なスポーツが体験できる施設、「みる」スポーツとしてプロスポーツなどを身近な場所												

	で観戦できる施設など、スポーツによるまちづくりの一助となるようなスポーツ施設の再整備の検討を行います。
当該公共施設の 将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名 及び具体策	
⑥の選択理由	令和5年度の基礎調査や劣化度調査の結果を踏まえ、各施設の長寿命化や再整備、再編計画について検討していきます。
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	劣化度調査の実施及び長寿命化計画の策定 部分修繕の実施 スポーツ施設再編に係る基本構想策定に向けた諸課題の整理
R 8	長寿命化計画に基づく整備 スポーツ施設再編に係る基本構想策定
R 9	同上
R 10	長寿命化計画に基づく整備 スポーツ施設基本計画策定

(6) 「高齢者支援施設」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法 ・藤沢市老人福祉センター条例 ・藤沢市生きがい福祉センター条例
現状・課題	<p>老人福祉センターは、超高齢社会の進展とともに、高齢者の生きがいと健康づくりの拠点施設として、市内北部・中部・南部に各1館設置しています。しかしながら、国の施策においても、高齢者が徒歩でも参加できるような範囲で、小規模（地域の縁側など）に集う場面を数多く進めていく方向になっています。これを踏まえ、老人福祉センターなどの大規模な施設の在り方については、施設の統合や機能の整理を含め総合的に検討する必要があります。</p> <p>①市内中部にある「やすらぎ荘」については、1969年（昭和44年）の供用開始から55年以上経過しており、建物の老朽化に加え、現在の耐震基準未対応であること、バリアフリー未対応であることが課題となっています。</p> <p>②市内南部にある「湘南なぎさ荘」については、1991年（平成3年）から供用を開始し、築30年を経過しています。施設本体の給排水・空調設備機器などが耐用年数の経過に伴う更新時期を迎えていますが、当該機器はいずれも建物の地下階に設置されており、更新を行う場合に建て替えと同規模の工事が想定されています。</p> <p>③市内北部にある「こぶし荘」については、1999年（平成11年）から供用を開始し、築20年を経過しています。築年数は他の2センターと比べ、浅いですが、施設の修繕箇所が増加傾向にあります。</p> <p>老人憩の家は、1975年（昭和50年）に長後地区及び善行地区に建設された、高齢者の健康増進や学び・集う場として設置された無料で利用できる施設です。各施設の立地状況など違うことからも、それぞれの特性などを踏まえて、運営団体や利用者等に理解を得ながら、今後の在り方について検討が必要となります。</p>
公共サービスのあり方	一人ひとり自分らしい時間の過ごし方が尊重され、関わりすぎずかつ寄り添った支援があり、万一という時の困りごと等に相談ができる身近な居場所があること。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む）

	<ul style="list-style-type: none"> ■ ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） ■ ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名 及び具体策	②③⑤老人福祉センターについては、引き続きあり方について検討し整理を進めます。また、善行老人憩の家は建物の老朽化が進んでいることや、類似した機能を持つ善行団地集会所が隣接していることなどを踏まえ、運営委員会と調整をしながらあり方について検討し整理を進めていきます。
⑥の選択理由	⑥長後老人憩の家は、善行老人憩の家と同時期に建設されていますが、付近に公的施設がなく、損耗個所の修繕による対応を行いつつ、現状の体制を維持するものです。
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	⑤⑥施設再整備の方向性確定
R 8～10	未定

(7) 「障がい者支援施設」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	・ふじさわ障がい者プラン2026 ・太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例
現状・課題	現在、指定管理者、府内関係各課と運営方針等を検討していますが、方針が決定するまでの間についても、障がい者支援施設としての運営はしているため、安全に利用して頂くためにも、施設修繕等を含めた施設管理を適正に行っていく必要があります。
公共サービスのあり方	重度の障がい児者及びその家族が安心して利用でき、レスパイトケアも担える施設、サービスを提供すること。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	府内検討中
⑥の選択理由	—
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	運営方針の検討 府内検討 1 関係各課との協議・調整 2 指定管理者との協議
R 8～10	同上

(8) 「青少年施設」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市立児童館条例 ・藤沢市青少年会館条例 ・藤沢市地域子どもの家条例 ・藤沢市子どもの居場所づくり推進計画(令和7年度に改定予定) ・(仮称) 藤沢市こども計画
現状・課題	<p>地域子どもの家は、地域における子どもたちの遊びの拠点として、自由にのびのびと遊べる場所としての機能を備え、現在、18施設を設置しています。築年数が30年経過した施設も複数あり、老朽化した施設の再整備とともに、当該施設が未設置の小学校区では、子どもの居場所づくりの整備が課題となっています。また、「地域の子どもは地域で育てる」を理念に地域の方々で運営から見守りまでを行っていますが、担い手不足が生じています。</p> <p>児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、子育て中の親子や青少年活動団体などの活動の場として、平成9年度から地域子どもの家が未設置である5小学校区で整備し、同じ敷地内には創作活動室や相談室、放課後児童クラブ等が併設されています。</p> <p>藤沢青少年会館は、青少年に学習と活動の場、居場所等を提供することを目的として、1971年（昭和46年）に開設し、1996年（平成8年）に現施設に移転しました。集会室や体育室等において青少年向けの事業や居場所の提供を行い、多くの青少年等に利用されています。</p> <p>辻堂青少年会館は、青少年に健全な余暇活動の場等を提供することを目的として、1963年（昭和38年）に開設し、集会室や和室等が利用されていますが、建築から約60年を迎え、施設の狭小と老朽化が課題となっています。</p>
公共サービスのあり方	子どもや子育て世代の親子に安全・安心して遊べる場を提供するとともに、青少年の健全育成に資する活動を支えます。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	湘南台子どもの家・片瀬子どもの家・羽鳥子どもの家・鵠沼子どもの家・大越子どもの家・大庭子どもの家・六会子どもの家・長後子どもの家・鵠南子どもの家・八松子どもの家・秋葉台子どもの家・高谷子どもの家・俣野子どもの家・本町子どもの家・村岡子どもの家・中ものの家・大鋸児童館・辻堂児童館・鵠洋児童館・辻堂砂山児童館・石川児童館・藤沢青少年会館・辻堂青少年会館

⑥の選択理由	<p>地域子どもの家及び児童館は、地域に慣れ親しみ、子どもの成長過程において住民とともに一緒に育んできた施設として認知されており、住民協力のうえで、企画・運営が成り立っている。そのため、老朽化を理由に一概に再整備で拠点の移転や複合化することに馴染まないものがあり、現状の体制を維持していく必要がある。</p>
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	修繕計画に基づき、順次大規模修繕工事を実施
R 8～10	同上

(9) 「放課後児童クラブ」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・新・放課後子ども総合プラン ・放課後児童対策パッケージ ・藤沢市子どもの居場所づくり推進計画(令和7年度に改定予定) ・藤沢市放課後児童クラブ整備計画 (仮称) 藤沢市こども計画
現状・課題	放課後の待機児童解消のため、「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に基づき、放課後児童クラブの整備を進めています。人口の増減、保護者の就労状況、各小学校の施設内容や学校周辺の公共施設の状況など様々な視点から検討を進めています。
公共サービスのあり方	小学校内に設置できるよう検討を行いますが、小学校周辺における公共施設再整備の際には新設・移転も合わせて検討します。
当該公共施設の将来的なあり方	<p><input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化</p> <p><input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む）</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む）</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持</p>
①～⑤の施設名及び具体策	放課後児童クラブ
⑥の選択理由	—
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	令和6年度中に策定される「(仮称) 藤沢市こども計画」に基づき、整備方針を検討。
R 8～10	同上

(10) 「保育所」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市保育所条例 ・(仮称) 藤沢市こども計画
現状・課題	保育ニーズの対応や保育施設の安全性の確保及び保育環境の向上を図るため、令和7年度から令和11年度までを対象とした「(仮称) 藤沢市こども計画」を策定し、新設整備の検討、再整備等の取組を進めます。
公共サービスのあり方	多様化する保育ニーズへの対応、特に支援を必要とする児童が増加しており、これに対応する職員の育成や、地域における保育施設との連携・支援など、市全体の保育サービスの向上を図る役割を担う必要があります。
当該公共施設の将来的なあり方	<p><input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約</p> <p><input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討</p> <p><input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化</p> <p><input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持</p>
①～⑤の施設名及び具体策	<p>⑤明治保育園及び小糸保育園</p> <p>現藤沢市保育所整備計画（ガイドライン）において、「建物の老朽化や地区の待機児童の状況等を鑑み、今後の施設のあり方を検討」としており、現時点では⑤に該当いたしますが、就学前児童数の減少が進む中、保育ニーズは伸び続けており、</p> <p>令和6年度に策定する「(仮称) 藤沢市こども計画」において、再整備の方針も含め、改めて検討の必要があると認識しています。検討の結果次第では、第5次公共施設再整備プランにおいて、短期プランの実施事業に位置づける必要性があると考えています。</p>
⑥の選択理由	またの保育園及び高山保育園 現時点で具体的な整備策はありません。
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	「(仮称) 藤沢市こども計画」運用開始
R 8～10	未定

(11) 「環境事業センター」

環境事業センターについては、北部収集事務所に南部収集事務所を統合し、また、石川小学校区新設放課後児童クラブも併せて複合化し、令和5年2月から供用開始しています。

(12) 「廃棄物等処理施設」

施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 ・藤沢市焼却施設整備基本計画 ・石名坂環境事業所整備基本構想 ・湘南東ブロックし尿処理広域化方針
現状・課題	<p>廃棄物等処理施設は、中間処理施設として、破碎及び資源化を行いうリサイクルプラザ藤沢と焼却を行う石名坂環境事業所及び北部環境事業所の3施設があります。また、北部環境事業所内にはし尿処理施設が1施設あります。最終処分施設としては、谷根最終処分場、長後中分最終処分場、葛原最終処分場、葛原第二最終処分場及び女坂最終処分場の5施設があり、合計で9施設です。</p> <p>順次老朽化してくる、各処理施設の更新または延命化の計画を、財源確保や建設用地の確保も含め長期的視点に立ち策定する必要があります。</p> <p>し尿処理施設に関しては、令和5年3月に策定された湘南東ブロックし尿処理広域化方針により、北部環境事業所において、し尿処理の広域化及び施設の集約化が示されたため、汚泥再生処理センターとして整備計画を策定する必要があります。</p> <p>埋め立て処分が完了した最終処分場4施設については、廃止に向けて維持管理をしています。現在、埋め立てが行われている女坂最終処分場については、適正な維持管理と延命化を図っていく必要があります。</p>
公共サービスのあり方	従来の廃棄物の適正処理だけではなく、ごみの減量化や資源化を促進する循環型社会の形成に資することに加えて、発電によるエネルギー供給や災害時対応など SDGs や地域循環共生圏の構築に資する中核的施設としての役割を明確化していきます。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む）

	■ ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名 及び具体策	
⑥の選択理由	<p>一般廃棄物の処理は市町村に処理責任があることから、一般廃棄物の処理施設は公共施設として維持しなければならないことから施設の廃止は困難である。また、破碎・資源化する施設及び埋立可能な最終処分場は市内で1施設であること及び藤沢市が南北に長く、ごみの収集効率を考慮すると南北にそれぞれ1施設ずつ焼却施設を設置することが効率的であることから、機能集約化も困難である。</p> <p>以上から現状の体制を維持していくもの。</p>
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	藤沢市焼却施設整備基本計画改訂（1年目） 湘南東ブロックし尿処理広域化施設整備基本計画策定 北部環境事業所（し尿処理施設）土壤汚染調査 仮設し尿処理施設賃貸借（1年目）（期間：令和7年度～令和13年度）
R 8	藤沢市焼却施設整備基本計画改訂（2年目） 仮設し尿処理施設賃貸借（2年目）
R 9	北部環境事業所1号炉生活環境影響調査（1年目） 北部環境事業所1号炉発注支援業務（1年目） 既存し尿処理施設解体工事（1年目） 湘南東ブロックし尿処理広域化施設発注支援業務（D B O方式の場合）（1年目） 湘南東ブロックし尿処理広域化施設設計委託（公設の場合） 仮設し尿処理施設賃貸借（3年目）
R 10	北部環境事業所1号炉生活環境影響調査（2年目） 北部環境事業所1号炉発注支援業務（2年目） 湘南東ブロックし尿処理広域化施設発注支援業務（D B O方式の場合）（2年目） 既存し尿処理施設解体工事（2年目） 仮設し尿処理施設賃貸借（4年目） 湘南東ブロックし尿処理広域化施設生活環境影響調査

(13) 「市営住宅」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法 ・藤沢市市営住宅条例 ・藤沢市市営住宅等長寿命化計画（令和2年3月策定） ・（仮称）藤沢市市営住宅マネジメント計画（令和7年度策定予定） <p>…「藤沢市市営住宅等長寿命化計画」を見直すとともに、市営住宅の再整備計画を包含した内容に改定する。</p>
現状・課題	<p>【現状】</p> <p>公営住宅法施行令に定められた耐用年数70年を令和16年に迎える直接建設型の市営住宅があることや、その他の住宅も老朽化が進んでいます。</p> <p>また、市営住宅の運営管理について、平成18年度から指定管理制度を導入していますが、公営住宅法の規定により、本市が低廉な家賃で賃貸し、または転貸することが法で定められているため、民間事業者等の創意工夫により、収益性を高め、委託料の削減につなげるなどの取組みが難しい状況にあります。</p> <p>【課題】</p> <p>直接建設型市営住宅の更新時期と借上型市営住宅の賃貸借契約期間が満了することから、公営住宅の将来需要を基にした管理戸数の適正化と建替え等にかかる費用の財政平準化が課題となっています。</p> <p>また、入居者の利便性と事業の収益性を高めるため、PPP/PFIなどの事業手法を検討する必要があります。</p>
公共サービスのあり方	<p>近年、市営住宅は低額所得者向け住宅としての機能だけでなく、住みやすさ、暮らしやすさ、地域とのつながりなど、多様な機能が求められています。</p> <p>そのため、市営住宅には、地域をどのようにしたいかといったビジョンとともに、多様な機能を資するサービス・コンテンツにより、今後のエリア価値の向上を目指すことが必要となります。その手法として、民間活力等を活用した施設整備を行い、建替地エリアの価値向上を目指します。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	<p>②同一機能の機能集約を検討</p> <p>次の対象住宅について、解体・集約を検討します。集約先につ</p>

	<p>いては、余剰敷地の広い市営住宅を検討いたします。</p> <p>【対象施設予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渋谷ヶ原住宅A・B号棟：2棟 48戸（経過年数60年） ・古里住宅1～16号棟：16棟 440戸（経過年数57年） ・滝ノ沢住宅1～6号棟：6棟 150戸（経過年数48年） ・遠藤第二住宅1～14号棟：14棟 234戸（経過年数49年） <p>※対象住宅は、今後の検討により変更になります。</p> <p>※経過年数は、令和6年度末で各住宅の最も古い経過年数を記載しております。</p> <p>【具体策】</p> <p>旧耐震基準である渋谷ヶ原住宅A・B号棟、古里住宅、滝ノ沢住宅、遠藤第二住宅を対象に、住宅の解体・集約を検討いたします。その解体・集約にあたり、公営住宅の将来需要を基に、財政平準化の観点から、公営住宅の耐用年数である70年に到達する前に再整備の前倒しを図る必要があると考えます。</p> <p>③他の機能と複合化について</p> <p>他公共施設との複合化を検討するとともに、入居者だけでなく近隣市民のための住みやすさ、暮らしやすさ、地域とのつながりの向上にも資するような民間施設との複合化をイメージしています。</p> <p>【具体策】</p> <p>まちづくりの観点から、その手法として、民間活力等を活用した施設整備を検討し、PPP／PFIで事業化を検討します。</p>
⑥の選択理由	—
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市市営住宅等長寿命化計画を改定し、（仮称）藤沢市市営住宅マネジメント計画を策定（直接建設型の再整備・長寿命化、借上型市営住宅の返還等の方針）
R 8	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅のあり方検討について、庁内調整（複合化対象検討把握） ・事業予定地の有効活用に関するサウンディングの実施
R 9	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の策定
R 10	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備計画を策定する事業者の公募・選定

(14) 「消防署等」	
施設の設置に関する 法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法 ・藤沢市消防本部等設置条例 ・消防力の整備指針（平成12年1月20日施行 消防庁） ・藤沢市消防力の整備指針（令和5年4月改正）
現状・課題	<p>旧耐震基準で建築されている消防庁舎については、大規模震災時における安定した消防力確保のためにも早期の再整備が必要です。</p> <p>「将来人口推計」や「昨今の複雑多様化する災害」に鑑みると、今後も「2署12出張所1分遣所1救急ワークステーション31分団」という現状の体制は、市民の安全・安心を確実に守るために必要であるが、可能な限り、消防団器具置き場や市民センターと消防庁舎の合築など関係部署と連携し、機能集約・保有量削減について模索をしていきます。</p> <p>また、設備等に不具合がある庁舎が多く、計画的に改修工事を進める必要があることから庁舎の現状を「見える可」するための劣化度調査等を行い、優先順位を明確にしつつ、庁舎の予防保全を進める予定です。</p> <p>将来を見据えると、人口増加のピーク以降も高齢化の進行が見込まれており、救急需要はさらに高まることが予測されるとともに、119番通報の増加なども懸念されます。</p> <p>そのため、救急隊の配備増強も視野に入れた救急体制や令和14年のシステム全更新を控える指令体制などの総合的な消防体制の充実強化を図る必要があることから、施設整備に合わせ検討をしていきます。</p>
公共サービスの あり方	<p>消防庁舎については、市民の安全・安心を守る地域防災拠点であり、安定した消防力を発揮するため、適正な維持管理、計画的な改築が求められます。</p> <p>また、市民が常に「守られている」と安心感が得られるような、親しみやすい消防庁舎の整備を意識し、地域に溶け込む施設とし、「開かれた消防行政」を推進する必要があります。</p>
当該公共施設の 将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名	消防署所と消防団器具置き場の複合化

及び具体策	消防庁舎（署所及び消防団器具置き場）と市民センター、公民館等の合築
⑥の選択理由	現状の災害対応能力を減じさせることはできないため、2署12出張所1分遣所1救急ワークステーション31分団の現状体制は、維持する必要があります。
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	プラン「検討」事業を進めるために仮設用地の検討を継続して進めるとともに、他の改築整備を進める手法に津いても調査を行っていく。 「劣化度調査」の結果に基づき、庁舎改修の優先順位を明確にし、修繕を行い、施設の長寿命化を進めます。
R 8～10	同上

(15) 「小学校・中学校・特別支援学校」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法 ・藤沢市学校設置条例 ・藤沢市立学校施設再整備基本方針 ・藤沢市立学校施設再整備第2期実施計画
現状・課題	<p>小学校が35校、中学校が19校、特別支援学校1校、合計で55校あります。このうち、建築後40年以上が経過している校舎棟を保有する学校が41校、屋内運動場を保有する学校が38校あり、施設の老朽化が進んでいます。施設の安全性を確保するため、再整備を計画的に進めていくことが重要です。</p> <p>プールにおいても校舎棟や屋内運動場同様、老朽化が進んでおり、継続的な使用ができなくなるおそれがあることから、学校プール集約化に関する方針を令和4年度末に策定しました。学校間共同利用・市営プール活用・民間プール活用、それぞれの手法で水泳授業ができるか検討し、プール集約化を図っていきます。</p> <p>児童生徒数は、今後減少していくことが見込まれていますが、現在、過大規模となっている学校が2校、児童生徒数の一時的な増加への対応として、仮設校舎を設置している学校が14校あります。小学校における少人数学級の段階的な実施は令和7年度までですが、今後も、一部の学校で教室不足が見込まれています。</p> <p>一方、児童生徒数の減少により小規模となる学校が増える見込みもあり、学校規模の格差により、教育活動における一定の質の維持に課題が生じています。</p>
公共サービスのあり方	義務教育施設として引き続き、現状のサービスを維持し続け、子どもたちが安全・安心して過ごせる施設としていく。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input checked="" type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	②学校適正規模・適正配置の検討による将来的な統廃合を検討。 ③児童の居場所づくりとなる放課後児童クラブ等のスペースの確保を検討。
⑥の選択理由	義務教育施設として引き続き、現状のサービスを維持し続ける必要がある。
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7～R 10	学校施設再整備基本方針及び学校施設再整備第3期実施計画（令和8年～令和12年）、見直し作業

(16) 「保健医療関連施設」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市保健所及び保健センター条例 ・藤沢市斎場条例
現状・課題	<p>藤沢市保健所・南保健センターは、開設より18年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。適切かつ効率的な修繕等を図るため、令和5年度に建物調査を実施し、修繕推奨項目が洗い出されました。特に空調設備は、部品交換の対応が終了しており、壊れた場合には全体更新を要する状態となっています。照明設備についても、令和9年末までに蛍光灯の製造が終了することから、計画的な更新を進める必要があります。</p> <p>また、立地から塩害や水害を受けやすいため、減災を怠らず建物の長寿命化を図れるような運営を行う必要があります。</p> <p>保健医療センターは開設から約30年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいるため、市民が安全に利用できるように予防保全を進める必要があります。</p> <p>大庭台墓園では、新規貸付墓地の終了が見込まれていることから、合葬納骨壇の再募集や新たな墓地形態の導入も含め、今後の墓地運営継続のための収入確保策を検討する必要があります。</p> <p>また、大庭台墓園管理事務所は開設から40年以上が経過し、施設・設備の経年劣化がみられることから、施設の全面的改修が必要であると考えています。さらに、同敷地に立地する市斎場も同時期開設の施設であることから、施設リニューアルと機能スリム化についても検討の余地があります。</p>
公共サービスのあり方	<p>現状において両施設は医療及び福祉に関する総合的な市民サービスを提供している。</p> <p>保健所・南保健センターは地域保健法において規定された施設であり、本市の公衆衛生の向上と増進を図る為に必要不可欠の施設である。</p> <p>保健医療センターについては市民の生涯に渡る健康を守るために、同施設内で乳幼児健診などを実施しており、市民の健康増進に寄与する施設であり、現時点では現状を維持する施設であるとらえている。</p> <p>大庭台墓園については、本格的な多死社会を迎える中、今後も継続して市民の墓地需要に応えていく必要があるため、新たに供用開始を予定する合祀墓に加え、社会情勢を踏まえた新たな墓地形態の検討・導入を進めることができると捉えており、管理運営手法の検討も含め、収入・収支のバランスを図りながら公共墓地として健全な運営を継続させていく必要があります。</p>
当該公共施設の	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約

将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名 及び具体策	—
⑥の選択理由	<p>保健所・南保健センターは地域保健法において規定された施設です。また、公衆衛生や医療及び福祉に関する総合的な市民サービスを提供しているため、現状維持と判断しました。</p> <p>保健医療センターは市民の生涯に渡る健康を守るために、同施設内で乳幼児健診などを実施しており、市民の健康増進に寄与する施設であるため現状維持と判断しました。</p> <p>墓地や遺骨に対する意識の変化が進む可能性はあるものの、今後多死社会が本格化する中で、公共墓地の必要性は継続または一定程度高まると見込まれるため。</p>
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	受変電設備改修工事、駐車場舗装改修工事（保健医療センター） 空調設備更新工事設計委託、ロールスクリーン新設工事（保健所） 合祀墓建設工事及び運用開始（大庭台墓園） 墓地に対する市民意識調査の実施（大庭台墓園・斎場）
R 8	照明LED改修工事（保健医療センター） 令和5年に実施した建物劣化度調査から令和6年度に策定を予定している修繕・保全計画をもとに施設の整備を行う（保健所） 空調設備設計精査、照明設備LED化（保健所） 新たな墓地形態の導入検討（大庭台墓園） 大庭台墓園管理事務所及び藤沢市斎場の整備方針の検討（大庭台墓園・斎場）
R 9	自動制御リモート装置1更新工事（保健医療センター） 令和5年に実施した建物劣化度調査から令和6年度に策定を予定している修繕・保全計画をもとに施設の整備を行う（保健所） 空調設備更新工事（保健所） 新たな墓地形態の導入準備（大庭台墓園） 大庭台墓園管理事務所及び藤沢市斎場の整備方針の検討（大庭台墓園・斎場）
R 10	自動制御リモート装置2更新工事（保健医療センター） 令和5年に実施した建物劣化度調査から令和6年度に策定を予定している修繕・保全計画をもとに施設の整備を行う（保健所） 空調設備更新工事（保健所） 新たな墓地形態の導入（大庭台墓園） 大庭台墓園管理事務所及び藤沢市斎場の整備方針の検討（大庭台墓園・斎場）

(17) 「産業・観光関連施設」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	なし
現状・課題	<p>「地域経済を循環させる」ことを基本目標として、産業基盤の整備を進めるとともに、地産地消の推進により都市農業と水産業を守り育ててきました。</p> <p>片瀬漁港関連施設については、平成19年3月の供用開始から年月が経過し、機器の老朽化による機能低下が進んでおり、機能保全計画に基づく適切な維持管理をする必要があります。また、観光関連施設については、国内外からの観光誘客をさらに進め、「選ばれ続ける観光都市」としての整備を進めていきます。</p>
公共サービスのあり方	<p>片瀬漁港関連施設は、本市の漁業を支える重要な施設ですが、近年、漁業者の高齢化や水揚量の大幅な減少が懸念されており、将来的には漁港の施設や用地の有効活用の検討が必要となることが想定されます。このことを踏まえ、水産業振興や地域活性化のために、将来を見据えながら、適切な維持管理により漁港施設の長寿命化を図り、継続的に使用する必要があります。</p> <p>観光関連施設については、国内の人口減少に伴い観光需要も減少が懸念される中、「選ばれ続ける観光都市」であるため、共創する観光を具現化し、経済活性化のみならず、関係人口の創出や、シティプロモーションの推進拠点として機能するような有効利用が期待されています。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	—
⑥の選択理由	施設機能として、統廃合に馴染まない施設であるため。
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	令和6年度に策定を予定している機能保全計画に基づく適切な維持管理を実施
R 8～R 10	同上

(18) 「公園施設」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市都市公園条例 ・藤沢市公園施設長寿命化計画 ・藤沢市生物多様性地域戦略（生物多様性基本法） ・藤沢市生物多様性実行プラン ・藤沢市緑の基本計画（都市緑地法）
現状・課題	<p>公園のトイレ及び管理事務所は設置後30年以上経過しているところが多く、老朽化が進んでいるため、平成23年度から改築を順次進めており、今後も優先度を定めて改築を進めていくとともに、「減らす」「直す」取組により、より効果的な施設管理を行っていく必要があります。</p> <p>また、令和6年度からの次期指定管理の更新により、公園のトイレについては、指定管理者による管理となることから、民間事業者によるノウハウを活かしながら、維持管理等にかかる経費節減等を図る必要があると考えます。</p> <p>生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に向けて、生物多様性センター（長久保公園）を拠点に、三大谷戸（川名清水、石川丸山、遠藤笹窪）（生物多様性サテライトセンター）と連携したネットワーク機能を構築するため、各谷戸の特性やボランティア活動団体等の意向を踏まえ、「川名清水」及び「石川丸山」に必要な機能等の検討を行う必要があります。</p>
公共サービスのあり方	<p>公園のトイレについては、施設を整備・改築するだけではなく、利用状況等にあわせたトイレの清掃や点検の実施、ベビーシートの設置等、公園利用者が安心して利用できるよう、きめ細やかなサービスの提供が必要であり、今後は、指定管理者と連携を図りながら、より効果的な維持管理に取組んでいく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性センター及びサテライトセンターを中心とした行政、市民活動団体、大学等の各ステークホルダー間で連携したマルチパートナーシップの構築 ・指定管理者と連携した市民ニーズを捉えた講習会・自然観察会等の普及啓発活動の推進
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	—

⑥の選択理由	<p>公園のトイレについては、近隣公園等の比較的大規模な公園に設置しており、機能集約や複合化の計画はないため。</p> <p>生物多様性センターを拠点に、同サテライトセンターと連携したネットワーク機能を構築するため、引き続き、各谷戸の特性やボランティア活動団体等の意向を踏まえ、「川名清水」及び「石川丸山」に必要な機能等の検討を行うものです。</p>
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	<p>指定管理者と連携した維持管理の実施 自然環境実態調査等を踏まえた石川丸山谷戸の保全手法の再検討 関連事業の進捗を注視したなかでの川名清水谷戸の保全</p>
R 8～R 10	同上

(19) 「教育関連施設」(学校施設を除く)	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市八ヶ岳野外体験教室条例 ・藤沢市教育文化センター設置条例
現状・課題	<p>八ヶ岳野外体験教室については、開室から30年以上が経過し、各所に経年による劣化や気象条件等による損傷が散見されますが、指定管理者が令和3年3月に作成した「建物等診断書・修繕計画書（2021年～2031年）」に基づき、優先順位をつけた修繕を行うことにより、安全確保及び建物の延命を図っています。</p> <p>教育文化センターについては、ハード面では老朽化から雨漏り、断水などが発生しており、空調機器等にも各種不具合が例年見られる状況です。</p>
公共サービスのあり方	<p>八ヶ岳野外体験教室については、自然の中で宿泊しながら学び体験できることを、学校の児童生徒のみならず、様々な社会教育団体や市民が利用し享受できるようにすることで、本市に関係する人々のウェルビーイングに貢献する。</p> <p>教育文化センターについては、藤沢市における教育を充実させるために、予想困難な現代に求められている資質・能力の育成を行っていき、学習指導要領の目標である「生きる力」を育むための授業等、時代に即した研究や研修等を用意するとともに、刊行物等を通して藤沢市の教育について、市民にもより分かりやすく発信していく。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<p><input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input checked="" type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持</p>
①～⑤の施設名及び具体策	<p>【教育文化センター】</p> <p>教員の負担が増加し、子どもの多様性に寄り添い藤沢市の教育水準を確保するため、教育施設の体制維持は必要となります。一方で、公共施設再整備プランに基づき、現在と同じ機能を維持する以外に、現在地に学校施設等を含めた複合施設とすること及び別の施設等への機能の移転も検討する必要があります。いずれの場合も、主に専門図書室や理科研修等の管理場所の確保、教員研修に関して人数及び移動距離、利用頻度に適している研修場所が確保できているかが重要となります。</p>
⑥の選択理由	<p>【八ヶ岳野外体験教室】</p> <p>児童生徒が豊かな自然の中で集団生活や野外体験を通して心身を鍛え、もって健全な人格を形成していくための教育施設とし</p>

	て維持する必要があります。
令和 7 年度から令和 10 年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	施設全体の老朽化を確認し、適切な支出による改修を行う。（八ヶ岳野外体験教室） 施設全体の老朽化を確認し、適切に修繕等を行う。（教育文化センター）
R 8～R 10	同上

(20) 「市庁舎」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	・劣化診断の長期整備計画
現状・課題	<p>再整備済みの本庁舎及び分庁舎等については、整備後おおむね10年目に一部設備の交換対応等を予定しているため、財源確保が課題です。</p> <p>防災センターは、2002年に建設以降、電気機械等設備の更新がなされていないため、老朽化が進んでおり、早急な対応が必要になっています。</p>
公共サービスのあり方	<p>市庁舎の再整備事業においては、将来も見据える中で、本庁舎、分庁舎及び防災センターの近接する3つの庁舎を活用することとしました。</p> <p>今後も当面は、社会情勢の変化に伴う機能縮小の想定がないことから、「人・環境にやさしい市民に親しまれる庁舎」として、市直営により適切に管理運営します。</p>
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	—
⑥の選択理由	当面は、社会情勢の変化に伴う機能縮小の想定がないため
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	防災センター非常用自家発電設備改修工事 設備のオーバーホール
R 8	防災センター空調等設備改修工事（第一期） 通信指令室、各オーバー室
R 9	防災センター空調等設備改修工事（第二期） 執務室・共用部等
R 10	防災センター照明設備改修工事 照明設備のLED化

(21) 「その他施設」	
施設の設置に関する法令・整備計画等	—
現状・課題	<p>自転車駐車場、防災備蓄倉庫及び公衆便所など、(1)から(20)の施設種類（特別会計施設を除く。）に分類できない施設を「その他施設」として分類しています。</p> <p>これら施設については、個々に利用状況などの現状及び課題を把握していきます。</p>
公共サービスのあり方	「その他施設」については、施設設置目的が限定された専門的な施設が多いことから、個々の施設状況を見極めながら、今後の再整備の中で、公共サービスのあり方について検討を行います。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	「その他施設」については、施設設置目的が限定された専門的な施設が多いことから、個々の施設状況を見極めながら、今後の再整備の中で、機能集約、複合化、統廃合について検討を行います。
⑥の選択理由	
令和7年度から令和10年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7～R 10	未定

(22) 「市民病院」	[特別会計施設]
「藤沢市民病院西館等再整備」を第4期短期プランの検討事業に位置づけます。	

(23) 「下水道施設」 [特別会計施設]	
施設の設置に関する法令・整備計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市公共下水道事業計画 ・藤沢市下水道総合地震対策計画 ・藤沢市雨水管理総合計画 ・下水道施設再構築基本方針（策定中）
現状・課題	<p>南部処理区は昭和30年、東部処理区は昭和52年に下水道事業を着手しており、ストックマネジメント計画に基づいて処理場・ポンプ場の老朽化が進行している箇所から改築事業を進めています。</p> <p>しかし、改築事業を進めるにあたり、耐震化・耐津波化や耐水化の各特定計画との整合を図りながら対策する必要があることから、技術的・物理的課題の抽出等を行い、処理区・排水区の再編成及びポンプ場の統廃合やネットワーク化等の抜本的な対策について検討し、再整備を進める必要があります。</p>
公共サービスのあり方	都市における生活環境を改善し、浸水を防除するとともに、海や川の水質を保全するなど、市民の暮らしや都市機能、水環境をまもるために欠かすことのできない生活基盤である下水道を次世代に引き継ぎ、快適で安全、安心な市民生活を守り、地球環境の保全、都市の成長を目指します。
当該公共施設の将来的なあり方	<input type="checkbox"/> ①同一機能を機能集約 <input type="checkbox"/> ②同一機能の機能集約を検討 <input type="checkbox"/> ③他の機能と複合化 <input type="checkbox"/> ④廃止（民間へのサービス移管を含む） <input type="checkbox"/> ⑤廃止を検討（民間へのサービス移管を含む） <input checked="" type="checkbox"/> ⑥現状の体制を維持
①～⑤の施設名及び具体策	<p>施設の耐震、耐津波、耐水化につきましては、各計画等に合わせ、機能集約、他の機能との複合化を視野に入れた検討を行い、事業を進めます。</p> <p>また、施設規模の最適化、施設の再構築について検討を進め、令和7年度に本市の下水道施設再構築についての基本方針を定め、その後、基本方針に基づき「下水道施設再構築計画」を策定し、事業を継続的に進めていきます。</p> <p>また、神奈川県が策定した「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づき関連市町と連携をしていきます。</p>
⑥の選択理由	記載なし

令和 7 年度から令和 10 年度の主な取組	
年度	取組内容
R 7	下水道施設再構築基本方針策定
R 8	
R 9	下水道施設再構築計画策定(令和 10 ~ 14 年度)
R 10	